

ジャーナリズム&メディア

日本大学法学部新聞学研究所

16

ジャーナリズム & メディア

第 16 号

日本大学法学部 新聞学研究所

2021年3月

ジャーナリズム&メディア

(第16号)

2021年3月

目 次

【特集 「広がるテレビ・アーカイブ活用の可能性 研究・教育の実践例・先行例から考える」】

特集解題	5	米 倉 律
対談：アーカイブは「放送」と「放送研究」の何を変えようとしているのか？	7	水島久光（東海大学）×小林直毅（法政大学）
テレビニュースの大学教育利用の実践—NIE との比較から	27	西 田 善 行
大学教育におけるテレビ・アーカイブの利用		
—放送番組センターの大学向け番組ストーリーミングサービス—	35	鈴 木 貴 尚

【資料解題】

ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定		
—ネットワーク情報内容生態治理規定—	49	山 本 賢 二

【メディア・レポート】

2020年の新聞界	77	阿 部 圭 介
2020年の放送界概観	83	片 野 利 彦

【書評】

花田達朗『ジャーナリズムの実践——主体・活動と倫理・教育1（1994～2010年）』		
（彩流社 2018年）	87	中 正 樹

【海外研究動向】

政治コミュニケーション研究におけるデータ利用の可能性：大統領選と偽情報……………	93
三 谷 文 栄	
迷走迷宮バイルート	
—メディアの自由の陰と光— ……………	97
伊 藤 英 一	
「海峡兩岸三地」（中国・台湾・香港）メディアリテラシー その(二) 台湾……………	105
山 本 賢 二	
韓国・言論学の研究動向：2020年度……………	133
小 林 聡 明	
2020年度新聞学研究所事業報告……………	147
ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領……………	151
日本大学法学部新聞学研究所規程……………	154

米 倉 律*

本学新聞学研究所では、去年（2020年）3月7日にシンポジウム「広がるテレビ・アーカイブ活用の可能性 研究・教育の実践例・先行例から考える」の開催を予定していた。しかし、同シンポジウムは、同年1月以降のコロナウィルス感染拡大に伴って開催が困難となり、最終的に中止を余儀なくされた。そこで本誌では、シンポジウムに登壇予定であった方々に、発表・報告する予定だった内容・テーマについての原稿執筆を依頼し、特集として掲載することとした。

シンポジウムの開催趣旨は、次のようなものであった。

近年、映像アーカイブ、放送アーカイブ、関連の各種アーカイブの整備が進むとともに、研究・教育機関や関連組織相互の連携等も進んでいる。そしてそれらのアーカイブを活用した研究・教育が活発化するなかで、さまざまな可能性が広がりつつある。日本大学法学部新聞学研究所でも東日本大震災を機に、震災関連の映像、その他のテレビ番組映像のアーカイブを構築しつつ、その研究利用・教育利用の両面において試行錯誤を続けてきた。本シンポジウムでは、研究教育の各分野における実践例、先行事例に学びながら、テレビ・アーカイブ活用の可能性と課題を考えたい。⁽¹⁾

同シンポジウムには、小林直毅（法政大学社会学教授）、水島久光（東海大学文化社会学部教授）、西田善行（流通経済大学社会学部准教授）、鳥羽耕史（早稲田大学文学学術院教授）、鈴木貴尚（放送番組センター アーカイブ・事業 G 副主幹）の各氏（敬称略）に登壇いただく予定であった。このうちの鳥羽耕二教授を除く4氏から、本特集に御協力・御寄稿いただいた。

以上のような経緯もあり、本特集の意図は、上記シンポジウムの開催意図とほぼ同じである。従って、ここでは、本学新聞学研究所で整備を進めてきたテレビ・アーカイブについて簡単に説明しておくに留めたい。このアーカイブを研究・教育にどう活用するかを議論し考えることがシンポジウムの目的だったからである。

本学新聞学研究所では、2011年3月11日の東日本大震災を契機として、テレビ番組の研究利用を目的としたアーカイブの構築を進めてきた。⁽²⁾ このアーカイブは、株式会社 JCC のシステム（MAX Channel Digital）を利用したもので、2011年3月11日に全国放送された NHK・民放のすべての番組を収録している。一義的には震災関連のテレビ報道を収集・保存し、研究に用いることを目的としたものであるが、研究利用においては震災報道に限定する必要はなく、研究および教育における幅広い利用の可能性がある。実際、本アーカイブを利用することで、東日本大震災から5年間のテレ

*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 教授

ビ報道を検証した共同研究⁽³⁾をはじめ、個々の研究者による多くの研究がすでに生み出されている。また、大学院生や学部生のあいだでも研究利用が進んでいる。

本特集は、水島久光と小林直毅による対談、西田善行、鈴木貴尚の論文で構成されている。水島・小林対談では、テレビ・アーカイブ研究のパイオニアとして先導的役割を果たしてきた両氏に、テレビがアーカイブ化されることの意味とは何か、またそうした時代に「放送」や「放送研究」の何がどう変わろうとしているのか、さらに今課題となっていること、考えておかなければならない論点は何かなどについて語っていただいた。西田論文は、本学新聞学研究科におけるテレビ・アーカイブを用いた教育の実践例を紹介しながら、NIE（News In Education）のコンテキストにおいてテレビ・アーカイブの可能性や課題を論じている。また、鈴木論文は、公益財団法人放送番組センターが提供してきたテレビ・アーカイブの教育利用サービスの仕組みや成果の具体例に即して、テレビ・アーカイブが大学等での教育実践の可能性の幅をどう広げようとしているかについて検討している。

テレビ・アーカイブ研究については、著作権等の制約もあって当初期待されたほどには進展していない現状もある。しかし、法整備および環境整備が徐々に進むなかで、今後、より本格的に展開されていくことが見込まれる。本特集が、そうした方向性を推し進めるための議論にいささかでも貢献することを願っている。

注

- (1) 当該シンポジウムのポスターより
- (2) 同アーカイブ構築の経緯等の詳細については、「座談会『映像情報のカテゴリー化をめぐる共同研究』プロジェクトについて」『ジャーナリズム&メディア』第15号、2020年10月参照
- (3) 同協同研究については、本誌『ジャーナリズム&メディア』第10号、2017年での特集「特集：震災映像アーカイブを用いた研究の可能性と課題」参照

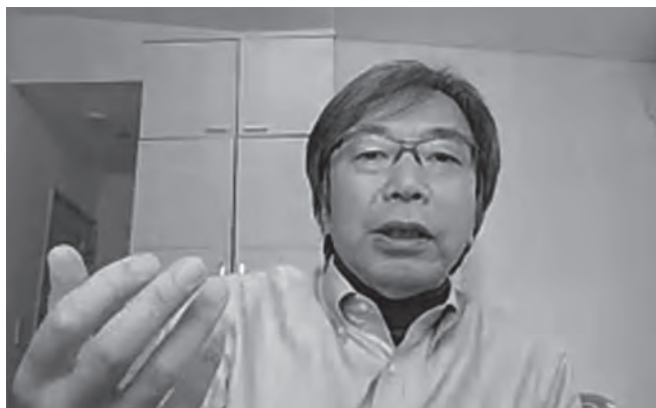
アーカイブは「放送」と「放送研究」の 何を変えようとしているのか？

水島久光（東海大学）×小林直毅（法政大学）

デジタルアーカイブの時代と「記憶」研究

水島 2005年前後、今から15年前くらいに、小林先生とは放送とアーカイブに関してかなり議論をしました。2003年に地上デジタル放送が始まって、デジタル化するというのは放送にとって一体どういうことなのかという文脈です。垂直型の産業構造ではなく、デジタルというプラットフォームに徐々にのっていくと、放送に止まらず、様々なメディアが繋がっていくイメージがありました。その横の世界の広がりがあると思います。それに、今まで放送という言葉に絡みついていた、送りっ放しというか、消えてしまうというか、放送番組自体“消えもの”といていた時代もあったわけですが、そういう状態が変化し、すべてのものが基本的にはデジタル的に記録されていくイメージも付加されます。その先にアーカイブの問題がある。つまり空間的な広がりや歴史的な広がり、2003年に地上デジタル放送が開いた。その点に関心を抱いていました。

私は、2003年に東海大学に入って研究者の端くれの仕事をするようになったのですが、まずは「放送のデジタル化」を考えることが僕のミッションでした。その時に、目の前にたまたま大きな実証事例として「2005年＝戦後60年」があった。そのようなメモリアル年には色々な番組、コンテンツが作られます。戦争という点から言うと、「戦後50年」は当然一つの大きな節目だったと一般的には思われますが、ただその段階ではまだアメリカの公文書館の機密文書の公開が進んでいなかったりして、量的には決して多くなかった。もう一つ、時の経過が大きな原動力になります。60年経つと終戦時に20歳だった人が80歳になるので、このまま自分の中に記憶を抱えたままあっちの世界に行くわけにはいかないと考えた人たちから、証言が数多く集められるようになった。そのようにして「戦後60年」がアーカイブについて考えるきっかけになりました。



水島久光
東海大学文化社会学部教授

放送の仕組みというか、制度、つまり放送の形がどう変化していくかという関心と、放送が何を語ってきたのかという関心が、戦争という課題で一点に交わったわけです。その後「戦後60年」だけでは終わらずに、その後も追いかけて「戦後70年」を迎えました。しかしなかなか取りまとめる仕事をする機会が得られず、「75年」というタイミングで、さすがにこれ以上先延ばしにしてしまうと書けないかなという気もして本にしました。後でも触れますが「戦後70年」前後にアーカイブの状況がかなり変わったということもあります。加えて大切なことがもう一つ。本来であれば2020年はオリンピックが開かれる予定でしたので、このオリンピックで「戦後75年」という大切なメモリアルが消されてしまうことを危惧していました。そういうタイミングだったからこそ、『戦争をいかに語り継ぐか：「映像」と「証言」から考える戦後史』を出版できたと思っています。

2005年のころは、私もアーカイブといえば放送アーカイブというフレームで物事を考えていた。ところが次第に放送に閉じて考えられなくなってきた。つまり一般的なデジタルアーカイブの広がりの中で、放送が今まで何を記録してきたのかということを逆照射する必要性を感じるようになった。そこで私はデジタルアーカイブの研究者のグループに入り、今までの放送研究とかメディア研究というスタンスから越境して、歴史学とか資料学みたいな分野に足を踏み入れながら研究をするようになって、現在に至ります。



水島久光『戦争をいかに語り継ぐか「映像」と「証言」から考える戦後史』（NHK ブックス、2020）

デジタルアーカイブという大きなフレームでみたとき、我々はそれを活用するという立場に止まらず、構築しながら活用し、成果をフィードバックしていくという循環的な発想をいかに持つかが重要になります。その点で言えば放送には、活用公開という時に、もともとの制度的なフレームの中かなり制約があって、非常に豊かな素材であるにもかかわらずそれがうまく社会に還元できていない。でもその点についても、ずっとその状態で止まっているかということではなくて、徐々に徐々に良くなってきているということもあるんですね。

そのあたりについては、『戦争をいかに語り継ぐか』ではあまり深掘してはいません。でも先日、『図書新聞』で鳥羽耕史先生（早稲田大学）に書評を書いていただいたのですが、鳥羽先生が、私が過去にマスコミ学会あたりで書いたことなどもよく読んでくださっていて、問題提起を下された。そこで今日の対談ではそれを踏まえて、放送とアーカイブというフレームを超えて、様々なものがアーカイブ化される環境の中で、放送を逆照射して捉えるスタンスでお話をしようと考えています。

「技術論」から考える「放送」と「アーカイブ」

小林 今水島先生がお話してくださった内容については、私もほとんどの部分で共有できると思います。私からは、まずは大きな話からさせていただきます。技術ということの一つ考えてみると、放送の技術がラジオ放送以来ずっと続いて様々な形で変容を遂げ、発展してきているわけなんですけれども、かつては放送の技術は、送りっ放しという言葉で象徴されるように、大量の人々、マスに対して大量に同時に同じ言葉なり、同じ語りなり、あるいは同じ映像なりを送出するということが前面に出てきていただろうと思います。同時に聴かれる、同時に読まれる、同時に見られることが技術として前面に出てきたし、それが評価されていた、期待されていたところだろうと思います。ただ、放送の技術を考えてみると、確かにラジオ放送初期の段階には、そのようなものが非常に多かったわけなんですけれども、番組を制作する過程で録音という技術も不可欠だったはずなんです。それがこの国の放送史の中で極めて象徴的、集約的に現れたのは玉音放送だったと思います。玉音放送というのは昭和天皇が1945年の8月14日の深夜にマイクの前で泣きそうな声で終戦の詔書を読んだ。その録音が翌8月15日の正午に放送され、そして昭和天皇の声を膨大な人々が同時に聞き、それによって日本の敗戦を同時に経験し、そして記憶したという出来事です。



小林直毅
法政大学社会学部教授

たった二日間の出来事ですけれども、これは放送メディアと呼ばれるメディアの技術を、ごく短期間の中で、しかもポリティカルな意味においても集約した出来事だったと思います。テレ

ビ放送になってもおそらく同じような状態が、グラデーションがあるにしろ続いていたのではかと思う。

初期はビデオの価格が高かったということもあって、ドラマに至るまで生放送でした。単純にそれはビデオが高かったことと、収録技術がまだ稚拙であったというがあるわけですが、逆に生放送の威力があって、スポーツがキラコンテツだって言われるのはそこですよね。生であるということ、ゲームの進行と同時にそれが見聞きされるということで生であること、今、この共有ということが放送の技術として前面に出ていました。よくよく考えてみると、テレビになっても記録技術というのは放送を支えるもう一つの大きな技術だったはずで、それがやはりさまざまな媒体のコストが低廉になっていくということと、それから記録技術が高度化していくということによって、ニュース番組などでも80年代以降には、よく言われるように「完パケ」が増えて、ニュースといっても生の部分はスタジオだけになっていく。速さを競っているはずなんですけれど、放送の速報性ということを言われているんだけど、生の部分というのは実はスタジオだけであとは全部資料映像ばかりというニュースも登場してくるわけです。実はその頃にもう少し放送の技術というのが記録技術として成立しているんだということ、これに注目しても良かったのかなという、そういう時期だったような気もするわけです。

それと放送の受容過程の方を考えてみても80年代に入ると、ホームビデオがどんと普及しました。当時僕がマスメディア研究というものに手を染めた頃だったわけですが、みなさん本気になってタイムシフト効果ということを、これで放送が相当変わるといって、編成も今までのようなことをやってられないんだということを皆で一所懸命考えたりしていました。でも実は、そういうタイムシフト効果って呼ばれているような状況も放送の記録技術というものがかなり広く共有されることで認識されるはずの事態だったように思います。

それがおそらく先程の水島先生のお話だと放送のデジタル化というところで、技術というところで見えていくと、もはや放送メディアも、メディアという捉え方では立ち行かないというか、不十分というか、デジタル化された映像や音声の一つのプラットフォームとして放送が様変わりをしていく。そういうひとつの画期、エポックがその辺りに訪れていたのだらうと思います。僕自身、振り返ってみてそのことを明示的に意識してアーカイブのことを考えていたかどうかというと、そこは若干心もとないものがあります。

では、なぜそのアーカイブということに大きく踏み出していったかということ、僕自身の研究で考え、振り返ってみると、やっぱり何といっても水俣病事件報道研究に着手した段階だったと思います。それが否応なくアーカイブの問題を考えさせられる大きな転換点になったんだらうと思います。一つは新聞で、水俣病報道事件研究では死活的に重要な地方紙、具体的にいうと熊本日日新聞のあたりでは縮刷版すらない状態の中で、関連の新聞記事をどうやって収集しアプローチしていくのがよいのかということが難しかったことがあります。それからもう一つは、テレビドキュメンタリーです。これがなかなかうまくアプローチできないということ。地方紙に比べるとまだテレビドキュメンタリーの方が収集はしやすかったんですけど、ただそこであまりにも多くの制度的な制約があることに直面して、これはなんとかならないのかということがアーカイブに対する初発の問題意識だったわけです。

そのようなことを自分自身の研究史の中で経験しながら段々アーカイブの深みにハマって

いったというところで、戦後60年も然りですし、戦後70年も然りで、とりわけそういう10年刻みで戦争が考えられる。その考えられる記憶と記録がフィーチャーされる。そのような状況で特にテレビ放送、ドキュメンタリーを中心としたテレビ放送というものに注視すると、たしかに放送はしてるんだけどそこで見聞きしている映像はほとんどが記録映像だということです。そういう意味ではやはり放送も多くの部分を記録技術に依存していることが、この戦争とテレビということで分かるだろうと思います。この先話題が展開していく中でこういう問題状況の中で、放送アーカイブでどう考えればいいのかという視点の取り方というのは幾つかあり得るだろうなと思います。

水島 小林先生の今のお話の中には三つほど刺激的な指摘があったと思います。一つ目は、技術論として考えた時の放送というメディアの記録性について。僕は先ほどある種の転機としての地上デジタル放送ということを行いました。実は初発からあったという指摘、これは非常に重要だと思います。その後のドキュメンタリー研究を見てもやっぱりラジオの録音構成からテレビのドキュメンタリーに移行していくというのが一種我々のセオリーにもなっていたわけですし、そういう点から考えると、先ほど申した、デジタル化で横に広がる、縦に広がるというその認識は、この縦と横で一つの社会空間みたいなものを作っていくというもので、これに関する意識も初発からあったということになります。

だからこそ玉音放送問題というのは、これは佐藤卓己さんの『八月十五日の神話 終戦記念日のメディア学』も含めてなんですけれど、やっぱりそこで生じた時間差が気になる。むしろそういったことを逆にいうときちゃんと織り込んで考えれば、我々の生きている空間の立体感を考える一つの大きなきっかけにはなるだろうと思います。ただ、小林先生がおっしゃるように、どちらかというとかつての放送史は、公共性を横のイメージ、すなわちあまねく偏らないというところにウェイトを置いて議論し続けてきたので、やっぱりその部分が放送自体の機能の理解を縛ってきた部分もあるだろうと思うんですね。

その点でいうと二つ目に指摘された地方紙の話、水俣病にからめて記録自体の入手のし辛さというのがありましたけれど、実は新聞もそうですし、テレビもそうですけれども、その記録としての要素を我々が振り返るときの制度的、あるいは事業的な制約はありますよね。NHKを除けば放送業界も私企業として経営しなくてはいけないわけですし、それから地方紙を含め新聞業界も業界という冠があるわけなので、そういったところを考えると、やはり過去を振り返ることの難しさがある。資料はどんどん溜まっていきますから、それを誰がどう整理してどうやって掘り返すのか、コストはどうするのかって話ですよ。

小林 そうですよ。権利処理にかかるコストですよ。

水島 はい、その部分がやっぱり非常に問題だと思うし、特に放送に関していうならば著作権や肖像権の問題という、その権利的な視点がアーカイブを構築していくときの非常に大きなハードルになった。これも煎じ詰めて言えばお金ですよ。

アーカイブにおける技術論と制度・事業論

水島 だからそこは実は最初に言ったように、記録性ということよりも情報の届く範囲を広げることとウェイトをおいて発展したツケが回ってきているよな、と今の小林先生のお話から感じま

した。それから、記録性というところと関わるんですけど、水俣病の問題でよく小林先生が使われる『埋もれた報告⁽¹⁾』などの映像を見ていくと、記録というものの本質がわかる。記事を書いた記者の解釈が施された記録ではなくストレートな記録、つまり調査報道というのが何たるものかみたいなことも含めて、そういった記録されてしまう、記録するというよりも記録されてしまう瞬間自体を記録しているということ。歴史資料の我々にとっての新しい可能性をテレビが生み出したとさえ思います。今日のドキュメンタリー映画なんかで色々言われていることの原点が、実はテレビのドキュメンタリーの取材映像にあったりする。

最近、元 NHK の桜井均さんと話す機会があったのですが、彼は調査報道の中に、調査ドキュメンタリーというカテゴリーがあるのだと言います。それがまさに自分がやった仕事だと仰っているのですが、そういったメタなプロセス自体も映像の豊かさが担保しているということは確かに言える。そして我々は、時間が経ってその映像を歴史資料として見るのだけでも、見ている対象が同時にアクチュアルに変化していく過程を、映像から我々が拾えるという可能性を開いたという点は言えると思うのですね。

ですから小林先生の話に関連させていうと、やっぱり記録技術としての側面、とそれと制度的事業的な制約もありながら、我々が事後に拾える新しい時間や歴史の可能性をテレビ映像、特にドキュメンタリーというものが気づかせてくれたという点は重要。この三つが、トライアングルになって2003年、地上デジタル放送以降、戦争についてもこの15年間で、新しい知見が開かれてきたのではないかなと思うのです。だからこそ僕はこの本では、「戦後60年」段階の戦争番組で、戦争を語る人とそれを受け取る人の非対称性に注目したということなんです。

小林 そうですね。

水島 戦後60年以降、語れる人が次々証言を繰り出すようになったり、色々なメッセージを発するようになってきた。ところが受け取る側が受け取りきれないというのが、あの当時の映像の中にメタに映し出されている。それが実は『戦争をいかに語り継ぐか』の各章を結ぶ通奏低音になっています。それはやはり放送アーカイブだからこそ、気づかせてくれた部分だと思う。その辺のポジティブな意味というのはもっと強調していいんじゃないかなって僕は思っています。

小林 放送の技術、実は記録技術に多くを負っているという問題を立てて、今少し議論が進んできました。ここでいきなり手のひらを返すようだけど（笑）、だからといって放送の技術っていうのは背景化するものではないだろうとも思うんですね。それはしばしば不用意に僕たちはコンテクスチュアリティ、文脈性ということをいうわけです。もちろん映画にも制作され公開されたときの時間的、歴史的な文脈性は色濃く刻印されていくはずなんですよ。でも、それよりもはるかに放送の場合は、放送されたそれぞれの時代の歴史的な文脈性が強く刻印されていくものだろうと思いますね。それは同じ映像が繰り返し、引用され、登場するのは多いわけなんですけれど、それは戦争はそうですよね。特に僕なんかが目をつけて、水島さんと共有できるのは長崎の谷口稜暉の『赤い背中』なんですよ。⁽²⁾これはやはりテレビドキュメンタリーでもしばしば見出される目を背けたくなると言われるような映像ですけど、谷口稜暉さんのご存命中にやはりドキュメンタリーでとりあげられるわけなんだけれども、やはりその後ということになると、その被爆体験、その記憶をどう継承するのかというそういう文脈性のもとで

谷口稜暉が、同じ映像で出てくるというわけで、それはやはり放送であるからこそだと思う。そして谷口稜暉の語りに多くを頼るわけにはいかなくなる、いかなくなったわけですね、亡くなられたわけですから。そうなってくるとまたここで谷口稜暉の映像がどんな形であれ登場するということになると、それはもうこの人の体験、凄惨な被爆体験と記憶がいったいどのように継承されるのかというそういう文脈で登場することになるだろう。

僕は文脈、コンテキストというのはテキストと相互的な関係に立っていると思います。ですから、テレビドキュメンタリーというテキストに対して一定の歴史的コンテキストというのは当然あるわけなんですけれども、逆にテレビドキュメンタリーを一つのコンテキストとして、そしてそれぞれの歴史をテキストとしてみていくことも当然なされなければならないだろうと思います。今たまたま谷口稜暉のことを参照していますけれども、谷口稜暉が何度かテレビドキュメンタリーで取り上げられた、それをコンテキストとして長崎の被爆の体験と記憶というのはいったいどのように継承され、語り継がれていくのかというところ、こちらを今度はテキストとして考えていくこともまた可能なのだろうと思います。

テキストとコンテキストの関係性

水島 先ほど僕は放送アーカイブ自体がもつ歴史資料としての豊かさについて話をして、それを小林先生は引き受けて、時代時代をきちんと表していく、文脈性みたいな点の重要性をお話しいただいたと思うんですけれども、これはやっぱり放送アーカイブの進化として捉えるべきではないでしょうか。いや、アーカイブそのものはあまり進化していないんだけど、見る側が進化してきたというか…。

小林 こっちが進化してきたんだよ（笑）。

水島 やっぱりその一つの大きなポイントは、僕とか小林先生とかが最初に「放送アーカイブが大事」だって吠えていた時代というのは、まだやっぱり一つ一つの番組に対して、作品として完結したものとして扱う見方が主流だったと思う。今もまだそうかもしれない。だから作品研究になってしまう。でももともと考えてみれば、放送という世界自体が、作家性が非常に乏しいというか、ドキュメンタリーに関して言えば『日本の素顔』⁽³⁾以降、例えば「吉田直哉とか工藤敏樹というスターがいて…」みたいな話になってくるんだけど、でもそういう「作家」「作品」としてそれを見るのではなく、やっぱり放送は集団的な制作行為の結果としてあるわけなので、どういう風にその集団自体が社会の中に埋め込まれているのかということを表わさずにはいられないのです。だから小林先生が言われるように、一つ一つのテキストがどういうコンテキストとの対照関係の中にあるのかを我々は議論しなくてはいけない。テキストとコンテキストの関係というのは、決して単純じゃないんですよ。

小林 そうですね。

水島 谷口稜暉というキーワードで拾い上げて編年的に研究するということを、ちょっとやりかけたこともあるんですけれど、彼と奥様との象徴的な物語が彼と若い世代との関係にシフトしていくという。その辺をテレビカメラが非常にきちんと捉えているのでそれはそれで素晴らしいと思うんですけれど、僕が小林先生の論稿でいいなと思ったのはそれが例えば、長崎全般の話に展開できる、あるいはそれがチェルノブイリから福島という問題に展開できる、その展開

性というものを我々は番組の中に見通していくことができる。そうすると我々の眼差し自体も、作品の殻を破って横断的な検証に向かうことができる。逆に言えばそれができないと、アーカイブ研究というのは面白くない。というか、アーカイブがアーカイブとして、たくさんの映像群というものを資料として保管していくことの意味が無いと思う。その一つひとつの作品の殻をどうやって打ち破っていくのかということ、そこが徐々に議論できるようになってきたというところが大きいんじゃないでしょうか。

小林 それはとても大きいと思う。挑発的な言い方をしちゃうと、今の水島さんのお話に激しく同意しているのは、やっぱりテレビというのは番組なんですよ。作品と言いたいところもあるんですけど、これは桜井均さんが言ってましたよね、やっぱり作品ではない、放送されてなんぼだと。だからそういった意味では、どこまでいっても番組だと思いますし、それに作品ということにあまり執着しすぎると結局テレビ番組というのは映画のエピゴーネンの域を出なくなってしまうと思います。だからやっぱり先ほどから僕が気にしているコンテクスチュアリティ、文脈性というのはそのような意味でしっかり考えられるべき一つの視点だろうと思いますよね。

例えば水俣のことでお話ししますと、しばしば現代史を考える時に60年代後半から70年代初頭までは異議申し立ての時代、コンテストションの時代だというようなことを言われてそれから半世紀近く経っているわけです。そこを歴史的に検証するというような試みもなされるわけなんです。例えば日本における60年代後半から70年代初頭までの異議申し立てって具体的にどのような表れをしたのかということはどうしても考える必要があるわけですよ。それで顕在的に取り沙汰されたものはベトナム反戦運動であるとか、あるいは大学紛争というような形で、ちょうど今年は三島由紀夫が市ヶ谷で自決してから50年ということもあって、その時期の新左翼系の運動であるとかあるいは三島たちが何を考えていたのかということとはまさしくテレビ映像というような形で今改めて見るということが進むわけですよ。

でも異議申し立ての時代ということで考えると、ちょうど68年に水俣病の原因がチッソ水俣工場の排水に含まれるメチル水銀であるという政府公式見解がでると同時に、「水俣の闘い」のような運動も立ち上がってくるわけです。それでもって70年に「チッソ株運動」が展開して、そしてNHKでも『チッソ株主総会』（1970年12月4日放送）のようなドキュメンタリー番組が制作され、そしてそれは「現代の映像」というシリーズで金曜日の夜の7時半という今では信じられないような時間に放送される。そしてそれが多くの家庭でリビングルームで見られるというそのようなコンテクストがあったということです。そこでやはりこの国における異議申し立ての時代と呼ばれる様々な運動の中で反公害であるとか、今日の環境問題につながっていくような一つの運動というかその原型というのがそこに形作られたと見ることもできるでしょう。そうなってくると今度は、そういうテレビドキュメンタリーの流れが一つの文脈となって60年代後半からの異議申し立ての時代というのが一体どのような出来事となって展開していったのかというのが具体的に見えてきます。

水島 その通りで、テレビ番組のテキストとしての存在も重要ですが、むしろ戦争が終わってから75年ということになると、それに対する歴史的な言説も既にテキスト化されているわけですよ。その言説が、今度はもう一往復してそこから個々のメディアテキストに向かっていく逆流

が既に生じている。僕があの本でトライしたのもまさにそれを確認することで、だから2005年の映像の中からコミュニケーション、記憶の継承に関する非対称性という問題を提出したのです。その非対称性を映像の中で体現しているのは実は子供たちだったわけですよ。そこでその子どもたちが戦争を受け入れられないという現実がいつから始まったのかということの探求を始めていきました。いま、小林先生から1960年代後半から70年代は異議申し立ての時代というお話がありましたが、それは言い換えれば、いわゆる「戦争を知らない子供達」の時代の始まりだと思います。

小林 そうですね。

水島 だからこそベトナム戦争や万博や沖縄返還、そのちょっと前から言うと学生運動もあるわけですけど、そういういろいろなものを交差させて考えていく必要がある。その時に僕が採った方法というのは、テレビ以外のメディアに目を向けること。多分そのころのテレビは異議申し立てにかなり大上段に向き合っていたので、あまり民衆的な、若者や子どもに見えている世界は捉えられていないですよ。

そこで僕がアプローチしたのは、音楽であり、漫画でした。これもほんの「触り」を示しただけで、本当はその分野の研究のプロからするともっと言いたいことはたくさんあるんだろうと思うけど、それぞれのテキストに対象化できる要素があって、歴史として我々が何を語っていくのかということと、一次資料としてそれがどういうふうに表示され体現しているのかという往還みたいなものができるようになってきた。それが僕の実感なんですね。そこからわかったのは「戦争を語ることは戦後を語ること」ということで、「戦後を語る」となると、そこには例えば水俣病の問題、公害の問題とか、戦後の外交だとかいろんな問題が交錯してくるので、ある種どこから入ってもネットワーク的に色んなコンテクスチュアリティが現れる。そこでは「自分はこういう足場で見ているんです」ということを、アーカイブを支えにして議論することができる。これはかなり新しい状況になってきているんじゃないかという気がします。

アーカイブとデジタル技術

小林 そうですね。そこはね、やっぱり水島さんの最初の論点に立ち返って考える必要があるかなと思うんですけども、非常に大きかったのはデジタル化だと思います。先ほど僕が少し触れた家庭用のビデオの普及で、タイムシフト効果でちょっとひと騒ぎしちゃったところなんですけれども、あれやっぱりアナログなんですよ。それで今も研究室にも自宅にも山のようVHSカセットがあるんだけど、これってアーカイブなのか、これ、こいつら決定的にデジタルじゃないよなと思っていて（笑）、これ要するにアーカイブ研究って力入れなければいけないのは、この問題を一つ解決しないといけないって思うんですよ。これはもうほんとに力仕事で、テレビの場合って膨大なVHSカセット抱え込むことになっていて、これをどうやってデジタル化して、ハードディスクに載せて、デジタルの地平に置いてやるかという、すごい力仕事をしなきゃいけないわけですよ。

ただ、そういう大きな課題があることはあるんですけど、いくばくかでもデジタルアーカイブになったっていうことは、僕はとっても大きな転換点だと思います。放送がそういうとこ

ろに乗ってきた、ようやく乗ることができた。そのことによってまた他の史資料に関してもデジタル化って大きな課題ではあるんですけども、やはりデジタルというところで相互の接続が可能になったということが、一つは技術的な基盤として大きな転換点になり得ただろうと思います。それは僕たち研究者としての視点が開けたっていうことと、どっちがどっちっていう問題じゃない、相互的にそうになっていたのかなと思います。

水島 それはしかし、力仕事なんですよ（笑）。でも僕らはこの動きを止めてはいけない。それを推し進めていくために、研究者は応援とかエールを送らなくちゃいけないなと思っています。というのは、かつて我々が色々放送アーカイブの議論をしていた頃は、ちょうどNHKアーカイブスが立ち上がった時期ですから、巨大組織が巨大なアーカイブを作る夢に囚われていた。でもそれは結果的に不可能だったじゃないですか。やろうと思っても結局どんどんコンテンツも増えていくし。

だから自分たちが扱える小さなまとまりを作って、その範囲でどんどんデジタル化を進めて、それは仮に一般的に公開されないものであっても研究者の中の研究資料としても共有できるという方法があるならば、あるいは特定のカテゴリーに絞って公開にこぎつける努力だったらなんとかできる。そういうことでいいと思うんですよ。そして、そういうインディペンデントなアーカイブがあちこちに生まれていく動きがすごく必要なことだと思っています。

NHK の中でも「戦争証言アーカイブス」に関しては言えば、2017年にそれまでバラバラだったものが一つのサイトに統合されました。これはすごいことで、大きな一步になったと思います、戦争に関して言えばね。それ以外でも例えば、今年、アーカイブにとって重要な出来事が二つあって、一つは阪神大震災から二十五年で、朝日放送がいわゆる阪神大震災のアーカイブを公開した。これがインパクトを持ったのは、公開したのがニュースや取材映像だったということです。肖像権の問題からいうと、やっぱり作品となったドキュメンタリーの方が、取材映像素材よりまだ処理はしやすいんですよ。だけど、「阪神大震災」という風にカテゴリーを切ったことによって、腹がくれた。それと東京大学の丹羽さんがやった『NNN ドキュメント・クロニクル⁽⁴⁾』の仕事があります。これも映像自体の公開という意味では研究者の中での共有しかできないのだけれども、その代わりに出版によってそのボリュームを塊で触れるという体験が可能になった。

実はもう一つ思い出しました。日本平和学会が『戦争と平和を考える NHK ドキュメンタリー』という本を出しまして、これNHKの全面協力で書かれた本なんですけれども、これが画期的なのは全て公開されているアーカイブ映像だけを素材にしてこの本を作ったということ、だから、色々制約はあっても、何らかの小さなまとまりを作っていくことによって、もちろんその背景には小林先生が言われたように技術的なことがあるんですけども、そのVHSテープからデジタル化する手間の問題も、あるカテゴリーに切って仕舞えば途方に暮れることもなく、ここくらいまでやろうかぐらいな感じになれるので、そういう「塊」をどうやって作っていくのが大切。それに関してはこの4、5年、大きな動きがあったと思いますね。



小林 そうですね。

水島 それだけじゃなくて、例えば僕が関わったことの中で言うならば、沖縄戦の映像アーカイブの環境が随分整った。2013年に1フィート運動の会が解散しましたが、これも実は放送アーカイブとは無縁じゃなくて、その元テープのDVD化は琉球朝日放送がやっていたんですよ。それが寄託されたことによって、沖縄県公文書館で2015年に公開できるようになった。

だからやっぱり、そういう小さな単位でいいので、「これはやりまっせ」というそれこそコツコツとした活動が重なっていくことが重要だと思います。ここにもデジタル化のご利益があって。つまりデジタルデータって、みんながPCを持っていれば作業を手分けできるわけですよ。それが分散型のアーカイブが色々立ち上がってくるきっかけになった。あとはそれをどうやって結ぶかが、次の課題になってくるわけですよ。

小林 だから愚痴を言ってもしょうがない。言っているうちはダメだよね（笑）。ただ水島先生、そういう小さなアーカイブみたいなもののネットワーク化という話は、実はこれ10年前くらいにも言ってたよね？

水島 はい、言っていました。

小林 言ってたよね、だから別に目新しい話じゃないような気がするんだけど。

水島 やっと、ようやくその兆しが出てきたってくらいかな。

大学教育におけるアーカイブのポテンシャル

小林 そうですね。ただね、それは僕も今特に学部の授業でそういうことをやってるわけです。カテゴリー化して勝手に『水俣』のテレビドキュメンタリーアーカイブなどと名前つけてね。それで、これまで僕がパーソナルに収集したものと、それから法政大学が「環境アーカイブズ」というのを大原社会問題研究所に立ち上げて、その中に僕が水俣のテレビドキュメンタリーアーカイブみたいなものを潜り込ませていた。その経緯で勝手にそういうことを名乗って大学でも授業で使ったりしちゃってるんですよ、

コンテンツが75点ぐらいあるんです。色々事情があって、まだDVDに入った状態のものも

あって、それで学生にいくつか授業で必ず使わせるといふものがあるんだけど、それを見ながら他に見たいものがあったら使ったほうがいいよ、という感じでリクエストがくると、これは法政大学のアーカイブにあるから、それで「それを見れば？ 手に入れてみれば？」という感じで使っている。

だからそういうことをしつつ、他のアーカイブとネットワークができていけばいいかなとは思っているんです。一つそこで大きな課題は『水俣』のテレビドキュメンタリーアーカイブっていうカテゴリーめいたものを設定することはできないし、やるわけなんだけど、問題はそれとどういうレファレンスを作るのかというのが重要です。一方ではこういうテレビドキュメンタリーをずっと見ていくとね、その中から見えてくることってすごく多いんです。けれども、ただそれだけでは済まないよって部分が非常に大きいんですよ。だから例えば「水俣の苦難」の歴史みたいなのをいろいろ考えていくと、それはチェルノブイリのあの原発事故によって、ウクライナやベラルーシで経験されている苦難とどこかひと続きになっていくようなそういうところって実はあるはずなんです。そこをどう結びつけるのかということを考えていく視点をどのように形成するのかという問題ですよ。

それから水俣病事件史ということを考えていくと、一般的な了解の仕方としては戦後史という中で考えられることが多いわけなんですけれど、でもチッソの歴史を見ていくと戦前～戦中と、あの企業はやはり国策会社としての歴史を根深く刻み続けている。とくに戦前～戦中にかけて朝鮮の江南にでかいダムと工場を作って、それで朝鮮窒素肥料株式会社として外地で一大展開をしていたんですね。それが敗戦によって、海外資産を全面的に失い、そして発祥の地である水俣に戻ってきて再起を図るというような歴史もあることを考えると戦前、戦中の歴史と水俣病事件史というのはやはり切り離し難い結びつきがあるということまで考えていく。そうすると水俣のテレビドキュメンタリーアーカイブというような括り方をし過ぎるとまずいぞって考え始める時もあります。そういう部分をどうしていくのかというのが研究上の次の課題として僕は強く意識し始めてるところです。



水島 なるほど。それはすごく良くわかります。それでいうと水俣の問題が水俣という殻を破って色んなものと結びつく。これはさっきのテキストとコンテキストの話の延長線上にある問題だ

と思うのですが、どういうコンテキスト発見していくのかということが課題なのだと思います。『戦争をいかに語り継ぐか』までは「映像と証言から考える戦後史」だったのだけど、戦後75年になってみると、今年のテレビ番組は「いやいや証言どころじゃないよと、証言をいう人はとくにほとんどいなくなっている」と言っている。そして戦争に関わる資料自体が散逸・処分の危機にあると。特に今年コロナもあったのでいわゆる平和教育の実践がほとんど行われなくなっていて、そのことも相俟って、全国の資料館とかが存続の危機になってきているという話が多く聞かれました。

僕は本を出した6月頃からガチャッとスイッチが切り替わって、その一次資料の保全をどうやって考えるかっていうところに関わり始め、動くようになってきました。それでだいぶ分かってきたのは、戦後75年経っても相変わらず薄っぺらなイデオロギー対立のもとに戦争資料がある。むしろその非常に大きな鏡としてある。これはデジタルアーカイブも一般的な博物館資料と両方とも共通している話ですけど、資料にどうやってアノテーションしていくのか、どういう風にそこに言葉を添えていくのか、その方法が全く体系化されていないという現実が突きつけられています。

これ皆さんよくご存知だと思いますけれど、東京都には戦争というものを総合的に捉える博物館・資料館が存在していないんですよ。例えば昭和館というのは1999年に九段に開館しているけれど、そこに至るまでにいろんな政治的な絡みがあって、いわゆる銃後の生活しか展示されていない。だから空襲のコーナーはあるんだけど空襲の実相に関する展示がないんです。おかしいじゃないですか。そのすぐそばに「しょうけい館」という施設がありますが、いわゆる傷痍軍人戦傷病者関連の展示だけなんです。また新宿には「平和祈念展示資料館」というのがありますが、これは抑留者、帰還者にフォーカスした話だけ。なんでこんなバラバラになっているのか。でもその大きな文脈を外して一個一個の展示品のアノテーションをみていくと、共有できる言葉をたくさん発見できるんですよ。そこをミクロに見ていくことによって資料を結び合わせていく可能性というのがあるんじゃないかって思っています。そうしたメタデータ自体の作り方、つまりあるイデオロギーから、ある視点から、ある特定の立場からトップダウンで落としていった分類には縛られない、意味をつないでいく可能性があるんじゃないかと思います。立命館大学の国際平和ミュージアムにあるものも遊就館に展示されているものも軍服は軍服ですよ。モノをモノとして見て、丁寧に情報とつなげていく。

小林 なるほど、それいいね。

水島 そういういろんなものが、コンテキストの違いを飛び越えて結びつくきっかけをつくるのがアーカイブだと。さっきの水俣とベラルーシをどうやって結びつけていくのかという話も、そこに残された記憶にどういうアノテーションを我々はしていくのか、それはできるだけ一次資料に近いところから見ていくことによって結びつく目が見つかる可能性がすごくあると思うんですね。もしかすると VHS テープをデジタル化するよりも、もっと腰を据えてやらなきゃいけない仕事なのかもしれないんだけど、やっぱり最も一次資料に近いところでネットワークを作っていく、言葉探しをするというところに我々研究者の果たすべき役割があるんじゃないかなというふうに思っています。

「研究領域」の解体と再構成

小林 そうなってくると小林お前は何が専門なんだって簡単に答えられなくなってくるんだけど(笑)、もうどの領域からもインチキになって、歴史学からみてもインチキだし、メディア研究からしてもどんどんメディアの外へ出ていくよなって言われるし、社会学って言われても、「お前、歴史社会学なの?」とかちょっと居心地が悪くなるんです。でも水島さんがおっしゃることは非常によく分かって、僕が今大学の授業でやっているのは、例えば水俣のドキュメンタリー番組に出てくる人の名前をきちんと正確に特定しましょうね、というようなことなんですよね。せっかくやっとの思いでテレビカメラの前で顔出しで名前まで出して取材に応じている人たちに対するリスペクトが必要なんだけれど、そのリスペクトをどう具体化するのかっていうことでいけば、それぞれの患者さんでも、あるいは官僚でも、組合の指導者でもいいんですよ。きちんと名前を特定することによって、それぞれの番組の中に登場している人が他の番組でまた登場してくることも分かるし、なおかつ他の水俣病事件史研究の中でも必ずそういう人たちの名前って出てきますから、そういうところとの結びつきがとても重要だということを学生には話してるんですよ。

でもそれは、何も学生に必要なことというだけではなくて、やはり得体の知れない歴史研究だか、歴史社会学だか社会学だかメディア研究だか分からない、そういう研究領域ではあるんですけど、そこでなされるべき作業の最もベーシックなところなんじゃないかなと思います。人の名前だけに限りませんが、出来事だって名前ついてること多いわけですし、地名もそうですし、そういったことをきちんと特定することによって水島さんがおっしゃっているような、フォーマッティングされていないけれどもメタデータの原型と言いますか、エレメントみたいなものがそういう形で出てくるかなと思っています。あと年月日などもアーカイブ作業では基本ですよ。

水島 基本ですね。

小林 メタデータというのをきちんとそういう形でつけていくということですよ。

水島 今小林先生が授業の話をされたので、僕もちょっと重ねると、ご存知だと思いますが、NHKの「Eテキスト」のプロジェクトの時代からずっと愚直にやっていることがあります。これは、今年やったことですが、僕のハードディスクの中に2005年のTBSの「ヒロシマ」という大型番組の映像が眠っていたので、3時間にわたる映像を40人の履修者で分担して書き出す作業をしました。いきなり学生に「やれっ」って言っても難しいから、僕がまず最初の10分やるよって言ってスプレッドシートを作ってみせました。ナレーションとか登場人物の発話の書き出しとか、カメラがどういう風に動いていて何を写したのかというのを書きとるわけですよ。これを見た瞬間、学生は「地獄だ」と言いますけれど、でも一応これが単位をあげる大前提なんだというのと、全員の学生が完璧にできるわけじゃないんだけど意外についてこれる。やった学生の中で何割かの学生が「先生、あの作業やってから映像が止まって見えるようになりました」といいます。要するにずっとバッティングセンターで球速150~60kmのボールを打っているうちに、ボールが止まって見えたというのと全く同じ感覚を持つ学生が増えてくる。

小林 そうですよ。

基礎資料としてのアーカイブとメタデータ

水島 映像というものの資料的な価値を考えたときに、やっぱり資料として使えるようにするための教育というか、トレーニングというのは絶対欠かせないと思い、ずっと続けています。

小林 僕もほとんど同じような作業を僕自身もするし、学生にもさせています。あまりフォーマットというのをギリギリやると、こちら辛いということがあって、だから必要最低限ラップと何が写っているとか名前がわかったら名前書きなさい、ナレーション起こしてね、発話を起こしてねって、そんな感じでエクセル作ろうねっていうことはやってますね。

やっぱり何が大事かという、先ほどお話しした名づけられた出来事とか、「いつ、どこ」問題ですよ。いつどこが撮影され、記録されているのか、誰が何を言っているのかということと事件史というか、そういう出来事の歴史に直結していくようなメタデータがつけられるシーン、あるいは番組であれば、そういったものもあわせて参考とかいうような形で入力しておけばいいんじゃないかな、という作業を学生にはやらせています。

そういうものが出来上がってくると、石牟礼道子の作品なんていうのは読み方が変わってくるんですよ。よく読めるようになることと、作品から単なる想像ではない一定のリアリティを担保した映像が浮かびあがってくるっていうようなこともできるようになってきます。ドキュメンタリー番組をずっと見てもそれに直結していく別のシーンというか、別のシーンが思い浮かべられるようになり、それをメタデータを手がかりにして番組横断的に接続して怪しげなビデオクリップを作ってみるとかね。

そんなものを作って何になるのかねって、番組になるわけでもなし、でもそれは一つのオーディオビジュアルな資料になり得るということですから、そんな試みもできるはずですよ。そうなってくるとどんなメタデータも必要で、メタデータをどうやって作っていくのか、増やしていくのかというのが次の課題になる。これもテレビアーカイブやってる時からずっと考え続けていたことなんだけれども、それを実践的な形で考えることができるようになり始めたのが昨今かなという感じはします。

水島 そうですね。今までドキュメンタリーの話が多かったのですが、ドキュメンタリーって学生にはややハードルが高い、やっぱり問題自体が非常にハイコンテキストなわけですね。今年僕のゼミには、エンタメ研究をやたらやる学生が集まっちゃったので、みんなエンタメ研究だと好きな領域ばかりやりたがるんだけど、共有する一つのテキストを持とうよということで、『鬼滅の刃』をやっているんですよ。

小林 ご苦労様です（笑）。

水島 いいですよ『鬼滅』研究は。これはやっぱり、漫画から始まってテレビアニメになって映画に発展していくというメディア論的に表現媒体をどんどん移していくという面白さももちろんあるんですけど、先程小林先生がおっしゃってた“自分はなんの専門家だか分からなくなっちゃった問題”は実は僕にもありまして。最近開き直って、そっちの世界に投げる球を作っているみたいなのところがあるんですよ。『鬼滅の刃』でいうと一番大きな問題は、近現代史研究の素材としてどう捉えられるか、つまり大正時代をモチーフにしていること。漫画だから、そのあたりは最初はいいい加減に設定しているのかと思ったら、原作者の人は元々「大正イメージリィ」とかあの辺の知識もあるみたいで、意外に時代感覚がある。特に舞台が中山間地域

である点に興味をもった。大正時代の都市の風景って我々結構メディアでも見てただけで、中山間地域の歴史物語って意外に少ないんですよね。その辺りのところを掘っていけるような気がします。もちろん考証的には甘々なんですけど、でもやっぱり大正時代というものを近現代の入り口として見た時にどういうふうに表示されているのかは十分議論できる。あるいは物語論的にいうと、いわゆるある使命に則っているいろんな人間が集められる物語には色々なパターンがあって、僕は南総里見八犬伝を重ねるアプローチをとってみようと思ってるんです。僕らの子供の頃にNHKがやっていた『新八犬伝』が『鬼滅の刃』だったのではないかという仮定で、物語論的な構成の類似性というものを問うてみたいとか。

それから3番目にやっているのはフロイトなんですよ。「精神の核」とか「全集中」だとかいう言葉が気になる。基本的に自我に関する物語で、夢がたくさん出てきてトラウマの解決もなされているので、その辺のところがロジカルにどう折り込まれているのかとか、そういうことが語れそうです。それこそエンターテインメントコンテンツというのは、それこそいろんな解釈の橋渡しをしている機能があるので、そういった主題を、それぞれの本格的な元々カチッとしたディシプリンがある人たちに対して投げる球としてメディアコンテンツを使えるってことをやりたくて。それが練習できる場だということも、これもまたデジタルアーカイブの役割だと思っています。

研究資源としてのアーカイブをどう位置づけるか

小林　しかし、アーカイブの問題というのは、学術的に考えるとそれほど目新しい話じゃないと思います。今直面している課題というのは。歴史学の思想ということを考えると、20世紀初頭くらいのフランスを中心とした歴史学の一大転換というのがあった時に、実証史学が最も強く依拠してきた公文書の類だけで歴史を考え、立論していくことに対するそれこそ異議申し立てのようにして、いわゆるアナール派と呼ばれるような民衆史学の試みの中で提起されてきたことです。

それから社会学でいけば、やはり民衆の生活に焦点化した社会学がアメリカでも試みられていて、有名なトマス・ズナニエツキのポーランド農民の口述や手記や日記なんかを基礎資料にした社会学的な研究も行われていたわけですから、少し視点を変えて、広げていけば何も決して目新しい話ではないですよ。日本の研究の歴史を考えても古くは柳田國男の民俗学もあったわけですし、民衆史あるいは民衆意識の研究というところでは資料体そのものをいわゆる公式のものだけに依拠しない、むしろそれを排除していくというようなところがあったわけですから、その大きな流れの中に放送アーカイブをワン・オブ・ゼムとして位置付けていくこともあって然るべきだと思います。

それから大学の研究領域を考えた時に、大学の研究資源というのが、よくそれぞれの大学でそういったものをあらためて研究してみると何も図書館だけではなかったらと思いますよね。図書館だけではなくて様々な資料が集積されていたり、それぞれの大学の研究者が収集したり、あるいは使ったりという形でそれぞれの大学で研究が進められてきたわけですから、その中に放送アーカイブと呼ばれるような新たな資料体というのが参入していくということを考えてもいいのかな。ただ、一番厄介なのは同じ話題に戻ってしまってあまり僕は良くないと思

うんだけど、放送アーカイブの法制度的な使い勝手の悪さというところに否応なくぶつからざるを得ない。そこはなんとかしなきゃどうしようもない。ただ、僕はこれをもう言わないことにしていて、これを言い出すと結局使えなくなるので、それはもう何とかせざるを得ませんねってということで、できることはやるということで腹据えてやっています。数年前からそれで手が後ろに回ったら困るなと思いつつ（笑）、でもできることはやります。できない理由を言っても仕方がないなと考えています。

それとあと一つは、メディア研究の領域のなかでもう一度きちんとビルトインしなければならないのは図書館情報学とアーカイブ学と博物館学だと思います。最近学内の会議で思わず口走ったんだけど図書館情報学はメディア研究の玉座に座るべきものなのではないかと考え始めている。基本的にアーカイブの使命というのは史資料の収集と供用だと思いますね。これが使命だと思います。だから図書館というのは書物というような形態を備えた史資料の収集保存と分類だと思います。閲覧という重要な機能もあります。博物館というのは収集するものはアーカイブに非常に似通っているんですけども大きな使命は展示だと思います。そういう点でアーカイブと図書館、つまりライブラリーとミュージアムを位置付けて、大学は制度や施設を再構築していく段階にきているのかなと。大きな議論をすると、そういう中で放送アーカイブというのが成り立ちうるのであれば、大学がそういったものをどう位置づけ活用していくのか、ということは個々の研究者というよりも制度的に考えた方がいいのかなという問題意識でいます。

アーカイブの公共性

水島 歴史研究とか資料学から言うと、それは昔から言われている話ですよ。要するに資料の拡張という世界観の中で、その中に位置づけられるものとして映像はかなり豊かな存在とみなされるべきだというのは、全くその通りなんですよ。拡張論から言うと、後者の図書館情報学問題も拡張論だと思うんですよ。図書館情報学とか博物館学の世界でこの10年ずっと言われているのは、MALUI とか MLA 連携問題。元々素材によって施設や組織の機能が分けられてきたものをどうやって連携するかって議論で、それはやはりデジタル化がエンジンをかけてくれたというのは間違いのない話。MLA あるいは MALUI の場合はそこにユニバーシティ（U）が入っているのだけれども、その点で重要なコンテキストとして公共性の問題があると思います。

公共性というテーマを掲げると、メディアの使命と、地域社会にいろんな資料を公開されている文化施設との関係を同列に論じることができるようになる。このところ図書館情報学の中で話題の「ニューヨーク公共図書館」の映画なんかそうなんですけれども、施設の公共性と放送などのメディアの公共性というところが結び合っていく点が大事です。先ほども出た資料の制約のような問題も、例えばそれは図書館の中に開架と閉架があるように権利的に難しいものに関しては閉架のなかで許諾を取りながら見せていくような方法はないだろうかとか、そういう形にも広がっていける可能性がある。最初の話に戻りますが、縦の軸と横の軸がともに広がるという視点が大事。特に横の軸に関して学問的な分野から言えば、公共性論がアーカイブの問題とともに議論されるのにあわせて、大学教育とか研究とか、さらには社会教

育の制度にも敷衍されていくことに期待したいなと思っているところです。

小林 僕はね、博物館学と図書館情報学とアーカイブズ学という風に設定してみた時に、一番の基礎領域としてはアーカイブズなんじゃないかなって考えているんですよね。そのうちの、先ほどお話ししたみたいに書物という形態を持ち、そして分類と保管と閲覧、供用ではなくて閲覧に供するものというのがライブラリーを構成していくだろうし、それから物質的にもマテリアリティが非常に多彩で、読む、見る、特に見る、触れる、というマテリアリティが多彩で展示に馴染むものがミュージアムの中に収容されていくだろう。ただ基本はアーカイブズなんじゃないかなって考え始めているんですけども。ただ、その着想は、フランスのグランプロジェで出来上がった新国立図書館がビブリオテックって名前つけられてることにあるんですよね。「図書館をやめたのこの人たち。ビブリオテックって考えてるんだ」。そのグランプロジェの中で整備、構築されたものをビブリオテックっていうんだったら、その基盤はむしろアーカイブなんじゃないかなと考え始めている。そうだとしたら、大学だってむしろアーカイブというのをベーシックなものにしてその上に図書館、あるいは大学によってはミュージアムというのを制度的に再構築していく時期にそろそろ差し掛かっているのかな。ただそれは技術的にはアーカイブが大きな前提であり、きっかけだと思います。

水島 ここは全くその通りだと思います。なぜ、アーカイブがそれを可能にするかということそれは古い意味での文書館としてのアーカイブではもはやなくて、やっぱりそれはデジタル化することによってベースなので、そのことが一つのきっかけになれば、要するに横断的な情報の流れを作れる。そこが起点になってメタデータが、小さなアーカイブに分散されていったものを連携する機能を果たすとかそういう話につながっていくと思います。ですが一番簡単なのは、さっきも出てきた「一体その資料は、誰のいつのものなのか」みたいな、基本情報の共有。それがフォーマットの的に実現して、そのスキーマが流通すれば物理的な博物館だとか図書館の本という形態を超えて資料検索ができる。その意味でまず連携が可能だと思うのです。だからまさに小林先生が言われたように、「ベースはアーカイブなんじゃないか」ということは、さらに僕なりに解釈するとベースは「メタデータスキーマだろう」、ということではないかなと思います。

小林 それはそうですね、そこがしっかりしていないと、いわゆるセミオシスに乗ってこないということですからね。デジタルの状態だとさっぱりわけわからない。見ることも読むことも聞くこともできないわけですから、そういった資料というかデータをどういう形でリサーチしていくか、まさにセミオシスに乗っけてやらないと何もできないということですから、そういう意味ではメタデータのところはとても大事。ただフォーマッティングは面倒くさいし、面倒くさいからやらないのか…。

水島 それはVHSテープのコピーが面倒くさいのと同じ次元なんだと思います（笑）。どこかで腹括ってみんなで手分けしてやるという。ちっちゃくても価値が出るというのが分かってきましたから。

小林 自戒を込めていうと、アーカイブについて考えていくと研究の質、研究者の資質がかなり問われるし、鍛えられるというところはあると思います。サボっちゃいけないのは当たり前で、ただそういう小さな史資料の断片というのをどこまで読み解けるのかというのが問われること

になるだろうし、教育というのはその点で何となく見ておいてねって VHS カセットをテープデッキにぶちこんでいいでしょってというような教育はもう駄目だよ、というところに来ていきますので、研究と教育は改めて鍛えられるようになって感じはしています。

水島 もう僕らついていけないっていっちゃダメだなんて最近。

小林 やんなきゃだめだよ（笑）。

水島 ジャパンサーチの公式版が公開されましたが、あれサイトの中で、グループワークできるんですよね。デモを見たのですが、あのサイトの中で資料をピックアップして、グループで読み合うワークショップがウェブサイト上でできるように設計してあるのがすごいなと思って。そういう時代なんだからサボってられないというか、コツコツとやらなきゃなって感じですね。

小林 アーカイブの基本は、文書アーカイブの話なんですけれど、文書のサイクルが基本に置かれているんですよね。現用文書がアーカイブに収集、保管されると現用文書ではなくて史料に変わるわけなんですけれども、それは研究で検証をすることによって史料的に価値が上がり、そしてそれが再び供用され直すというサイクルを作らないとアーカイブは成立しないんだと強調されていた点が印象に残っています。これは結局何を言っているのかって言うと、アーカイブは供用しなければ話にならないということが一点と、それから史料の検証が必要とされているということだから、研究者がサボっちゃいけないと理解しています。

※本対談は、2020年12月7日に Zoom を使ってオンラインで実施したものである。

注)

- (1) 『「ドキュメンタリー」埋もれた報告～熊本県公文書の語る水俣病～』（NHK、1976年12月18日放送）
- (2) 『NHK スペシャル 赤い背中 ～原爆を背負い続けた60年～』（NHK、2005年8月9日放送）
- (3) 『日本の素顔』（NHK、1957～1964年）
- (4) 『NNN ドキュメント』（日本テレビ、1970年～）

テレビニュースの大学教育利用の実践— NIE との比較から

西 田 善 行*

1. はじめに

周知のとおり、新聞を用いてリテラシーの形成や、社会問題等への関心の醸成を行う「NIE (Newspaper in Education)」は、小学生から高校生まで幅広く行われている。また、大学教育の場でも諸々の知識・情報源として新聞を収集・活用させることは以前から行われている。これは紙媒体である新聞が容易に収集・蓄積でき、しかも縮刷版も多くあること、またデジタル化によりデータベースが拡充したことで、検索しての情報収集が簡単になったことなどが要因として考えられる。

それではこうした教育の場にテレビニュースはどれほど活用されているだろうか。新聞が教育現場で用いられている用途を考えてみればテレビニュースがその役割を代替しても良いはずである。

本稿では筆者がこれまで大学生や大学院生を対象としてテレビニュースやドキュメンタリー、そしてテレビアーカイブを利用した授業での取り組みを紹介することで、テレビニュースの教育利用の可能性や意義について、NIE との比較から検討することとしたい。

2. 「テレビ」ニュース・イン・エデュケーション？

NIE の目的と内容

NIE は様々な目的で授業に組み込まれている。現在 NIE を推進している日本新聞協会によれば、NIE は世界80か国を超える国で実施され、日本でも1989年の試験的实施から現在全国の500校を超える小・中・高校で実施されている。その用途は国語教育や社会科教育だけでなく、英語教育や情報教育など多彩である。2020年度からは全ての校種の学習指導要領の総則に新聞活用が明記されるなど、積極的な新聞活用が促されている（日本新聞協会 2020）。学校教育において新聞は情報を収集・比較・検討・考察、あるいは自ら作成・報告することで学生の理解力・表現力を高め、社会的な知見を得ることができるツールと考えられている。日本新聞協会が運営する NIE に関するページでは、指定校の実践例として、「新聞に載っている写真から物語をつくる（小学校低学年）」「新聞で報道された「人」から、人間としての生き方や努力を学ぶ（小学校中学年）」「テーマを決めて新聞記事を集め、見出しや感想をつけて「スクラップ新聞」を制作する（小学校高学年）」「新聞記事からディベートのテーマや主張の素材を探す（中学校）」「新聞報道の中から賛否の分かれる話題を選び、自分の意見を書いて投書する（中・高校）」「選挙に際し、政党や候補者の主張と問題点を新聞などのメディアから集めてまとめ、模擬投票をする（高校）」といった例があがっている（日本新聞協会 2020）。

もちろんこうした教育現場における新聞の利用は、教育のみを目的としたものではない。「若者の新聞離れ」が深刻ななかで学生に新聞に触れさせ、次世代の読者を獲得するという狙いも新聞業界の視点からは見て取れる。

*にしだ よしゆき 流通経済大学 准教授

新聞の活用は大学でも複数の大学で授業プログラムに組み込まれている。例えば東洋大学の社会学部メディアコミュニケーション学科では2018年度から「新聞活用プロジェクト」が行われ、1年生への新聞の宅配や授業カリキュラムの一環としての新聞活用がなされている（東洋大学 2020）。こうした規模の大きな取り組みでなくとも、大学教育のなかで新聞の活用は一般的である。特に1年生向けの授業のなかで新聞を活用した演習を行うことはよくある。筆者自身、2020年度の流通経済大学の1年生向けの演習において、気になる新聞記事の内容を要約し、そこからどのような社会状況が見えてくるのか、またそれについての意見を報告するような課題を課した。ただしそれは紙としての新聞ではなく、朝日新聞社のデータベースである「聞蔵Ⅱ」を利用して、気になるキーワードを検索して記事を探すというものであった。

テレビの教育利用

一方テレビの教育利用はどうだろうか。「生きる力」を養うことをうたった2020年度以降順次実施される学習指導要領には、総則として情報活用能力育成のため、新聞と並ぶ形で視聴覚機材の活用についても記されている（文部科学省 2020a）。

周知のとおり、放送番組の教育利用は、主に開局から60年以上が経過した NHK 教育テレビを活用する形で行なわれてきた。1950年から2012年まで NHK 放送文化研究所で行われていた「学校放送利用状況調査」をみると、1970年代から2000年頃まで小学校では90%を超える NHK テレビの学校放送の利用率があり、中学や高校でも80年代に60%を超える利用率があるなど、多くの学校で放送番組が利用されてきたことがわかる（小平 2014）。90年代以降、ビデオ教材利用の拡大やインターネットの普及などにより、視聴覚機材の活用は多角化した。NHK の番組もビデオ教材や録画での利用が進み、現在では「NHK for School」として学校放送番組やそれを短くまとめた動画クリップをウェブサイトで利用できるようになっている。「学校放送利用状況調査」後に放送文化研究所が行っている「教師のメディア利用と意識に関する調査」によると、デジタル教材を含めた NHK の番組の教師利用率は小学校で67%（2018年）であり、中学校で38%（2019年、科目別では理科が63%、社会が56%）となっていて、いまだに多くの場で利用されていることがわかる（宇治橋・渡辺 2019、2020）。そしてコロナ禍に見舞われ学校の休校を余儀なくされた2020年は、これらの教材の積極的な活用が推奨された（文部科学省 2020b）。その意味では放送番組は新聞以上に教育現場で用いられてきたし、現在も用いられているといえる。

異なる「用途」と「内容」

しかし、従来から行われてきた NHK 教育テレビを中心とする放送番組の教育利用と、現在 NIE として行われている新聞を活用した授業展開とでは、その基本的な「用途」が異なっている。もちろん個々の活用場面において、授業内容や教員の活用方法により多様な用途がありうるが、放送番組の利用はその多くは授業の代替、補足が目的となっている。対面での授業と同様、基本的に生徒が教育を目的とした放送内容に疑いをはさむことはなく、放送（上映）後に教員の解説や、その内容についての話し合いなどはあっても、受動的な形で放送を視聴するのが一般的な放送番組の利用といえる。

これに対し、NIE として行われている新聞を活用した授業では、単純に教員が指示した記事内

容を読み、その内容について理解を深めることもあるが、生徒に自ら記事を収集させ、比較検討を促すことも多く、より能動的な活用が前提になっている。上述の通り新聞では「テーマを決めて新聞記事を集め、見出しや感想をつけて「スクラップ新聞」を制作する」といったことは一般的に行われるが、放送番組をそのような目的で利用することは一般的とはいえないのである。

また用いられている内容にも違いがある。NIE として読まれる新聞の内容は、必ずしも教育を目的に書かれた記事ではなく、多くは事実の報道や解説、論説などの「ニュース」である。これに対して学校で放送番組を視聴する際に対象とされるのは、明確に教育を目的とした学校放送番組や、教養番組が中心である。例えば『NHK スペシャル』や『クローズアップ現代』のような特別番組や解説番組を利用することはあっても、日常的に報じられる『NHK ニュース7』のようなニュース番組を見る機会は少ない（宇治橋・渡辺 2020）。その意味で放送番組の教育利用は「テレビニュース・イン・エデュケーション」ではないのである。

これには新聞と放送のメディアとしての特性の差異が関わっている。紙媒体である新聞はコピーや切り貼り、収集が容易であり、蓄積することも低いコストで可能である。これに対し放送番組は新聞ほど蓄積が容易ではなく、また簡単にコピーや切り貼り、スクラップ（収集）ができるわけではない。そのため過去の放送内容に容易にアクセスができず、しかも誌面のように一覧しながら記事を探すことも難しい。またデータベースの整備という点でも大きな差がある。筆者は以前研究利用という観点から新聞とテレビの利用環境の差異を指摘したが（西田 2016）、教育という観点でも同様の指摘が可能である。

また映像メディアと文字メディアに対する教育の場での「思い込み」の差も指摘できる。小林直毅は教育現場において映像が「分かり易さ」を提示するものとして受け止められ、出来事に関心を持たせるきっかけという「二次的な資料体にすぎないとする、ある種の「映像格下論」が透けて見える」とし、大学教育の場における映像への偏見を批判している（小林 2011：34）。テレビ番組の映像は分かり易く構成されているため、特段リテラシーを要請するものではなく、また社会的関心の導入以上の意味を持たないという認識を持たれていることにより、教育コンテンツとしてのテレビの受け身の受容と、リテラシーを高め社会的問題を深めることのできる新聞の能動的な利用という区別が、小学校から大学まで広く教育の場で共有されているように思える。

それではNIEで行われているような情報を収集・比較・検討・考察、あるいは自ら作成・報告することで学生の理解力・表現力を高め、社会的な知見を得ることができるとしてテレビ、とりわけテレビニュースは不適当なものなのだろうか。以下では筆者が大学の授業などで行っているテレビニュースやドキュメンタリーの利用実践を紹介し、その可能性について検討していこう。

3. 大学教育におけるテレビニュースの利用実践

ニュース・ドキュメンタリーから「歴史」を浮上させる

1953年の放送開始以来、テレビは戦後史の伴走者であった。またそれらの映像を介して繰り返し「戦後史」という集合的記憶の形成にも寄与してきたのである（西田 2016）。これはテレビ映像が集積されれば、テレビを介した出来事の歴史性を浮上させることができることを示唆するものである。

筆者は日本大学法学部・新聞学研究所の研究指導部門の企画として「映像分析の手法を学ぶ」と題し、2018年と2019年に大学院生向けの講義を行った。そこでは映像を分析することの意義とし

て、テレビ映像の歴史性とその資料的価値について説明した。また具体的な事例として筆者が行った、2011年から6年間の「震災」と「原発」に関するテレビでの報道の特徴や変化の分析を紹介し（西田 2018）、テレビアーカイブが浮上させる原発震災後の地域や空間、言説の歴史性について解説した。同様の授業は、法政大学社会学部の「映像ジャーナリズム論」でも行っている。

こうした授業では2011年3月11日の東日本大震災の発災直後の映像を見せることが多い。例えばNHKでは国会中継を打ち切り、地震と津波に関する情報を伝える特別番組に移行した。この番組では仙台など東北の屋外映像を映しつつ、アナウンサーが「今、東京渋谷のスタジオが大きく揺れています」と落ち着いたトーンで伝える一方、「揺れてるよ！東京揺れてるよ！東京撮って！」と混乱した様子で話すディレクターと思われる人物の声もそのまま入っている。通常のニュースでは入り込むことのないディレクターの怒声と、落ち着いたトーンのアナウンサーの声のギャップが、その状況の混乱を伝え、視聴している者に緊迫感を与える。石田英敬はテレビ記号の特性として「刻々と更新される＜いま＞の指標性」への従属性を指摘している。被写体の＜いま・ここ＞の画像を視ることを求められつづけるがゆえに、つねにアドホックな（間に合わせの）映像という性格を持つのである（石田 2003：291）。この初報におけるスタジオの混乱は、時を隔て、テレビを再視聴している教室の＜いま・ここ＞に再び緊張感を浮上させ、これから起こることが予期された津波への不安から、そこにある間に合わせの屋外映像に目を釘付けさせる。そのため視聴した学生の少くない反応として、その映像への恐怖感、臨場感が語られるのである。こうした「2011年3月11日午後2時46分」を＜いま・ここ＞へと再現させることによる恐怖感、臨場感は、その時の放送を視聴することによってこそ現れるものといえる。

日本大学の講義では、受講した学生に東日本大震災と福島第一原発事故に関連するテレビニュースやドキュメンタリー番組を複数収集・視聴してもらい、その特性を分析してもらった。日本大学法学部新聞学研究所では、JCC 株式会社のマックスチャンネルを利用して2011年3月11日の発災以来の東京キー局の震災に関わるテレビ映像の記録・保存を進めている。授業ではこの収集した映像アーカイブを使用して分析を行ってもらった。学生が分析の対象としたのは過去数年間の3月11日のニュースやドキュメンタリー、報道特別番組などであった。2012年以降、3月11日には毎年東日本大震災の関連番組が作られ、追悼式の模様や被災地の姿、とりわけ午後2時46分に各地で行われる黙祷の様子が映し出されている。この2011年以降、特別な意味を持つことになった3月11日に、ニュースやドキュメンタリーで何が描かれてきたのかを分析することは、震災をめぐる歴史性を浮上させることにもなるだろう。

この学生による分析のなかに、2015年から2018年までの4年間、『NHK スペシャル』が3月11日に放送した内容についての分析があった。『NHK スペシャル』では東日本大震災をテーマとしたものを数多く放送しているが、毎年3月11日に放送されているものはその時々の震災をめぐる認識が端的に表れたものと学生たちは捉えた。

実際2015年から2018年までの内容を比べてみると、2011年からの隔たりを年々感じずにはいられないものとなっている。2015年、『NHK スペシャル』では「“あの日の映像”と生きる」と題して被災者自らがカメラで撮影した津波の映像と、そこに映った人々の軌跡が描かれている。翌2016年の「私を襲った津波～その時 何が起きたのか～」では、CGやVFXなどを用いて映像に残されなかったものを映像化して津波の様子を再現している。学生はこの2年は被災者が津波の恐怖や後悔

を語っている点で共通しているが、実際の映像からCGへの「再現」へと変化したことは震災の時間的变化のなかで現れたものと考察していた。

2017年と2018年には、それまでの「2011年3月11日」に何が起きたのか、その震災当時の様子や記憶を描いたものから、＜いま＞被災者がどのような状況下に置かれているのか、被災者の暮らしや援助の現状を伝えるものへと番組の内容が変化している。2017年は「シリーズ東日本大震災“仮設6年”は問いかける～巨大災害に備えるために～」と題して、6年を過ぎてもなお応急的に設置された仮設住宅に3万人以上が暮らしているその実態と要因を取材し、首都直下地震時のシミュレーションなどを行っている。そして「シリーズ東日本大震災 めざした“復興”はいま・・・～震災7年 被災地からの問いかけ～」と題した2018年は、その仮設住宅から「終のすみか」として移り住んだ災害公営住宅での住民や街が抱える問題を取り上げ、「復興の総仕上げ」の段階で起きている理想と現実のズレを描くのである。

このように震災をめぐる＜いま＞の認識の変化を番組の再視聴から浮かび上がらせることは、過去の映像の蓄積さえあれば学生にも可能である。現在でも利用可能な放送ライブラリーやNHKアーカイブスを用いての放送番組の研究に加えて、手続きや一定の利用料の支払いにより学校内でもこうした番組が視聴可能となれば、NIEに類似した放送番組の学生による歴史的研究は広く可能になるだろう。

「作られたニュース」を読み解く

言うまでもなくテレビニュースやドキュメンタリーは作り手の意図や制作慣習のなかで作られた構築物である。しばしば情報系科目などでテレビの作為性が指摘され、メディアリテラシーの養成が語られるが、どのようにニュースを読み解くべきかは、実際のニュースを見ていくなかで理解されるべきものであろう。

筆者が授業のなかでニュースを取り上げる際、必ずといっていいほど取り上げるニュースがある。それは2010年1月21日に放送された、テレビ朝日『報道ステーション』での「政治とカネ」にまつわる、合わせて20分ほどのニュースである。当時の首相、鳩山由紀夫と自民党総裁の谷垣禎一との国会党首討論と、民主党幹事長小沢一郎の事務所での土地取引に関するニュースを取り上げたこの日の『報道ステーション』は、テレビニュースがいかに関映像や音声、BGMを巧みに用いることで意味構成をしているかを考える格好の材料となっている。

まず冒頭で取り上げられた党首討論。そこでは鳩山自身の偽装献金に関わる疑惑に加え、小沢事務所の土地取引に関わる疑惑を追及する谷垣の姿がバックショットで、それに答える鳩山の表情はクローズアップで映し出される。カメラが「政治とカネ」を追求する側の視点を視聴者の視点として示すだけでなく、それを追求する谷垣の力のなさをも構図化されていることを学生は発見する。

この日のニュースの中心は小沢の資金管理団体「陸山会」の土地取引をめぐる疑惑に関して、小沢が後日事情聴取を受けることに関するものであった。2004年に取得した土地の購入原資4億円が政治資金収支報告書に記載されていなかったことで、前の週の15日に小沢の秘書であった衆議院議員の石川知裕らが政治資金規正法違反で逮捕された。これを受けて小沢が放送の2日後の1月23日に検察の事情聴取を受けることが報じられた。ちなみにこの事件はその後石川らの有罪が確定した一方で、小沢は無罪が確定している。

授業ではこの小沢事務所の土地取引をめぐり、小沢がいかに「疑いの人物」として表象されているかを学生の考えを聞きながら読み解いていく。例えば国会の通路を歩くダーク系のコートを着た小沢を、足元に置かれたカメラでローアングルに映し出すことで、その権力の強大さを明示する。その直後にカメラに映る小沢のバストショットは斜めに映し出され、カメラマンの手のようなものが映りこみ、ぼやけたものとなっている。この一見すると「失敗」に見えるショットはその後も利用され、この小沢をめぐる事件の不透明さ、疑わしさを象徴するものとして使われている。

その後の小沢をめぐる映像では、土地購入の原資の4億円が入っていた口座が、1992年に開設されたことが明かされる。そこで採用されるのは座った高齢の政治家から立った小沢へのパンショットである。多くの学生はこの高齢の政治家について知らないため、こちらからその人物がかつて「政界のドン」と呼ばれた自民党の大物政治家であり、この1992年に東京佐川急便からの5億円の闇献金が見えるようになって議員辞職をした金丸信であること、そして小沢がその金丸と師弟関係であったことを伝える。これにより学生は小沢が以前から「政治とカネ」との関わりのなかにいたこと、そして番組が「政治とカネ」の象徴として小沢を捉えていることを理解する。その後2004年の土地購入に関する小沢と石川の会話が取り上げられる。まず映された時期が不明な席に座った石川から立った小沢へのパンショットが用いられている。これは先ほどの金丸と小沢の映像と非常に似通った構図とカメラワークの映像であり、「政治とカネ」をめぐる師弟関係がここにも成立していることが示される。その後石川と小沢とのやり取りが再現される場面では、二人それぞれの映像にダークトーンが張られている。そして「先生、なんとかしてください」「分かった、俺が何とかする」という両者のやり取りは、ドラマの中での悪事の密談を連想させるものになっている。こうした一連のニュース映像の戯画的な特性を学生は解説を受けつつ「発見」していくのである。

もちろんこうした「発見」は必ずしも多くの学生によって見出されるのではない。それを発見した学生のコメントを紹介していくなかで他の学生と共有し、さらに別の年の別の授業のなかでも積み重ねられることにより、このニュースへの読みは深まりを見せていく。

学生はこうした視点を学ぶことで、自らニュースやドキュメンタリーでの読み取りを深めていく。法政大学社会学部の「映像ジャーナリズム」の授業では、ニュースやドキュメンタリーにおける映像の作られ方を分析する短いレポートを課し、授業のなかで数名に報告してもらい、さらにその内容について議論する機会を設けた。そのなかでは、ニュースにおいて街頭インタビューを受ける人々の性別、年齢、意見構成の分布が恣意的ではないかという報告があったり、それが字幕フォントの差異などとして表わされていることが発見された。またドキュメンタリーでも『NHK スペシャル』での重厚な作りのなかで北朝鮮や中国といった国のイメージがどのように形成されているかが報告されたり、『ドキュメント72時間』のような一見作為的に見えない映像の物語性が確認されたりと、方法や視点を学習することで学生たちは自ら様々な番組の意図を発見することができるのである。

ちなみにこうした学生によるニュースやドキュメンタリーの分析は、必ずしも放送番組の録画という形をとっていない。分析を行っているのはYouTubeなどに放送局がアップしているニュースであったり、オンデマンドで見ることのできるドキュメンタリーであったりすることが多かった。こうした学生によるインターネットを通じた（テレビ）ニュースの視聴は現在様々な放送局のもので可能であり、テレビ東京のように教育機関向けにニュースやドキュメンタリーのアーカイブをオンデマンドで有料視聴可能にしているところもある（日経メディアマーケティング 2020）。

4. 終わりに—複合的な「News in Education」に向けて

このように、学生は分析方法と分析の仕方を教え、それを分析できる環境さえあればNIEと同様に自ら課題を考えて社会的問題の多角的、歴史的に検討することも、その番組構成の作為性に気が付くこともできる。もちろん新聞ほど授業展開は容易ではなく、著作権の問題をクリアにしたうえでアーカイブの整備の問題や、視聴環境の問題、そして何より受け身の教育に偏重したテレビ利用への認識を変えていく必要がある。しかしこうした環境さえ整えば「テレビニュース・イン・エデュケーション」は小学生から大学生までどの段階でも可能なものなのではないだろうか。そもそもNIEの「N」が新聞、あるいはテレビニュースだけを対象としたものである必要はない。現在の学生が取り巻かれているメディア環境に偏在している様々なニュースを素材とし、かつ相対化するような学習機会を作っていくことこそ「NIE」として必要とされているものではないだろうか。筆者自身、今後このような偏在化したニュースを読み解くような授業展開をしていきたいと考えている。

参考文献

- 石田英敬 (2003) 『記号の知 / メディアの知—日常生活批判のためのレッスン』 東京大学出版会
- 小林直毅 (2011) 「大学教育における「水俣」のテレビドキュメンタリー (教育とメディア)」 『スピーチ・コミュニケーション教育』 24巻
- 小平さち子 (2014) 「調査60年にみる NHK 学校教育向けサービス利用の変容と今後の展望—「学校放送利用状況調査」を中心に」 『NHK 放送文化研究所年報2014』 第58集
- 文部科学省 (2020a) 「学習指導要領「生きる力」」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm) 2020年12月20日閲覧
- 文部科学省 (2020b) 「子供の学び応援サイト—学習支援コンテンツポータルサイト」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm) 2020年12月23日閲覧
- 日本新聞協会 (2020) 「NIE 教育に新聞を」 (<https://nie.jp/>) 2020年12月20日閲覧
- 日経メディアマーケティング (2020) 「テレビ東京のニュースや報道番組をインターネットで視聴「テレビ東京ビジネスオンデマンド (教育機関向け)」」 (https://www.nikkeimm.co.jp/service/detail?id=1646&edu_param=1) 2020年12月23日閲覧
- 西田善行 (2016) 「「史資料」としてのテレビ報道—環境報道アーカイブの取り組みから」 『社会政策』 第7巻第3号
- 西田善行 (2018) 「原発震災と地域の記憶を読み解く」 小林直毅編 『原発震災のテレビアーカイブ』 法政大学出版局
- 東洋大学 (2020) 「新聞活用プロジェクト」 東洋大学ホームページ (https://www.toyo.ac.jp/academics/faculty/soc/dmdc/np_project/) 2020年12月20日閲覧
- 宇治橋祐之・渡辺誓司 (2019) 「進むタブレット端末の利用と学習におけるメディア利用の可能性—2018年度「NHK 小学校教師のメディア利用と意識に関する調査」から」 『放送研究と調査』 2019年6月号
- 宇治橋祐之・渡辺誓司 (2020) 「1人1台端末時代に向けて広がるメディア利用とその課題—2019年度「NHK 中学校教師のメディア利用と意識に関する調査」から」 『放送研究と調査』 2020年6月号

大学教育におけるテレビ・アーカイブの利用

ー放送番組センターの大学向け番組ストリーミングサービスー

鈴木 貴尚*

はじめに

横浜に、放送法に基づいて運営されている放送番組専門のアーカイブ施設「放送ライブラリー」がある。そこでは、収蔵している放送番組をストリーム送信して、大学などの授業に利用してもらうサービスを行っている。このサービスは、2013年に始まった。2012年4月、放送ライブラリーを運営している放送番組センターが「財団法人」から「公益財団法人」に移行し、事業の全国展開が課せられることになった。そのため、図書館などの公共施設向けと大学向けの「インターネットを使った番組利活用サービス」の実現に着手したのである。この稿では、大学など教育機関向けのサービスを中心に話を進めていく。

1. 放送ライブラリーの大学向けサービス

1) それは事業の全国展開のひとつとして始まった

放送ライブラリーでは、館内でラジオ・テレビの番組やCMなどを無料で視聴することができるが、そのためには施設に足を運ばなくてはならない。一方、大学の教員からは放送番組を教育に利用したいという強い要望があり、放送番組を利用した授業も各地の大学で試みられている。放送番組センターはそうした声に応えるため、大学構内の教室に設置した視聴端末（パソコン）から放送ライブラリーのサーバーにアクセスすることによって、授業のテーマに沿った番組を視聴することができるサービスの構築に取りかかった。

横浜の放送ライブラリーから遠隔地へ番組を送信する技術的な仕組みは、実はすでに出来上がっていた。それは「BL・クリエイター支援サービス」と呼んでいるもので、放送ライブラリーの収蔵番組の一部を全国の放送局員の自席のパソコンから視聴してもらい、企画・制作の参考や若手制作者の教育・研修などに役立ててもらうことを目的として2010年12月に始めたサービスである。この仕組みを応用し、番組を制作した放送局や制作会社、文芸や音楽、実演家などの権利者団体の理解を得たうえで、2013年の後期からサービス（番組を大学の授業で利用してもらうこと）を始めた。まだ「試験運用」という形ではあったが、長崎県立大学の「映像研究」の講義に4番組5本が利用された。この「映像研究」は国際情報学部の村上雅通教授（当時）が担当する映像メディア学科の授業で、受講生は2～4年生の80人。授業の内容は『映像作品を分析し、構造的に把握することによって映像情報を読み解く能力を涵養することを目的とするもの』であった。

大学の教室ではパソコンを使って番組を視聴する。教員が放送ライブラリーの専用サイトにアクセスし、そこに用意された番組を視聴するという仕組みである。事前に、村上教授から「授業内に

*すずき たかなお 公益財団法人放送番組センター アーカイブ・事業グループ 副主幹

番組全編を視聴することは時間的に難しい。授業の前後に、学生たちに番組を視聴させることはできないか」との相談を受けていたことから、番組は、授業を行う教室のほかに、大学構内の特定の教室にある限られた台数のパソコンからも視聴できるようにした。視聴可能な期間も授業実施期間に合わせて設定していたので、学生たちは予習・復習のために視聴することができたわけである。図1に示したように、この大学向けサービスは、2019年度末までの7年間に、延べ24校で135本の番組が利用された。

(図1)

事業の全国展開

【経緯】

2012年度 放送番組センターが公益財団法人へ移行
事業検討委員会を設置し、事業の全国展開などについて議論。

2013年度 公共施設ならびに大学への番組送信の試験運用開始
・市川市文学ミュージアム（上映会）、長崎県立大学（国際情報学部「映像研究」）

2014年度 各権利者団体と著作物利用に関する覚書締結

2015年度 理事会の諮問を受け、全国展開推進部会を設置し、全国展開の事業推進案を答申。
・NHK・民放連・ATPと、公共施設・大学への番組送信について協定を締結（2016年3月）

2016年度 本格運用開始

2019年度 中学・高校での番組利活用について、2019年度、学校等教育関係者らに対しヒアリング調査を実施し、第2回番組保存委員会で調査結果を報告、試験運用開始を了承。

2020年度 利用要望のあった高校に対し、試験運用を開始。
コロナ禍における大学など教育機関の番組利活用について「在宅授業」対応を開始。現在に至る。

【2013～2019年度までの利用実績】（延べ数）

■ サテライト・ライブラリー				■ 大学等での利用			
個別視聴	13施設	利用番組数	267本	24校	30授業	延べ受講者数	1,670人
上映会	19施設	利用番組数	202本			延べ利用番組数	135本
		延べ利用者数	14,151人				

2) 乗り越えたハードル

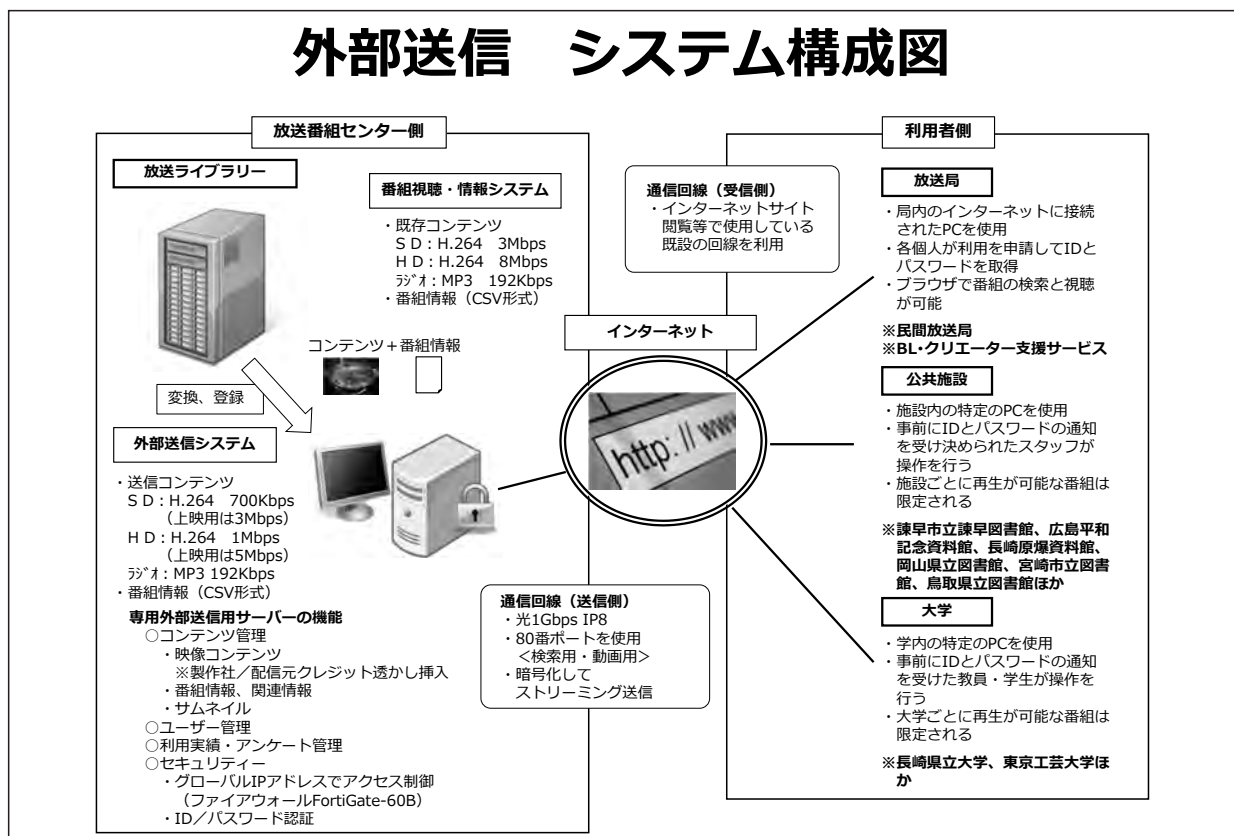
大学の授業で視聴する番組は、インターネットを使って送信される。そもそも、放送ライブラリーに収蔵されている番組は、その施設内に限り視聴に供することができるという許諾を得たものである。そのため、別の目的に使うには、番組を制作した放送局や制作会社をはじめ各権利者団体の理解と協力を得なくてはならない。具体的には、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本文藝家協会、映像実演権利者合同機構、日本音楽著作権協会（JASRAC）、日本レコード協会の9団体と放送番組センターとの間にそれぞれ協定や覚書を取り交わし、大学で利用するための申請手続きなどが円滑に行えるようにした。

交渉を始めた当初は、どの団体も「インターネットを使って番組を視聴できるようにする」という点が、一番の気がかりだったようである。不安要素として異口同音に挙げたのが、申し込んだ利用者以外に番組が漏れることはないか、利用者に番組が録画されることはないかという点であっ

た。それらに対しては、「大学側のグローバル IP アドレスを放送ライブラリーの専用サーバーに登録することによって、登録していない IP アドレスからのアクセスを拒む」、「番組はストリーム送信するので利用者のパソコンには蓄積されない」などの強固なセキュリティ対策を講じていることを詳しく説明し、理解を得た。

番組を制作した人たちもそれに出演した人たちも、番組をより多くの人に視聴してほしい、大学の教材として利用してもらえることはとてもよいことだ、と基本的には考えている。だからこそ、きちんとルールを決めて、それに則って運用していきましょうということなのである。図2は、放送番組センターから利用者までの、番組伝送システムの概略を示したものである。

(図2)

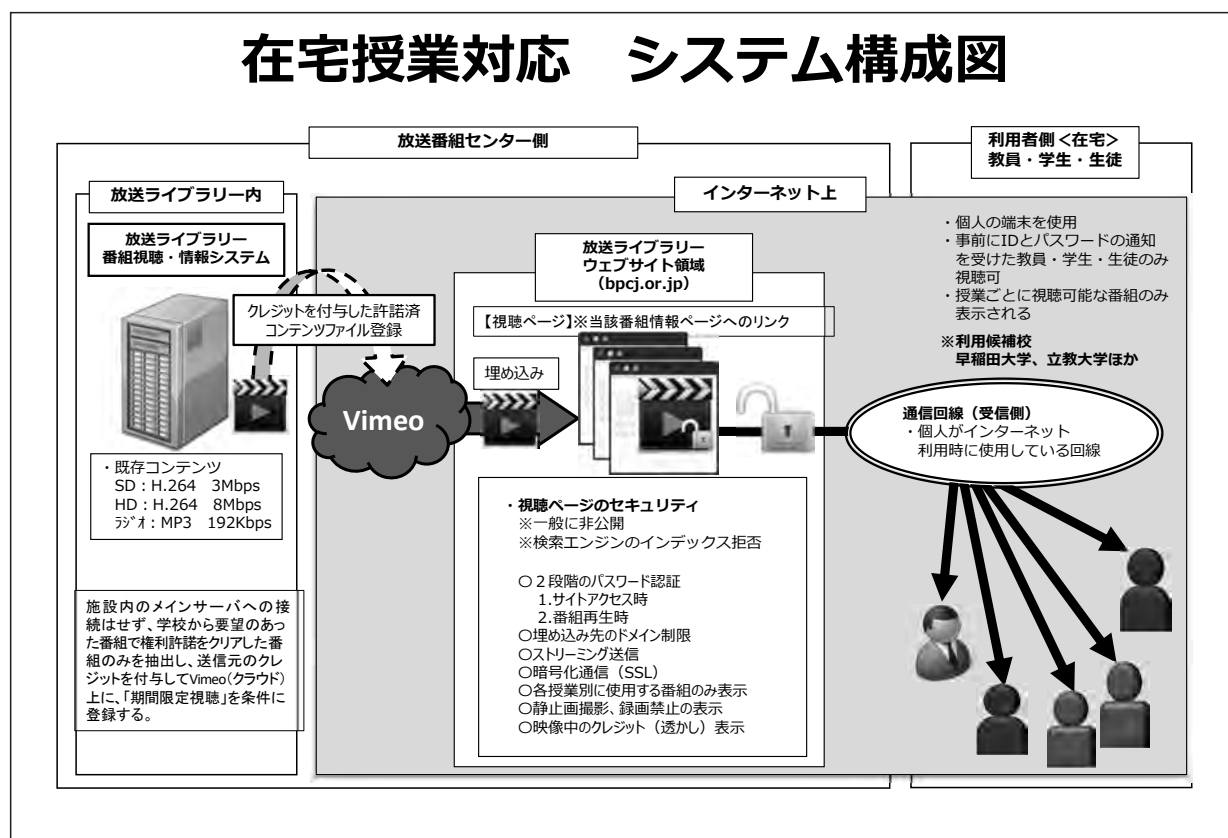


3) ここにもコロナの影響が

2020年に入って新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、放送ライブラリーにも集客イベントを中止せざるを得ないなどの影響が出た。大学の授業の「在宅化」、「オンライン化」が瞬く間に全国に広まった。このままでは、放送ライブラリーの大学向けサービスは利用申し込みが来なくなるのではないかとあきらめムードになった。なぜなら、大学向けサービスは「大学構内」からのアクセスを条件として関連団体と協定や覚書を結んでいるからである。そこに大学構外からのアクセスは含まれていないため、教員や学生が大学構内から姿を消してしまえば、アクセスする人がいなくなってしまう。2020年度の利用はゼロか、と意気消沈していたところへ、大学の先生方から「オンライン授業でも番組を利用することはできないのか」という問い合わせが相次いだ。コロナ禍でも需要はあるようだ。ならば、利用してもらえるように放送局や権利者団体と交渉すればよい

ではないか。放送番組センターは急きょ、放送ライブラリーの運営に関する事項を審議するための機関「番組保存委員会」（委員は、全国の民放とNHKの主に編成・制作部門の役職員で構成）を臨時に開催し、この問題を諮った。その結果「セキュリティには十分留意したうえで、オンライン授業で番組を視聴できるよう早期に対応するべきである」と議決された。早速、前述の各権利者団体との交渉を始めた。どの団体も、とてもよく理解を示してくれた。一方、番組送信はどうすればよいか、さまざまな方法を模索した。そして、「Vimeo」という既存の動画共有サイトを利用して、オンライン授業で番組を視聴することができるようにした。図3は、オンライン授業に対応した番組伝送システムの概略を示したものである。

(図3)



2020年10月、オンライン授業に対応するサービスを立教大学と早稲田大学の2校に向け、試験運用として開始した。

オンライン授業の爆発的な普及のおかげで、大学内のインターネット環境はあっという間に充実した。この大学向けサービスを始めたころは、学内にネット環境があるといっても全ての教室に行き渡っていなかったり、番組を再生するために必要な通信速度が確保できず再生がしばしば中断してしまったり、決して十分なネット環境とは言えない大学もあった。

4) サービス利用の流れ

申し込みから授業で視聴するまでの手順は以下のとおりである。このサービスを申し込めるのは、大学の教員である。非常勤講師でもよい。図4に示したように、放送ライブラリーの収蔵番組

の中から授業に利用したい番組を選び、所定の利用申込書に記入して申し込む。放送番組センターは、利用申込書を受理してから3か月以内に権利処理手続きを行い、利用してもらえるかどうかを教員に伝える。放送ライブラリーの施設内で視聴できるすべての番組が、必ずしも授業に使えるとは限らない。文芸や音楽は申請すれば許諾を得ることができるが、実演家は「諾否を問う」ことが必要であるため、断られる確率がゼロとは言えないからである。ドキュメンタリーの被取材者も同じである。放送後、長い歳月を経た番組の関係者に連絡を取ることはとても困難な場合もある。これらの交渉や調査のために、3か月という時間を確保しているわけである。この間、並行して大学と放送ライブラリーとの間の通信テストを行う。利用申込書を出した教員を通じて大学のインターネット環境を管理する部署の職員を紹介してもらい、必要な手続きやインターネットを使った番組視聴のテストを行うのである。大学によっては学外へのアクセスを制限しているところもあるので、通信テストは欠かすことができない。

必要な承諾を得て「利用 OK」となった番組は、放送ライブラリーがその授業専用に用意したウェブサイトに掲載する。教員や学生は、放送ライブラリーが発行した ID とパスワードを使ってその専用サイトにアクセスし、番組を視聴する。番組は、申し込み時に設定した視聴期間に限り、視聴することができる。利用後、教員は報告書を提出する。この報告書は今後のこのサービス運営の参考にするほか、放送ライブラリーのウェブサイトなどに掲載して、利用促進に役立たせていただくことにしている。利用料は無料である。

(図4)



5) 大学向けサービスの今後の展開

大学向けサービスは、文字通り大学での利用を前提にしたものであった。ところが、サービスを始めてみると専門学校や高校からも利用希望の問い合わせが来た。そこで放送番組センターは、大学以外の教育機関（具体的には中学校以上を想定）からの利用希望にも応えられるように、各団体との間に結んでいる協定や覚書を改定することにした。2019年度には教育関係者などに対してヒアリング調査を行い、2020年度は図5に示したように利用希望の高等学校に向けたサービスの試験運用を行っている。

(図5)

中学・高校での教育利用への取り組み

■試験運用の実施（試験運用実施期間：～2022年3月末（予定））

[試験運用実施概要]

学校名：浦和学院高等学校（学校法人明星学園／埼玉県さいたま市）
 対象授業：2年生「現代文」
 予定期間：2020年9月～11月
 人数：660人

[利用番組]

番組名：「日本名作ドラマ こころ」（1994年10月31日放送 テレビ東京 製作・著作 カズモ）
 利用方法：授業中の上映
 高校による番組選定理由：

「2年生の現代文では、どの教科書会社も夏目漱石の「こころ」を教材として扱っている。この「こころ」は不朽の名作であり、作品の世界観をより深く理解させるためにも視聴覚教材を利用する計画を立てた。「こころ」の動画は数多あるが、同番組は非常に秀逸である。同番組は一般流通しておらず、放送ライブラリーで公開されているものしか存在を確認できないため、ぜひ視聴させていただきたい」

■試験運用の検証

試験運用で得た検証結果を通じ、NHK、民放連、ATPと締結している「ライブラリー業務に関する基本協定書」の改定と、各権利者団体との覚書などの改定を進める。

■試験運用協力校の募集

神奈川県内の中・高校にチラシを配布し、試験運用への参加を呼び掛けている。
 その他、放送ライブラリーの催事に参加した学校にも試験運用への協力を呼び掛けている。

2. 放送番組センターとは

1) それは民間放送の拡充とともに始まった

さて、ここまで「放送番組センター」と「放送ライブラリー」という、ふたつの名前が出ていて、混乱している読者がいるといけけないので整理しておく。

「放送ライブラリー」とは、横浜市にあるアーカイブ施設の名称である。その運営は「放送番組センター」が放送法の指定を受けて行っている。

放送番組センターは、もともと「日本の放送事業の健全な発展を図ることを目的として、NHKと全民放テレビが共同して1968年3月に設立した財団法人」である。設立以来、教育番組や教養番組を制作したり購入したりして、全国の民放テレビ局に貸し出す、という事業を行ってきた（配給事業と呼んでいた）。当時は全国各地に2局目・3局目の民放テレビが開局したことで、自社制作では賄いきれない教育・教養番組の枠を埋める重要な役割を放送番組センターは担っていた。どのよ

うな番組を配給していたかという、まず独自に制作した番組。民放キー局や制作会社から企画を募り、制作を委託。完成した番組は3年から5年の間、全国の民放局に貸し出され、系列に関係なく放送された。次に海外のテレビ番組を購入して日本語版を制作。そのほか、NHK や民放の番組を改題して（時にはそのまま）配給することもあった。やがて各局の制作体制が整ってきたため、放送番組センターの事業としては一定の役割を果たしたと判断、2008年度末をもって終了した。以後、放送番組センターの事業は「放送ライブラリー事業」に一本化された。

当時の配給番組のうち、放送番組センターが制作して著作権を持つ番組（制作番組と呼んでいた）と、放送番組センターが制作費の半分を補助して放送局が著作権を持つ番組（協賛番組と呼んでいた）については、現在、少しずつではあるがデジタル化・放送ライブラリーでの一般公開を進めている。これらの番組は地味ではあるが、日本の放送史の一角を支えた“証言者”であり、当時の社会や人々を記録した貴重な映像資料である。とはいうものの、放送後半世紀近くが経過しているため、原版（当時は16ミリフィルムで制作し、プリントを配給していた）が廃棄されたり、劣化が激しくて再生できなかったりする番組も少なくない。

2) 放送ライブラリー事始め

1980年代に入り、日本のテレビ放送が30歳を迎えようとしたころ、過去の放送番組を図書館のように管理・活用する活動が注目されるようになった。アメリカ・ニューヨークの放送博物館（現ペイリー・メディアセンター）やフランスの国立視聴覚研究所を参考に、日本にも放送番組のアーカイブ施設を作ろうという動きが起きた。NHK と民放・両者の番組を扱っていたことから、放送番組センターがその放送番組アーカイブのいわば活動拠点として、受賞番組の調査や保存を始めた。

1991年、放送番組センターは放送法の指定を受けてアーカイブ事業を本格的に開始。10月26日、横浜・みなとみらい地区に「放送ライブラリー」を開館した。放送ライブラリーは、1989年に開かれた横浜博覧会で「横浜館」として使われたドーム型の建屋に間借りする形で第一歩を踏み出した。視聴用のテレビ番組は VHS テープに、ラジオ番組（1994年に一般公開を開始）は MD に収めていた。視聴席と同じ数の再生機をラックに積み上げ、来館者の希望に応じて係員が棚からテープやディスクを探し、再生機に装てんしていた。来館者は電話帳のような冊子の中から希望番組を探した。インターネットはまだ普及していなかった。

開館当初、視聴できる番組はテレビ561本、ラジオ113本。視聴席はテレビ30台、ラジオ5台であった。横浜館があった場所には、現在、パシフィコ横浜・展示ホールが建っている。

2000年秋、現在の地・横浜情報文化センターに移転。本格的な施設として新装開館した。VHS テープは直径12センチの DVD に代わり、来館者の視聴申し込みを受け付けた係員の指令を受けたロボットアームがディスクを探し、視聴席ごとの再生機に装てんするようになった（MD は手差しのまま）。現在は、番組の動画や音声はデータファイルとしてサーバーに収められ、視聴席から検索と視聴ができる仕組みになっている。VHS や DVD の時には不可能だった「同一番組に対する複数アクセス」も可能である。来館者は視聴したい番組があるかどうか、事前に自宅から放送ライブラリーのウェブサイトで検索することができる。

3) 放送ライブラリーの現況

2020年11月現在、放送ライブラリーが公開している番組は、ラジオ4,600本、テレビ17,500本、CMはラジオ・テレビ合わせて11,600本、劇場用ニュース映画2,600項目あまりにのぼる。ラジオやテレビの番組は、放送局や制作会社から複製してもらう。それらは放送番組センターが定めた、受賞番組を中心とした「放送番組収集基準」（図6）に該当する番組である。集めた番組は、1本ずつ試写・試聴してあらすじをまとめ、出演者や制作スタッフの名前を確認する。そのような番組の基本情報は、番組を提供（複製）してもらう際に「保存番組記録表」という専用の用紙に記入してもらう。この記録表には基本情報のほかに、権利情報を書くところがある。放送ライブラリーに収め、そこで一般の人たちに無料で視聴してもらうにあたり、許諾を得る必要がある権利者などの連絡先を書いてもらうためである。放送番組センターはこの情報を元に、権利者と交渉する。ただし、前述のように、放送番組センターが協定や覚書を結んでいる団体に権利を預けている人は、その団体を通して許諾を得る。

（図6）

放送番組収集基準

下記の基準に該当する日本放送協会、一般放送事業者、放送大学
学園のテレビ・ラジオ番組で、番組保存委員会が選定したもの。

テレビ番組	ラジオ番組
1. 国内および海外の賞を受けた番組 2. 高視聴率、視聴者の反響など話題を集めた番組 3. 表現技法、制作技術などにおいて 新しいジャンルを開拓した番組 4. 現代史、社会風俗、人物などの記録として 価値のある番組 5. 芸術、科学、伝統文化などの記録として 価値のある番組 6. 長期間継続して放送された番組 7. 各社が当センターにおける保存・公開を 希望した番組 8. その他、放送史の記録として適当と 認められる番組	1. 国内および海外の賞を受けた番組 2. 聴取者の反響、評価などにおいて話題を集めた番組 3. 表現技法、制作技術などにおいて 新しいジャンルを開拓した番組 4. 現代史、社会風俗、人物などの記録として 価値のある番組 5. 芸術、科学、伝統文化などの記録として価値のある番組 6. 音楽の記録として価値のある番組 7. 話し言葉、話術、話芸などの記録として価値のある番組 8. 長期間継続して放送された番組 9. 各社が当センターにおける保存・公開を希望した番組 10. その他、放送史の記録として適当と認められる番組

－註－

①ニュースおよびその関連番組は、収集基準の4、8に該当するものを収集対象とする。

②保存番組に付随する資料も収集対象とする。

③劇場用映画および外国制作番組は、原則として、収集の対象外とする。

①ニュースおよびその関連番組は、収集基準の4、10に該当するものを収集対象とする。

②保存番組に付随する資料も収集対象とする。

抜粋

CMは、一般社団法人ACCから提供される。それらのCMは、ACCが主催する日本最大のCMコンクール「ACC TOKYO CREATIVITY AWARDS」（1961年に始まった「ACC CM フェスティバル」が前身）の入賞作品である。このコンクールの出品条件には『入賞作品は学校教育現場、放送番組センター、アド・ミュージアム東京など、公共的・公益的諸活動並びに場所での上映、掲出に使用します。個別権利処理を事前に行った上、関係者同意のもとエントリーしてください』と書かれている。つまり、入賞作品としてACCから提供されるCMはすべて、放送ライブラリーなど

での一般公開を承諾したものであるということである。従って、放送番組センターが入賞CMを公開する際、権利処理をすることはない。

放送番組センターの年間の事業経費は、およそ3億6,000万円である。主な財源は、民放各社、NHK、横浜市からの拠出金など基本財産100億円の運用益と、民放、NHKによる毎年の出捐金などである。(2020年度収支予算書による)

放送番組センターの主な事業は、番組の収集・保存・公開をはじめ、放送文化に対する理解を促進するための企画展示や番組上映会、公開セミナーなどの開催、そして、この稿のテーマである、大学など教育機関や公共施設などでの番組の活用である。

3. 放送ライブラリーの公共施設向けサービス

1) これも事業の全国展開のひとつとして始まった

2013年、放送番組センターは大学向けの番組ストーリーミングサービスと同時に、公共施設向けのサービス（サテライト・ライブラリーと呼んでいる）も開始した。これは主に図書館など入場無料の公共施設を想定したサービスで、放送ライブラリーの収蔵番組の中から施設の職員が選んだ番組を、専用のサイトにアクセスして視聴してもらうサービスである。今のところ、その施設にゆかりのある人物や地域に関連した番組に限定している。番組を“集客目的の材料・手段”ではなく、純粹にその施設の視聴覚資料の一部として扱ってほしいという考え方から、その施設に関連のない娯楽番組やアニメーション番組などを選ぶことはできない。

このサービスの利用第一号は、市川市文学ミュージアム（千葉）であった。同ミュージアムは脚本家の水木洋子の顕彰事業を行っていることから、彼女が脚本を書いたテレビドラマ7本の上映会を開催した。

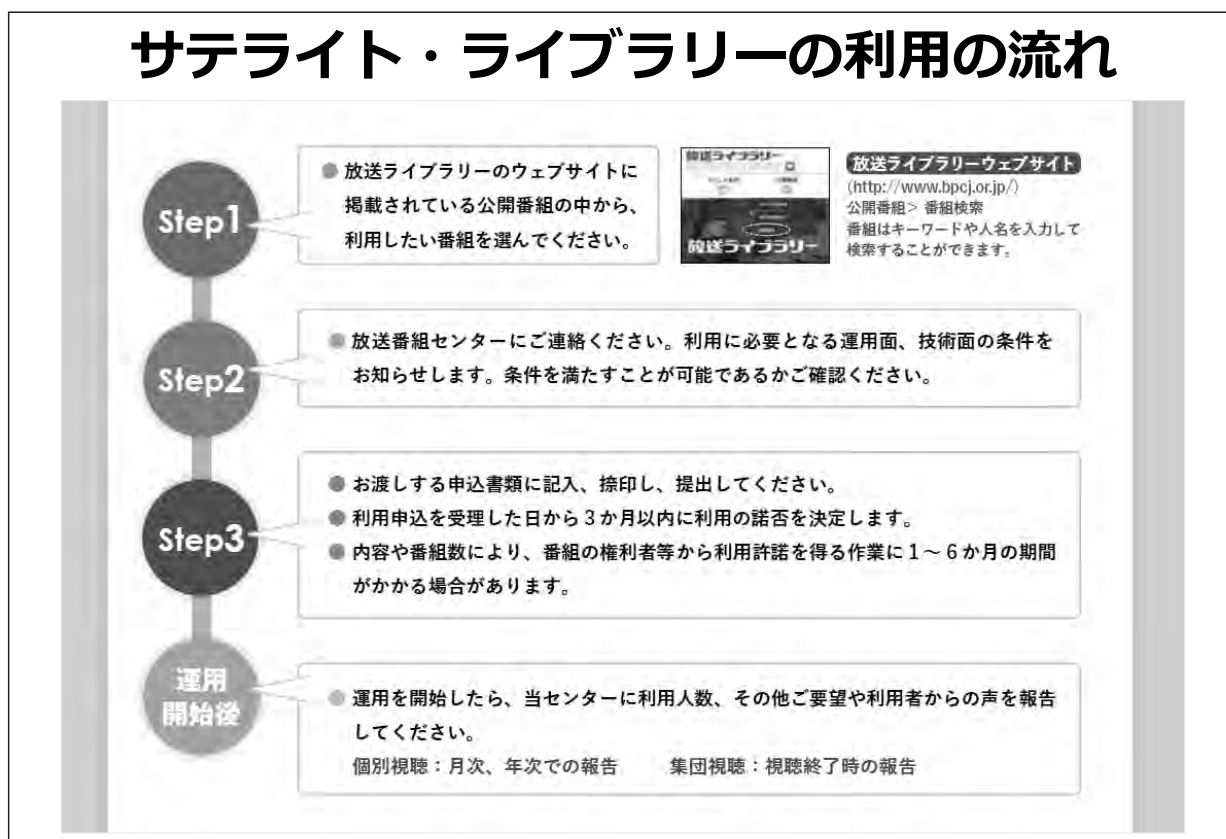
公共施設での視聴形態はふたつある。ひとつは1～2人で視聴する「個別視聴」、もうひとつは上記のような顕彰事業と連動した「上映会」である。2019年度末までの利用実績は、個別視聴が延べ13施設267本、上映会が19施設202本であった。(図1参照)

2) サテライト・ライブラリーの利用の流れ

申し込みから施設で視聴することができるようになるまでの手順は以下のとおりである。このサービスを申し込めるのは、図書館など公共施設の職員である。図7に示したように、放送ライブラリーの収蔵番組の中から、施設で利用したい番組を選び、所定の利用申込書に記入して申し込む。これ以降は大学向けサービスと同様である。放送番組センターは、権利処理手続きを行い、利用してもらえるかどうかを施設の職員に伝える。並行して施設と放送ライブラリーとの間の通信テストを行う。

必要な承諾を得て「利用OK」となった番組は、その施設専用のウェブサイトに掲載する。施設の職員は利用者の希望に応じて、放送ライブラリーが発行したIDとパスワードを使ってその専用サイトにアクセスし、利用者に番組を視聴してもらう。番組の貸し出しやコピーはできない。視聴番組の利用期限は半年。施設からの要望に応じて継続することはもちろん、追加することもできるし、入れ替えることもできる。施設の職員は、月次報告書を提出する。利用料は無料である。

(図7)



施設で利用する場合、ID とパスワードは個別視聴であっても施設の職員のみが扱い、利用者には開示しない。

3) 戦後70年の節目に

2015年、NHK 広島放送局からひとつの企画が提案された。8月6日の「原爆の日」にちなみ、広島の全民放テレビ4局と合同の番組上映会を開き、放送ライブラリーが公開している番組の中から選んだものを、上記のサテライト・ライブラリーの仕組みを使って上映することはできないかというものである。会場はNHK 広島放送局内のハイビジョンシアターと決まった。上映する番組は原爆や戦争、平和をテーマにしたものである。NHK と民放テレビ各局が自選した番組を放送ライブラリーの送信専用サーバーに用意し、それを上映した。上映するために必要な承諾を得る作業は、放送番組センターが担った。初日には映画監督の大林宣彦氏（尾道市出身）を招き、トークショーを開催した。（2017年から広島平和記念資料館のホールに会場を移した）

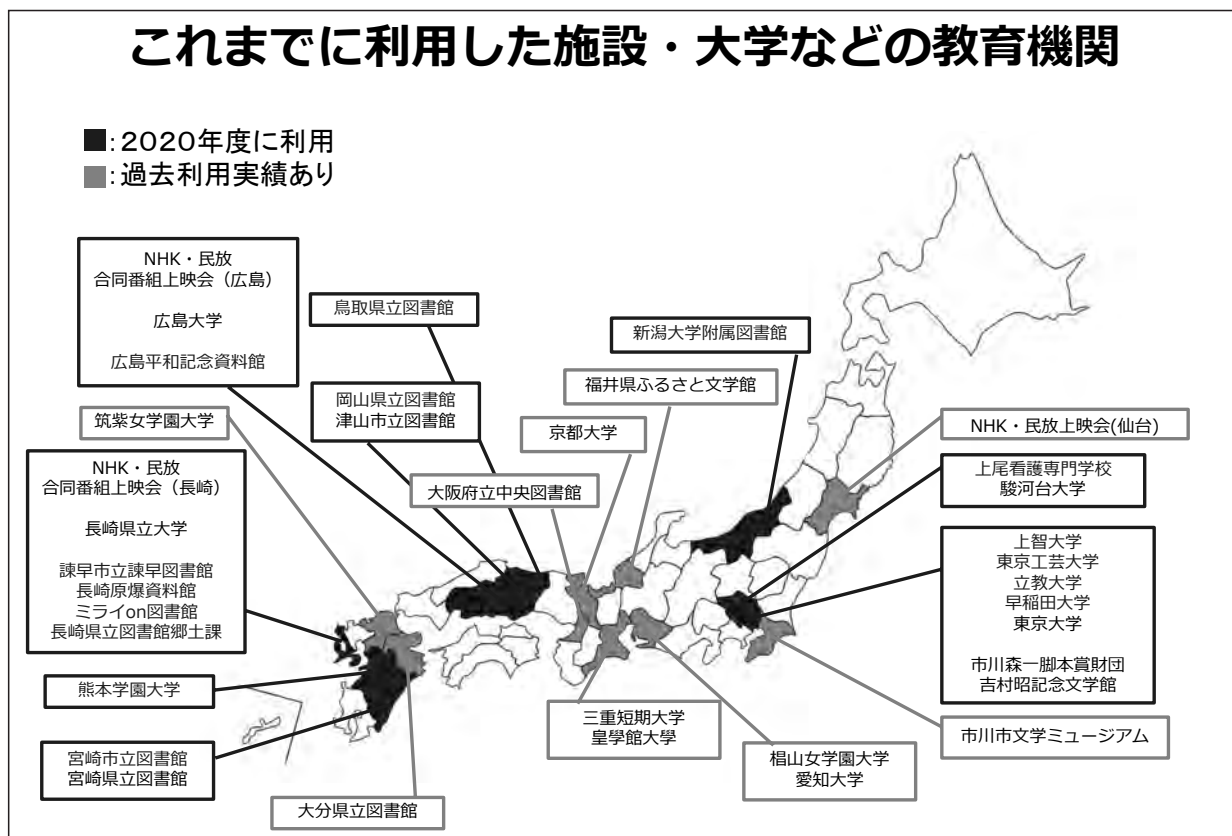
翌16年、このNHK と地元民放テレビ全局が協力する取り組みは長崎に波及し、長崎原爆資料館のホールを会場にして3年続いた。2019年3月には仙台で東日本大震災関連の番組上映会を実施した。毎年続けてきた広島も、ふたたび3月に予定していた仙台も、2020年はコロナ禍の影響で中止せざるを得なかった。

4) 公共施設向けサービスの新たな展開

公共施設向けのサービスは、前述のとおり図書館や博物館などを想定したものであった。が、実際にサービスを始めてみると、予想もしなかったところから問い合わせが来た。地域の公民館や高齢者のための福祉施設などから、昔の放送番組を「回想法」のテーマとして使うことはできないかという相談である。回想法とは、昔の写真や音楽などに触れたりしながら当時の経験や思い出を語り合う、高齢者向けの心理療法、リハビリテーションのひとつである。NHK アーカイブスでは、これに対応するサービスをすでに始めている。高齢者施設や家庭で手軽に回想法を行えるように、昔の番組やニュースの映像と、回想法の手順を示す動画を同サイトに公開している。放送ライブラリーでは、回想法については研究不足であるが、重要な利用方法のひとつだと考えている。

一方、図書館以外の公共施設として、震災や戦災を後世に伝える施設で利用してもらえよう作業を進めている。2020年度から、神戸市にある「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」での利用が始まることになっていたが、コロナ禍の影響で足踏み状態が続いている。また、沖縄県内にある戦争・平和関連の施設での利用を目指して調査を行っているところである。図8は、これまでストリーミングサービスを利用した公共施設や教育機関を地図上に記したものである。西日本からのアクセスが多い傾向を示している。

(図8)



おわりに

利用者＝放送番組センターの大学向け番組ストリーミングサービスを利用した大学の先生方からお寄せいただいた評価の中からいくつかを紹介して、この稿を閉じたいと思う。

「番組を利用した授業は大変好評で、放送番組を教材として活用した教育実践として大きな成果を得ることができた。放送ライブラリーの収蔵番組を大学の授業に活用できれば、授業内容の幅も広がり、より高い教育効果を上げることが期待できる」

（東京大学大学院情報学環・丹羽美之准教授、2014年度利用）

「こうしたシステムを活用することでメディア・リテラシー教育、メディア教育研究、ドキュメンタリー教育研究が大いに進むことは明らかであり、また、番組の文化的・歴史的資料としての価値を高めることができることを実感した」

（早稲田大学教育学部・伊藤守教授、2015年度利用）

「テレビが登場して、日本人がそれをどのように受容していったかという歴史を疑似体験するような形で初期のテレビ番組を学生たちに視聴させた。授業外でも所定の場所で視聴できる点が便利である」

（筑紫女学園大学現代社会学部・荒巻達也教授、2016年度利用）

「ドラマの中心課題であった“認知症”に関しては、現在では介護保険制度など社会的な支援が図られており放送当時とは大きく異なるが、その当時の社会的背景等を理解するためにはとても貴重な資料であった」

（三重短期大学生活科学科・武田誠一准教授、2017年度利用）

「これまで音源や映像がない作品についてはシナリオや概要の紹介をしていたが、やはり音声や映像に触れた回とは学生の反応がまったく違い、本物に触れることの重要性を確認した。著作権処理などの最も大変な部分を放送番組センターに担ってもらえることは大変ありがたい。現在の基準では放送できない内容が含まれていたのも学生には驚きで、文学の問題のみならず、マスメディアの自主規制などの問題について考える機会となったことも、予想外の効果であった」

（早稲田大学文化構想学部・鳥羽耕史教授、2018年度利用）

「視聴インターフェースの分かりやすさ、授業準備のための事前視聴が可能なこと、授業の進捗の前後に合わせて視聴日を柔軟に調整できることなど、利用しやすいサービスだった」

（椙山女学園大学文化情報学部・太田智己講師、2019年度利用）

※『放送番組センター事業報告書』より抜粋。職位は当時のものです。

図9は、図書館の視聴席や番組を利用した授業の様子を撮影したものである。

(図9)

図書館や大学などでの利用の様子



諫早市立諫早図書館



大阪府立中央図書館



NHK・民放上映会(広島)



上尾看護専門学校



上智大学



筑紫女学園大学

執筆者

鈴木貴尚（すずき・たかなお）

1961年、神奈川県出身。大学卒業後、日本広報協会に勤務。1988年、放送番組センターの職員となる。放送ライブラリー業務（番組の収集、保存、公開）をはじめ、企画展示、イベントの運営などに携わってきた。

資料解題

ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定 — 网络信息内容生态治理规定 —

山 本 賢 二*

2020年3月1日より施行された「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」（网络信息内容生态治理规定）について、共同通信は同規定が公表された2019年12月20日の翌日、次のように打電した。

2019/12/21（土）9:00配信

共同通信

【北京共同】中国政府は20日、インターネットで企業や個人が発信する情報が習近平国家主席の思想や共産党の方針に沿った内容になるよう、管理を強化する規定を公表した。社会秩序を乱すと政府が見なす情報を流した場合などは罰する。ネット上の言論統制が強まることは必至だ。

規定は「すがすがしいネット空間をつくり出す」ことを目的に来年3月1日に施行する。国家の安全を損なう内容や「経済や社会の秩序をかき乱す」情報の発信を禁じた。規定に違反すると刑事罰を科す場合もある。党・政府の解釈次第で幅広い内容が処罰の対象となる可能性がある。

共同通信は中国で「ネット上の言論統制が強まる」ニュースとして報じたのである。ネット上での表現活動が基本的に「自由」な日本において、現在、GDPが日本の三倍を超え、米国と世界の覇権を争うまでになった中国のこうした社会管理の動向は、一般に異質に映る。しかし、一方ではその「自由」の乱用を指摘し、規制を求める声も日本にはある。まさに、中国がいう「すがすがしいネット空間をつくり出す」よう求めてもいるのである。

もとより、ネット上に流れる「情報」は日本と中国に関係なく、組織と個人によって提供されるものである。そして、その「情報」には必ず正負両面がある。日本の場合、その正負の判断は個人に委ねられているのに対し、中国では党と政府によって判断され、負の「情報」を遮断することで社会管理を円滑に進めようとしているのである。そこには、日本に比べより大きな多様性をもつ中国との「国情」の違いがあるのである。よく使われる「中国の特色ある社会主義」という表現の「特色」は、もともと「国情」を指していたものが、いつのまにかより具体的な「中国共産党の指導」を指すという解釈になった。それは「党がすべてを指導する」習近平時代の特徴でもある。これはまた逆説的に言えば、軍事大国・政治大国であった中国が経済大国にもなったことで、域内の多様性がこれまで以上に大きくなったことを示すものでもある。

こうした環境の中で公布・施行された「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」を本学大学院新聞学研究科博士前期課程開設科目「文献研究（中）」の受講者とともに日本語に翻訳し

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究科 講師

てきた。これに参加したのは魏婷（博士後期課程）、王東琦、張玥婷、劉朔、呉金超の諸君であり、彼らの日本語試訳は中国語原文とともに後掲している。

また、その内容については中国のネット問題に関心をもつ呉金超君と議論を重ねてきた。コロナ禍のネットを通じての議論ではあったが、一定の成果を得たものとして、呉君に中国人の視座から、中国の「国情」を踏まえる形で「解題」をまとめてもらった。

なお、本誌「資料解題」では、これまで中国のインターネットに関連する法令・法規を訳出、次のように紹介してきたので、参考にされたい。第12号「インターネットニュース情報サービス管理規定」（2019年3月発行 pp.267-296）、第11号「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」（2018年3月発行 pp.161-204）、第9号「中国におけるオンラインニュース管理規定」第9号（2016年3月発行 pp.179-240）。

I. 「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」解題

呉金超

前言

「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定 网络信息内容生态治理规定」（网络信息内容生态治理规定・Regulations on Ecological Governance of network information content）は中央インターネット弁公室の審議を経て、2019年12月15日に公表され、2020年3月1日に施行された。

「ガバナンス規定」が公表された12月15日の直前に、「四中全会」（中国共産党第十九期中央委員会第四回全体会議）が開催された。会議では、「中国の特色ある社会主義を堅持・改善し、国家カバナンスの体系と能力の現代化を推進する若干の重大問題に関する中共中央の決定（中共中央关于坚持和完善中国特色社会主义制度 推进国家治理体系和治理能力现代化若干重大问题的决定）」が採択されている。

この「決定」の第七条では、「健全な総合ネットワークカバナンス体系を確立し、インターネットコンテンツの建設を増強・革新し、インターネット企業情報管理の主体责任を明確し、全面的にネットワークカバナンス能力を高め、清朗なネットワーク空間を作る（建立健全网络综合治理体系，加强和创新互联网内容建设，落实互联网企业信息管理主体责任，全面提高网络治理能力，营造清朗的网络空间。）」ということが明記されている。このことから、ネットワークのカバナンスは、国家カバナンス全体の中の重要な一環として、捉えることができる。この「ガバナンス規定」制定は、こうした「四中全会」精神に加えて、指導者の理念がより色濃く反映されたものといえよう。

もとより、最高指導者習近平総書記の2014年の「8.19講話」では、インターネットは既に重要な輿論闘争の主戦場として、認識されていた。そして、習は中央インターネット安全・情報化指導小組を設立したと同時に、その組長になり、「ネット強国」という発展方針を定めていた。また、「当面のイデオロギー領域における状況に関する通報」（「关于当前意识形态领域情况的通报」）と呼ばれる「9号文献」では、「西側の普遍的価値観、社会（経済）制度、ジャーナリズム制度は中国の国情と合わず、そのまま適用してならない。中国共産党の指導を基盤にする、特色を備えた社会主義政治制度を疑う思想を、人々は持ってならず、共産党の物語と改革開放の成果を肯定しなければな

らない」という内容も明記されていた。こうした内容は既にメディア・ジャーナリズムに関する管理規定・弁法（あるいは修正案）に反映されている。そして、この「ガバナンス規定」の制定、施行は、これまでの方針の延長線上にあり、「微博」を含めた「輿論誘導」において、影響力の大きなソーシャルメディアに対する管理を強化するものと位置付けることができよう。

中国の法制度には、憲法のもとに、「・・・法」が作られ、そのもとに弁法、規定、条例などの法的効力を持つ行政法規が制定される（「J & M」9号）。もとより、中国において、インターネットに関する「法」は制定されておらず、インターネットでの情報は主に、「インターネット情報サービス管理弁法（互联网信息服务管理办法）」と「インターネットニュース情報サービス管理規定（互联网新闻信息服务管理规定）」によって管理されてきた。しかし、2017年6月1日に、ネットワーク領域の基礎法律としての「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」が施行された。「サイバー法」の内容から見れば、その重点は、「インターネット情報サービス管理弁法」で言及されたインターネット情報サービスの規範問題に比べると、ネットワークの安全問題にあり、詳細な法律責任追及項目も挙げており、当局のインターネットを管理する上での正当性が強調されていて、明らかに「ネット主権」という理念を補強する「法」であると言えよう。

それに対して、「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」は人々のネットを通じての社会生活を規定するものである。同規定はその冒頭部分に、「・・・『中華人民共和国安全法』、『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』、『インターネット情報サービス管理弁法』などの法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する」としていることから分かるように、以前の法律と弁法を基盤とするものであるため、その解説に当たっては、これらの法律・弁法の内容と比較することが有効であろう。それはまたそれぞれの法令も直接、間接に人々のネットを通じての社会生活を規定するものでもあるからであり、新たに制定・施行されたこの「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」（以下「ガバナンス規定」）を位置付けることに有益であると考えたからである。

以下、こうした視座からこの「ガバナンス規定」を逐条的に解説したい。

1. 第一章 総則（第一条—第五条）

「ガバナンス規定」は「第一条」にあるように、「良好なネットワーク環境を構築し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保障し、国家の安全、社会の公共利益を守るため」に制定されたものであり、ここにその目的が明記されている。

次に、「ガバナンス規定」の第二条では、「中華人民共和国域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動には、本規定が適用される。」という適用範囲が明記され、「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス」について、次のように詳細に定義している。「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスとは、政府、企業、社会、インターネットユーザーを主体とし、社会主義の核心的価値観を育成、実践することを根本とし、ネットワーク情報コンテンツを主要なガバナンス対象として、ネットワークの総合ガバナンス体系を確立、健全にし、明朗なサイバースペースを構築し、良好なネットワーク情報コンテンツ環境を建設することを目標とし、繰り広げられるポジティブ・エネルギーを宣揚し、違法や悪質な情報などに対処する関係活動を指す」。

そして、「第三条」では、「国家ネットワーク情報部門は全国のネットワーク情報コンテンツ環境

ガバナンスと関連する監督管理活動を統括調整する責任を負い、各関係主管部門は職責に依拠しネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動を行う。地方ネットワーク情報部門は当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスと関連する監督管理活動を統括調整する責任を負い、地方の各関係主管部門は各自の職責に依拠し当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動を行う。」と明記され、所轄機関は、中央と地方に分けて、各自の関連機関と連携しながら、監督管理活動の役割を果たしている。

ここで「ガバナンス規定」では、「社会主義の核心的価値観を育成、実践することを根本とし」というような観念形成を目途とする言辭が使われている。これはこれまでのインターネットに関する法律・弁法には無かった表現である。すなわち、「ガバナンス」という言葉は、ネットワーク情報コンテンツ環境の管理を意味しているだけでなく、その環境が具体的にどのような方向に沿って、発展すべきかの方向性も規定しているのである。そして、それは具体的には、「カバナンス規定」の第五条以降に反映されているので、追って詳しく議論したい。

2. 第二章 ネットワーク情報コンテンツの生産者（第四条—第七条）

「カバナンス規定」の「第四条」は「ネットワーク情報コンテンツの生産者は、法律、行政法規を遵守し、公序良俗に従うべきであり、国家利益、公共利益及び他人の合法的權益を損なってはならない。」としている。ここで言う「ネットワーク情報コンテンツの生産者」という「カバナンス規定」の行為主体は、「附則」の「第四十条」によると、「ネットワーク情報コンテンツの生産者とはネットワーク情報コンテンツを制作、複製、公表する個人あるいは組織」とされている。すなわち、「組織」だけでなく、「個人」も行為主体となっているのである。

その中で、「第五条」は「ネットワーク情報コンテンツの生産者が下記の内容を含む情報を製作、複製、公表することを鼓舞する。」として、「鼓舞」すべき内容を下記のように列挙している。

（一）習近平新しい時代の中国の特色ある社会主義思想を宣伝し、中国の特色ある社会主義の道、理論、制度、文化を全面的、正確に、生き生きと解釈するもの。

（二）党の理論路線方針政策と中央の重大な方策と配置を宣伝するもの。

（三）経済社会発展の特質ポイントを示し、人民大衆の偉大な奮闘と熱気あふれる生活を反映するもの。

（四）社会主義の核心的価値観を発揚し、優秀な道德文化と時代を精神を宣伝し、中華民族の堂々と向上を目指す精神的様相を充分にはっきりと示せるもの。

（五）社会が関心を寄せることに効果的に対応し、問題を解決、物事を説明し、人民大衆のコンセンサス形成を導くのに有益なもの。

（六）中華文化の国際的影響力を向上させ、世界に向けて真実、立体、全面的に中国をはっきりと示すのに有益なもの。

（七）その他、センスを大切に、格調を重んじ、責任を重んじ、真善美を謳歌し、団結安定を促進するなどの内容。

上掲の（六）は、「中華文化の国際的影響力を向上させる」としているが、「組織」は別として、そもそも中国では、「個人」は「微博」という自国のSNSしか使えないので、こうした目的を「鼓舞」できる可能性は大きくないので、この条項は法律的効力のある規定というより、ある種のス

ローガンともいえるのではないかと考えられる。

次に、禁止内容について、「第六条」は、「ネットワーク情報コンテンツの生産者は、下記の内容を含む違法情報を製作、複製、公表してはならない。」とし、下記の十一項目を挙げている。

(一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。

(二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。

(三) 国家の荣誉と利益を損うもの。

(四) 英雄烈士の事績と精神が歪曲、醜悪化、冒涇、否定され、誹謗されあるいはその他の方式によって英雄烈士の氏名、肖像、名誉、荣誉が侵害されるもの。

(五) テロリズム、過激主義を宣揚、あるいはテロ活動や過激主義の活動実行を煽動するもの。

(六) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。

(七) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。

(八) デマを散布し、経済秩序と社会秩序を混乱させるもの。

(九) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布、あるいは犯罪を教唆するもの。

(十) 他人を侮辱、誹謗し、他人の名誉、プライバシーおよびその他の合法的權益を侵害するもの。

(十一) 法律、行政法規が禁止するその他の内容。

上掲の「カバナンス規定」の禁止内容項目は下記のように「サイバー法」の「第十二条」と「インターネット情報サービス管理弁法」の「第十九条」にある禁止内容も包含している。

「サイバー法」の「第十二条」

「いかなる個人と組織もネットワークを使用するには、憲法、法律を遵守し、公共秩序を遵守し、社会公德を尊重すべきであり、サイバーセキュリティーに危害を加えてはならず、ネットワークを利用して国家の安全、荣誉および利益に危害を加え、国家政権の転覆、社会主義制度の打倒の煽動、国家の分裂、国家の統一の破壊の煽動、テロリズムと過激主義の宣揚、民族の憎と民族差別の宣揚、猥褻色情情報の伝播、嘘の情報を編成、伝播することによって経済秩序および社会秩序を混乱させ、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的な權益を侵害するなどの活動に従事してはならない。」

「インターネット情報サービス管理弁法」の「第十九条」

(一) 憲法が確定したところの基本原則に違反するもの。

(二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。

(三) 国家の荣誉と利益を損うもの。

(四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。

(五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。

(六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。

(七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。

(八) 他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの。

(九) 不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの。

(十) 不法な民間組織の名によって活動を行うもの。

(十一) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

この三者を比較すると、「カバナンス規定」にだけある(四)が特筆される。それは、英雄烈士の事績と精神への保護意識が反映された項目であり、2018年4月27日に、「中華人民共和国英雄烈士保護法(中华人民共和国英雄烈士保护法)」が、第十三期全国人大常委会(十三届全国人大常委会)で可決されたことと関係する。同保護法の第二十二條では、「英雄烈士の事績と精神への歪み、貶し、否定、冒瀆を禁止する。商業宣伝において、英雄烈士の肖像および名前の使用を禁止する。英雄烈士の名前、肖像、名誉、榮譽は法律の保護を受ける。(原文:禁止歪曲、丑化、褻瀆、否定英雄烈士事迹和精神;禁止将烈士肖像及姓名用于商业宣传。英雄烈士的姓名、肖像、名誉、荣誉受法律保护。)」と規定されている。これは、ソーシャルメディアおよびほかのプラットフォームにおいて、多発した英雄烈士の物語を風刺するような手法を用いて、描かれたことに対応したもので、それが「カバナンス規定」にも援用されたものといえよう。

なお、この「第六條」に関連して、「第七章 法律責任」の「第三十四條」は、「ネットワーク情報コンテンツ生産者が本規定第六條の規定に違反する場合、ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは法に従い、協約に従って、警告整頓改革、機能制限、更新一時停止、アカウント閉鎖などの措置を講じ、適時に違法情報コンテンツを削除する」という規定違反に対する措置を明確にすると同時に、「記録を保存するとともに関係主管部門に報告するべきである」と明記している。

以上のように、ネットワーク情報コンテンツ生産者としての「組織」と「個人」の言行には細部にわたり制限が設けられている。タイトルと内容の規範のみならず、地域の差別、自然災害、重大的事故などの以前から政府への批判を招く恐れのある言説に対する制限がほぼ列挙されている。

しかし、筆者は、上記の内容の一部、特に(九)の「良くない影響」などは、曖昧模糊としており、人によって、判断が異なるため、その基準をどこに設定するかという問題が残されていると考える。

3. 第三章 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム(第八條—第十七條)

「第八章 附 則」の「第四十一條」では「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームとはネットワーク情報コンテンツ伝播サービスを提供するネットワーク情報サービス提供者を指す。」と定義している。

そして、「第八條」は、「当該プラットフォームのネットワーク情報コンテンツの環境ガバナンスを強化し、積極、健康的、向上善に向かうネットワーク文化を育む」責任を有しており、「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスのメカニズムをつくる」義務があるとしている。具体的には、「第九條」に「責任」と「義務」が以下のように列挙されている。

- (一) プラットフォームのネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス細則を制定する
- (二) ユーザIDの登録、アカウント管理、情報公表の審査、コメントの審査を行う
- (三) サイトの環境管理を行う

(四) リアルタイムパトロール、応急処置およびネット流言、ブラック産業チェーン情報処置などの制度を健全化する

そして、以上のメカニズムを作るため、「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの責任者

を置き、業務範囲やサービス規模に相応した専門人員を配置し、養成考課を強化し、従業員の資質を向上させる」ことが求められる。

次に、「禁止内容」に関しては、「法律により即時処置措置を講じ、関連する記録を保存し、併せて関連主管部門に報告するべきである。」と明記されている。

また、「第十一条」は、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが主流価値の誘導方向を堅持し、情報推奨メカニズムを最適化し、レイアウトページの環境管理を強化し、下記の重点部分（サービス類型、位置付けなどを含む）において本規定第五条の規定する情報を積極的に提示するよう鼓舞する。」とし、以下の重点を示している。

- （一）インターネット上のニュース情報サービスのホームページトップ画面、ポップアップウインドウおよび重要なニュース情報コンテンツのページ画面など。
- （二）インターネットユーザーの公式アカウントの情報サービスのセレクト、ホットサーチなど。
- （三）ブログ、マイクロブログの情報サービスの人気推奨、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウおよび地理位置に基づく情報サービスなど。
- （四）インターネット情報検索サービスのホットサーチワード、ホットサーチフォトおよびデフォルト検索など。
- （五）インターネットフォーラムコミュニティサービスのホームページトップ画面、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。
- （六）インターネット音声動画サービスのホームページトップ画面、ディスカバリー、セレクト、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。
- （七）インターネットウェブサイトのナビサービス、ブラウザサービス、インプットメソッドサービスのホームページトップ画面、ランキングカテゴリー、スキン、関連ワード、ポップアップウインドウなど。
- （八）デジタル閲読、ネットゲーム、ネット動画サービスのホームページトップ画面、セレクト、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。
- （九）生活サービス、知識サービスプラットフォームのホームページトップ画面、ホット推奨、ポップアップウインドウなど。
- （十）eコマースのプラットフォームのホームページトップ画面、推奨エリアなど。
- （十一）モバイルアプリストア、モバイルスマートターミナルプリセットアプリケーションおよび内蔵情報コンテンツサービスのホームページトップ画面、推奨エリアなど。
- （十二）未成年者をサービス対象とするネット情報コンテンツのコラム、専門エリアおよび製品など。
- （十三）その他の製品あるいはサービスの目立つ位置にあり、ネットワーク情報コンテンツサービスのユーザーの注目をひきやすい重点部分。

そして、「第十一条」の最後の部分では、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは以上のような重点部分において本規定第七条の規定する情報を提示してはならない。」と、禁止内容を再び強調している。

それに加えて、「第十五条」では、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは管理規則とプラットホーム協約を制定し、ユーザーの利用規約を整備し、ユーザーの関係権利義務

を明確にし、併せて法律規約により相応の管理職責を履行すべきである。」と明記されている。ここで、「微博」のユーザーの利用規約（微博服务使用协议：<https://weibo.com/signup/v5/protocol/>）を例に挙げれば、その「第四章」の「4.1」は、「ユーザーは情報コンテンツを制作、公表、伝播するために、微博アカウントを登録する際に、真実の身分情報および個人資料を使用すべきである。」とし、ユーザーに実名制履行を要求している。これは、「サイバー法」の「第二十四条」にある「国家はネットワーク身分信頼戦略を実施し、安全、便利な電子身分認証技術研究開発を支持し、異なる電子身分認証間の相互認証を推進する。」を反映したものである。

さらに、「第十七条」は、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの年度報告を編集するべきであり、その内容にはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの活動状況、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの責任者の職責履行状況、社会の評価状況などの内容を含むべきである。」とし、報告書の作成義務を明記している。これを、「第三十三条」の「各級のネットワーク情報部門は政府、企業、社会、ネットユーザーなどが主体的に共同で参与する監督評価メカニズムを構築し、定期的に当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの環境ガバナンス状況に対して評価する。」という内容から見れば、この報告書の報告対象は、各級のネットワーク情報部門であることが明らかにされている。

4. 第四章 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者（第十八条—第二十五条）

「第八章 附 則」の「第四十一条」は、「ネットワーク情報コンテンツサービス使用者とはネットワーク情報コンテンツサービスを使用する組織あるいは個人を指す。」と定義している。そして、「第十八条」は、「ネットワーク情報コンテンツサービス使用者は文明的、健全にネットワークを使用し、法律法規の要求とユーザー利用規約に合わせて、相応の義務を着実に果たすべきであり、投稿、返信、コメント、メッセージ、弹幕などの形式によってネットワーク活動に参加する際、文明的なインタラクティブを取り、理性的に表現し、本規定第六条の規定する情報を公表してはならず、本規定第七条の規定する情報を防止、制止する。」と明記するとともに、「第二十条」では、「ネットワーク情報コンテンツの環境ガバナンスに積極的に参与し、訴え、告発などの方式を通じて、ネット上の違法と悪質情報に対し監督を行い、良好なネットワーク環境を共同で擁護する」ことを鼓舞するよう求めている。それに続く、「第二十一条」から「第二十五条」までの内容をまとめると下記ようになる。

- (1) ネットワークと関係情報技術を利用して、侮辱、誹謗中傷、脅迫、デマの流布を行ったり、他人のプライバシーを侵害するなどの違法行為で、他人の合法的權益を損なってはならない。
- (2) 情報の公表、削除、さらにその他の情報提示介入の手段を通じて、他人の合法的權益を損なったり、不法な利益を謀ったりしてはならない。
- (3) ディープラーニング、バーチャルリアリティなどの新しい技術、新しい応用を利用し、法律、行政法規の禁止する活動に従事してはならない。
- (4) 手動方式あるいは技術的手段、あるいは通信データの偽造、通信データの乗っ取り、および偽アカウントの登録や不法取引アカウント、ユーザーアカウント操作などの行為を通じて、ネットワーク情報コンテンツ環境の秩序を破壊してはならない。

- (5) 党旗、党章、国旗、国章、国家などの党と国家のイメージを代表する標識および内容、あるいは国家の重大イベント、重大記念日と国家機関およびそのスタッフの名義を利用し、ネットワークでのビジネスマーケティング活動を不法に行ってはならない。

以上は「組織」のみならず、「ネットワーク情報コンテンツサービス利用者」としての「個人」に対する要求でもある。

5. 第五章 ネットワーク業種組織（第二十六条—第二十九条）

ここでは、「ネットワーク業種組織」に対し、「鼓舞」すべき内容を列挙している。それをまとめると次の四項目になる。

- (1) サービス指導と架け橋としての役割を発揮し、メンバー単位を先導して社会的責任感を増強し、主旋律を謳い、ポジティブなエネルギーを発揚し、違法情報に反対し、悪質情報を防止、制止する
- (2) 業種の自律メカニズムを整備し、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの業種規範と自律協約を制定し、内容の審査基準の細則を確立し、メンバー単位にサービス規範を確立健全化し、法律によりネットワーク情報コンテンツのサービスを提供し、社会の監督を受けるよう指導する
- (3) ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの教育育成と宣伝・先導の活動を組織し、メンバー単位、従業員の管理能力を高め、全社会が共同でネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスに参加するという意識を強化する
- (4) 業界信用評価体系の建設を推進し、規程に基づき業種評議などの評価と賞罰のメカニズムを構築し、メンバー単位に対する激励と懲戒の度合を強化し、メンバー単位の信用を守る意識を強化する

6. 第六章 監督管理（第三十条—第三十三条）

「第六章」は、ネットワーク情報部門の監督責任を明確している。それをまとめると以下の四項目になる。

- (1) 関係主管部門とともに、情報の共有、協議事項通報、共同法執行、事案監督、情報公開などの活動のメカニズムを確立健全化し、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスを協同で行う。
- (2) ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが情報コンテンツ管理の主体的な責任を履行する状況に対して監督検査を行い、問題が存在するプラットフォームに対して特別監査を行う。
- (3) ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの違法行為に台帳管理制度を確立し、法律法規により対応処理をする。
- (4) 政府、企業、社会、ネットユーザーなどが主体的に共同で参与する監督評価メカニズムを構築し、定期的に当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの環境ガバナンス状況に対して評価する。

7. 第七章 法律責任（第三十四条—第四十条）

ここでは「ガバナンス規定」に明記された項目に違反した場合の「法律責任」を「第三十四条」から「第四十条」で説明している。「第三十四条」から「第三十七条」までは「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム」が履行すべき「法律責任」を示している。そして「第三十八条」の「本規定第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条の規定に違反する場合、ネットワーク情報など関係主管部門によって職責に合わせて、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。」の中の「第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条」は「ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者」と「ネットワーク情報コンテンツの生産者」をその対象に含むものであることから、「個人」にも適用されることになるのである。さらに、最後の「第四十条」は当然のように「本規定に違反し、他人に損失を与える場合、法に従って民事責任を負う。犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、関係主管部門によって、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。」として、「民事」と「刑事」にわたって、「法律責任」が「追及」されることが明記されている。

8. 第八章 附則（第四十一条—第四十二条）

この「附則」は「ネットワーク情報コンテンツ生産者」、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム」、「ネットワーク情報コンテンツサービス使用者」を「第四十一条」で定義している。「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム」を除き、前述したように「ネットワーク情報コンテンツ生産者」とは「ネットワーク情報コンテンツを制作、複製、公表する個人あるいは組織を指す」、「ネットワーク情報コンテンツサービス使用者」とは「ネットワーク情報コンテンツサービスを使用する組織あるいは個人を指す。」として、いずれも「組織」とともに「個人」もこの「ガバナンス規定」の対象としていることを明記している。そして、このように「個人」も対象としていることがこの「ガバナンス規定」の特徴でもあるのである。

後言

中国では2014年から「国家サイバーセキュリティー宣伝週」が設定され、毎年、「宣伝週」が実施されている。これまで、そのテーマは、2014年 - 2015年「サイバーセキュリティーを共に打ち立て、ネットワーク文明を共に享受する」（原文：共建网络安全，共享网络文明）、2016年 - 2019年「ネサイバーセキュリティーは人民のために、サイバーセキュリティーは人民に依拠する」（原文：网络安全为人民，网络安全靠人民）であった。こうしたサイバーセキュリティー宣伝のテーマの変遷は「微博」という双方向コミュニケーションのできるソーシャルメディアユーザーが2018年には4.62億に達したことと関係するであろう。すなわち、「人民」という「個人」がサイバーセキュリティーにとって重要な存在になったことを示しているのである。

「サイバー法」は、もとより、習近平の「ネット主権」論を基礎に制定されたものである。この「サイバー法」はほかでもなくその習の下で「国家主権」→「情報主権」→「ネット主権」という構図の中で中華人民共和国の情報管理政策が実行される中で立案されものであり、「ガバナンス規定」もその一環として位置づけられるものである。

「サイバー法」の「第七十六条」は「サイバーセキュリティとは、必要な措置を講じることを通じて、ネットワークに対しての攻撃、侵入、妨害、破壊や不法使用及び不測の事故を防止し、ネットワークを安定・信頼ある運用状態にさせるとともに、ネットワークデータの整合性、機密性、利用可能性の能力を保障することを指す」としている。しかし、一般の公民は、サイバーセキュリティのために何をどのようにすればよいのかという難題に遭遇する。確かに、国家サイバーセキュリティ宣伝週テーマには「サイバーセキュリティ」が明記されているが、「サイバーセキュリティ」の内実はすでにより広範囲になっている。すなわち「人民」と密接に関係するまでになったのである。言い換えれば、「サイバーセキュリティ」という言葉は、「ネット主権」を確保するために、「人民」としての公民という「個人」をその管理下に置く必要が出てきたことを意味している。それは、「ガバナンス規定」において「組織」と「個人」が同列に論じられていることから明らかである。

中国においては、主にメディア領域で「党性」と「人民性」についての議論が続いてきた。中国共産党の見解はいつの時代も「党性」と「人民性」は「一致」したものであるというものである。これは「組織」としての「党」と「個人」としての「人民」は一体であり、「一致」したものであるという観点を示している。「党がすべてを指導する」当代においては、なおのことその「一致」が強調される。「以人为本」（人を本とする）という最近のスローガンも、党中央が9千万近くの共産党員に、毛沢東時代の言葉を引用すれば「为人民服务」（人民に奉仕する）を求めたものである。しかし、いまに至るもこうしたスローガンが叫ばれるのは、党と人民の間に「自由」をめぐる乖離があるからであろう。

2017年10月18日から10月24日まで開催された「中国共産党第十九次全国代表大会」の「全面的に小康社会を建設する決戦に勝利し、新たな時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう（決勝全面建成小康社会夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利）」と題する報告では、「富强、民主、文明、和諧を提唱する、自由、平等、公正、法治を提唱する、愛国、敬業、誠信、友善、社会主義核心価値観を積極的に育てる」という24字の核心的価値観が再び強調された。ここで言及された「自由」は、もちろん、欧米の普遍的価値としての基本的人権に基づく「自由」ではなく、あくまでも、「中国の特色ある社会主義」制度の下における「自由」であることは言うを待たない。

本「解題」では、「ガバナンス規定」を逐条的に解説し、その中で「組織」と「個人」が同列に論じられてきたことに何度か触れた。この「ガバナンス規定」を見る限り、「ネットワーク情報コンテンツ」の「生産者」と「使用者」はそれが「組織」であろうが、または「個人」であろうが、一律にこの「ガバナンス規定」の遵守が求められているのである。「自由」とは「国家」が存在する以上、その「国家」制度によって規制されることは当然であり、無制限の「自由」は存在しない。それが多様な価値観をもつ14億という民を擁する中国という国情に合致しているのか、それともそうではないのかは歴史による検証を待たなければならないであろうが、当面はその運用事例に注目したい。

その前に、われわれはアヘン戦争以来西欧列強の侵略を受けるとともに、15年にわたる抗日戦争と国共内戦を経験した中国の歴史を踏まえたうえで、「個人」としての「人」にとって、中国において社会生活を送る上で「幸せとは何か」という命題の回答を見つけなければならないであろう。

Ⅱ. 「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」(日本語試訳)

魏婷、王東琦、張玥婷、劉朔、吳金超

ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定

中国网信网发布时间：2019-12-20 15:09:31

第一章 総則

第一条 良好なネットワーク環境を構築し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保障し、国家の安全、社会の公共利益を守るため、『中華人民共和国安全法』、『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』、『インターネット情報サービス管理弁法』などの法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。

第二条 中華人民共和国域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動には、本規定が適用される。

本規定の称するところのネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスとは、政府、企業、社会、インターネットユーザーを主体とし、社会主義の核心的価値観を育成、実践することを根本とし、ネットワーク情報コンテンツを主要なガバナンス対象として、ネットワークの総合ガバナンス体系を確立、健全にし、明朗なサイバースペースを構築し、良好なネットワーク情報コンテンツ環境を建設することを目標とし、繰り広げられるポジティブ・エネルギーを宣揚し、違法や悪質な情報などに対処する関係活動を指す。

第三条 国家ネットワーク情報部門は全国のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスと関連する監督管理活動を統括調整する責任を負い、各関係主管部門は職責に依拠しネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動を立派に行う。

地方ネットワーク情報部門は当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスと関連する監督管理活動を統括調整する責任を負い、地方の各関係主管部門は各自の職責に依拠し当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動を立派に行う。

第二章 ネットワーク情報コンテンツの生産者

第四条 ネットワーク情報コンテンツの生産者は、法律、行政法規を遵守し、公序良俗に従うべきであり、国家利益、公共利益及び他人の合法的權益を損なってはならない。

第五条 ネットワーク情報コンテンツの生産者が下記の内容を含む情報を製作、複製、公表することを鼓舞する。

(一) 習近平新しい時代の中国の特色ある社会主義思想を宣伝し、中国の特色ある社会主義の道、理論、制度、文化を全面的、正確に、生き活きと解釈するもの。

(二) 党の理論路線方針政策と中央の重大な方策と配置を宣伝するもの。

(三) 経済社会発展の特質ポイントを示し、人民大衆の偉大な奮闘と熱気あふれる生活を反映するもの。

(四) 社会主義の核心的価値観を発揚し、優秀な道德文化と時代の精神を宣伝し、中華民族の堂々と向上を目指す精神的様相を充分にはっきりと示せるもの。

(五) 社会が関心を寄せることに効果的に対応し、問題を解決、物事を説明し、人民大衆のコンセンサス形成を導くのに有益なもの。

(六) 中華文化の国際的影響力を向上させ、世界に向けて真実、立体、全面的に中国をはっきりと示すのに有益なもの。

(七) その他、センスを大切に、格調を重んじ、責任を重んじ、真善美を謳歌し、団結安定を促進するなどの内容。

第六条 ネットワーク情報コンテンツの生産者は、下記の内容を含む違法情報を製作、複製、公表してはならない。

(一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。

(二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。

(三) 国家の榮譽と利益を損うもの。

(四) 英雄烈士の事績と精神が歪曲、醜悪化、冒涇、否定され、誹謗されあるいはその他の方式によって英雄烈士の氏名、肖像、名譽、榮譽が侵害されるもの。

(五) テロリズム、過激主義を宣揚、あるいはテロ活動や過激主義の活動実行を煽動するもの。

(六) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの

(七) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの

- (八) デマを散布し、経済秩序と社会秩序を混乱させるもの
- (九) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布、あるいは犯罪を教唆するもの
- (十) 他人を侮辱、誹謗し、他人の名誉、プライバシーおよびその他の合法的權益を侵害するもの。
- (十一) 法律、行政法規が禁止するその他の内容。

第七条 ネットワーク情報コンテンツ生産者は措置を講じて、下記の内容を含む悪質な情報を製作、複製、公表することを防止、制止するべきである。

- (一) 誇張したタイトルを使用し、内容とタイトルがはなはだしく一致しないもの。
- (二) 艶聞、スキャンダル、悪事がセンセーショナルにされるもの。
- (三) 自然災害、重大的事故などの災害を不適切に論評するもの。
- (四) 性的暗示、性的誘発などを帯び、人に性を連想させ易いもの。
- (五) 血腥い、驚愕、残酷などを明示し、人の心身を害するもの。
- (六) 人々の差別、地域の差別などを煽動するもの。
- (七) 低俗、下品、世俗迎合の内容を宣揚するもの。
- (八) 未成年者に危険な行為を模倣したり、社会道徳に違反する行為を誘発し、未成年者をよくない嗜好に導くなどの可能性があるもの。
- (九) その他、ネットワーク環境に良くない影響をもたらすもの。

第三章 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム

第八条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは情報コンテンツ管理の主体的な責任を履行し、当該プラットフォームのネットワーク情報コンテンツの環境ガバナンスを強化し、積極、健康的、向上善に向かうネットワーク文化を育むべきである。

第九条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報コンテン

ツ環境ガバナンスのメカニズムをつくり、当該プラットフォームのネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス細則を制定し、ユーザIDの登録、アカウント管理、情報公表の審査、コメントの審査、サイトの環境管理、リアルタイムパトロール、応急処置およびネット流言、ブラック産業チェーン情報処置などの制度を健全にするべきである。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの責任者を置き、業務範囲やサービス規模に相応した専門人員を配置し、養成考課を強化し、従業員の資質を向上させるべきである。

第十条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは本規定第六条の規定する情報を伝播させてはならず、本規定第七条の規定する情報の伝播を防止、制止するべきである。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは情報コンテンツの管理を強化すべきであり、本規定第六条、第七条の規定する情報を発見したら、法律により即時処置措置を講じ、関連する記録を保存し、併せて関連主管部門に報告するべきである。

第十一条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが主流価値の誘導方向を堅持し、情報推奨メカニズムを最適化し、レイアウトページの環境管理を強化し、下記の重点部分（サービス類型、位置付けなどを含む）において本規定第五条の規定する情報を積極的に提示するよう鼓舞する。

（一）インターネット上のニュース情報サービスのホームページトップ画面、ポップアップウインドウおよび重要なニュース情報コンテンツのページ画面など。

（二）インターネットユーザーの公式アカウントの情報サービスのセレクト、ホットサーチなど。

（三）ブログ、マイクロブログの情報サービスの人気推奨、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウおよび地理位置に基づく情報サービスなど。

（四）インターネット情報検索サービスのホットサーチワード、ホットサーチフォトおよびデフォルト検索など。

（五）インターネットフォーラムコミュニティサービスのホームページトップ画面、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。

（六）インターネット音声動画サービスのホームページトップ画面、ディスカバリー、セレクト、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。

(七) インターネットウェブサイトのナビサービス、ブラウザサービス、インプットメソッドサービスのホームページトップ画面、ランキングカテゴリー、スキン、関連ワード、ポップアップウインドウなど。

(八) デジタル閲読、ネットゲーム、ネット動画サービスのホームページトップ画面、セレクト、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。

(九) 生活サービス、知識サービスプラットフォームのホームページトップ画面、ホット推奨、ポップアップウインドウなど。

(十) e コマースのプラットフォームのホームページトップ画面、推奨エリアなど。

(十一) モバイルアプリストア、モバイルスマートターミナルプリセットアプリケーションおよび内蔵情報コンテンツサービスのホームページトップ画面、推奨エリアなど。

(十二) 未成年者をサービス対象とするネット情報コンテンツのコラム、専門エリアおよび製品など。

(十三) その他の製品あるいはサービスの目立つ位置にあり、ネットワーク情報コンテンツサービスのユーザーの注目をひきやすい重点部分。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは以上のような重点部分において本規定第七条の規定する情報を提示してはならない。

第十二条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームでパーソナライズアルゴリズム推奨技術を採用して、情報を推奨送信するものは、設定を本規定第十条、第十一条の規定要求の推奨モデルに合致させ、主動介入およびユーザーの自主的選択メカニズムをつくり、健全にすべきである。

第十三条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが未成年者の使用に適合したモデルを開発し、未成年者の使用に適合したネット製品やサービスを提供し、未成年者が心身の健康に有益な情報を入手するのに便利にすることを鼓舞する。

第十四条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは当該プラットホームが設置した広告のプレスメントと当該プラットホームが提示する広告内容を審査パトロールし、違法の広告を公表したものに対しては、法律により処分をおこなう。

第十五条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは管理規則とプラットホー

ム協約を制定し、ユーザーの利用規約を整備し、ユーザーの関係権利義務を明確にし、併せて法律規約により相応の管理職責を履行すべきである。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはユーザー I D の信用管理制度をつくり、ユーザーの信用状況により相応のサービスを提供するべきである。

第十六条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは目立つ位置に訴え告発の入口を設置し、訴え告発の方式を公表し、公衆の訴え告発を適時に処理し、併せて処理結果をフィードバックさせるべきである。

第十七条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの年度報告を編集するべきであり、その内容にはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの活動状況、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの責任者の職責履行状況、社会の評価状況などの内容を含むべきである。

第四章 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者

第十八条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者は、文明的、健全にネットワークを使用し、法律法規の要求とユーザー利用規約に合わせて、相応の義務を着実に果たすべきであり、投稿、返信、コメント、メッセージ、弹幕などの形式によってネットワーク活動に参加する際、文明的なインタラクティブを取り、理性的に表現し、本規定第六条の規定する情報を公表してはならず、本規定第七条の規定する情報を防止、制止する。

第十九条 ネットワークグループ、電子掲示板コミュニティの創設者と管理者はグループ、コミュニティの管理責任を履行し、法律法規、ユーザー規約およびプラットフォーム協約などに合わせて、グループや掲示板コミュニティ内の情報公表などの行為を規範化するべきである。

第二十条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者がネットワーク情報コンテンツの環境ガバナンスに積極的に参加し、訴え、告発などの方式を通じて、ネット上の違法と悪質情報に対し監督を行い、良好なネットワーク環境を共同で擁護するよう鼓舞する。

第二十一条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームはネットワークと関係情報技術を利用して、侮辱、誹謗中傷、脅迫、デマの流布を行ったり、他人のプライバシーを侵害するなどの違法行為で、他人の合法的権益を損なってはならない。

第二十二条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームは、情報の公表、削除、さらにその

他の情報提示介入の手段を通じて、他人の合法的権益を損なったり、不法な利益を謀ったりしてはならない。

第二十三条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームは、ディープラーニング、バーチャルリアリティなどの新しい技術、新しい応用を利用し、法律、行政法規の禁止する活動に従事してはならない。

第二十四条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームは、手動方式あるいは技術的手段、あるいは通信データの偽造、通信データの乗っ取り、および偽アカウントの登録や不法取引アカウント、ユーザーアカウント操作などの行為を通じて、ネットワーク情報コンテンツ環境の秩序を破壊してはならない。

第二十五条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームは、党旗、党章、国旗、国章、国家などの党と国家のイメージを代表する標識および内容、あるいは国家の重大イベント、重大記念日と国家機関およびそのスタッフの名義を利用し、ネットワークでのビジネスマーケティング活動を不法に行ってはならない。

第五章 ネットワーク業種組織

第二十六条 業種組織がサービス指導と架け橋としての役割を発揮し、メンバー単位を先導して社会的責任感を増強し、主旋律を謳い、ポジティブなエネルギーを発揚し、違法情報に反対し、悪質情報を防止、制止するよう鼓舞する。

第二十七条 業種組織が業種の自律メカニズムを整備し、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの業種規範と自律協約を制定し、内容の審査基準の細則を確立し、メンバー単位にサービス規範を確立健全化し、法律によりネットワーク情報コンテンツのサービスを提供し、社会の監督を受けるよう指導するよう鼓舞する。

第二十八条 業種組織がネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの教育育成と宣伝・先導の活動を組織し、メンバー単位、従業員の管理能力を高め、全社会が共同でネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスに参加するという意識を強化するよう鼓舞する。

第二十九条 業種組織が業界信用評価体系の建設を推進し、規程に基づき業種評議などの評価と賞罰のメカニズムを構築し、メンバー単位に対する激励と懲戒の度合を強化し、メンバー単位の信用を守る意識を強化するよう鼓舞する。

第六章 監督管理

第三十条 各級のネットワーク情報部門は関係主管部門とともに、情報の共有、協議事項通報、共同法執行、事案監督、情報公開などの活動のメカニズムを確立健全化し、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスを協同で行う。

第三十一条 各級のネットワーク情報部門はネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが情報コンテンツ管理の主体的な責任を履行する状況に対して監督検査を行い、問題が存在するプラットフォームに対して特別監査を行う。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報部門と関係主管部門が法律により実施する監督検査に協力すべきである。

第三十二条 各級のネットワーク情報部門はネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの違法行為に台帳管理制度を確立し、法律法規により対応処理をする。

第三十三条 各級のネットワーク情報部門は政府、企業、社会、ネットユーザーなどが主体的に共同で参与する監督評価メカニズムを構築し、定期的に当該行政区内のネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの環境ガバナンス状況に対して評価する。

第七章 法律責任

第三十四条 ネットワーク情報コンテンツ生産者が本規定第六条の規定に違反する場合、ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは法に従い、協約に従って、警告整頓改革、機能制限、更新一時停止、アカウント閉鎖などの措置を講じ、適時に違法情報コンテンツを削除し、記録を保存するとともに関係主管部門に報告するべきである。

第三十五条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが本規定第十条、第三十一条第二款の規定に違反する場合、ネットワーク情報など関係主管部門によって職責に合わせ、『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』と『ネットワーク情報サービス管理弁法』などの法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第三十六条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが本規定第十一条第二款の規定に違反する場合、区を設置している市級以上のネットワーク情報部門によって職責に合わせ、事情聴取をし、警告を与え、期限を切って是正が命じられる。是正を拒否、または情状が重大である場合、情報更新一時停止が命じられ、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第三十七条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが本規定第九条、第十二

条、第十五条、第十六条、第十七条の規定に違反する場合、区を設置している市級以上のネットワーク情報部門によって職責に合わせて、事情聴取をし、警告を与え、期限を切って是正が命じられる。是正を拒否、または情状が重大である場合、情報更新一時停止が命じられ、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第三十八条 本規定第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条の規定に違反する場合、ネットワーク情報など関係主管部門によって職責に合わせて、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第三十九条 ネットワーク情報部門は法律、行政法規と国家関係規定によって、関係主管部門と共同でネットワーク情報コンテンツサービス重大信用失墜合同処罰メカニズムを構築し、本規定に重大な違反をするネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム、ネットワーク情報コンテンツ生産者とネットワーク情報コンテンツ使用者に対し、法に従い、規定に従って、ネットワーク情報コンテンツサービスの従事制限、インターネット上での行為制限、行業加入禁止などの懲罰措置が実行される。

第四十条 本規定に違反し、他人に損失を与える場合、法に従って民事責任を負う。犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、関係主管部門によって、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第八章 附 則

第四十一条 本規定の称するところのネットワーク情報コンテンツ生産者とはネットワーク情報コンテンツを制作、複製、公表する個人あるいは組織を指す。

本規定の称するところのネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームとはネットワーク情報コンテンツ伝播サービスを提供するネットワーク情報サービス提供者を指す。

本規定の称するところのネットワーク情報コンテンツサービス使用者とはネットワーク情報コンテンツサービスを使用する組織あるいは個人を指す。

第四十二条 本規定は2020年3月1日から施行する。

Ⅲ.『网络信息内容生态治理规定』中国語全文

网络信息内容生态治理规定

中国网信网发布时间：2019-12-20 15:09:31

第一章 总则

第一条 为了营造良好网络生态，保障公民、法人和其他组织的合法权益，维护国家安全和公共利益，根据《中华人民共和国国家安全法》《中华人民共和国网络安全法》《互联网信息服务管理办法》等法律、行政法规，制定本规定。

第二条 中华人民共和国境内的网络信息内容生态治理活动，适用本规定。

本规定所称网络信息内容生态治理，是指政府、企业、社会、网民等主体，以培育和践行社会主义核心价值观为根本，以网络信息内容为主要治理对象，以建立健全网络综合治理体系、营造清朗的网络空间、建设良好的网络生态为目标，开展的弘扬正能量、处置违法和不良信息等相关活动。

第三条 国家网信部门负责统筹协调全国网络信息内容生态治理和相关监督管理工作，各有关主管部门依据各自职责做好网络信息内容生态治理工作。

地方网信部门负责统筹协调本行政区域内网络信息内容生态治理和相关监督管理工作，地方各有关主管部门依据各自职责做好本行政区域内网络信息内容生态治理工作。

第二章 网络信息内容生产者

第四条 网络信息内容生产者应当遵守法律法规，遵循公序良俗，不得损害国家利益、公共利益和他人合法权益。

第五条 鼓励网络信息内容生产者制作、复制、发布含有下列内容的信息：

（一）宣传习近平新时代中国特色社会主义思想，全面准确生动解读中国特色社会主义道路、理论、制度、文化的；

（二）宣传党的理论路线方针政策和中央重大决策部署的；

（三）展示经济社会发展亮点，反映人民群众伟大奋斗和火热生活的；

（四）弘扬社会主义核心价值观，宣传优秀道德文化和时代精神，充分展现中华民族昂扬向上精神风貌的；

（五）有效回应社会关切，解疑释惑，析事明理，有助于引导群众形成共识的；

（六）有助于提高中华文化国际影响力，向世界展现真实立体全面的中国的；

(七) 其他讲品味讲格调讲责任、讴歌真善美、促进团结稳定等的内容。

第六条 网络信息内容生产者不得制作、复制、发布含有下列内容的违法信息：

(一) 反对宪法所确定的基本原则的；

(二) 危害国家安全，泄露国家秘密，颠覆国家政权，破坏国家统一的；

(三) 损害国家荣誉和利益的；

(四) 歪曲、丑化、亵渎、否定英雄烈士事迹和精神，以侮辱、诽谤或者其他方式侵害英雄烈士的姓名、肖像、名誉、荣誉的；

(五) 宣扬恐怖主义、极端主义或者煽动实施恐怖活动、极端主义活动的；

(六) 煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结的；

(七) 破坏国家宗教政策，宣扬邪教和封建迷信的；

(八) 散布谣言，扰乱经济秩序和社会秩序的；

(九) 散布淫秽、色情、赌博、暴力、凶杀、恐怖或者教唆犯罪的；

(十) 侮辱或者诽谤他人，侵害他人名誉、隐私和其他合法权益的；

(十一) 法律、行政法规禁止的其他内容。

第七条 网络信息内容生产者应当采取措施，防范和抵制制作、复制、发布含有下列内容的不良信息：

(一) 使用夸张标题，内容与标题严重不符的；

(二) 炒作绯闻、丑闻、劣迹等的；

(三) 不当评述自然灾害、重大事故等灾难的；

(四) 带有性暗示、性挑逗等易使人产生性联想的；

- (五) 展现血腥、惊悚、残忍等致人身心不适的；
- (六) 煽动人群歧视、地域歧视等的；
- (七) 宣扬低俗、庸俗、媚俗内容的；
- (八) 可能引发未成年人模仿不安全行为和违反社会公德行为、诱导未成年人不良嗜好等的；
- (九) 其他对网络生态造成不良影响的内容。

第三章 网络信息内容服务平台

第八条 网络信息内容服务平台应当履行信息内容管理主体责任，加强本平台网络信息内容生态治理，培育积极健康、向上向善的网络文化。

第九条 网络信息内容服务平台应当建立网络信息内容生态治理机制，制定本平台网络信息内容生态治理细则，健全用户注册、账号管理、信息发布审核、跟帖评论审核、版面页面生态管理、实时巡查、应急处置和网络谣言、黑色产业链信息处置等制度。

网络信息内容服务平台应当设立网络信息内容生态治理负责人，配备与业务范围和服务规模相适应的专业人员，加强培训考核，提升从业人员素质。

第十条 网络信息内容服务平台不得传播本规定第六条规定的信息，应当防范和抵制传播本规定第七条规定的信息。

网络信息内容服务平台应当加强信息内容的管理，发现本规定第六条、第七条规定的信息的，应当依法立即采取处置措施，保存有关记录，并向有关主管部门报告。

第十一条 鼓励网络信息内容服务平台坚持主流价值导向，优化信息推荐机制，加强版面页面生态管理，在下列重点环节（包括服务类型、位置版块等）积极呈现本规定第五条规定的信息：

- (一) 互联网新闻信息服务首页首屏、弹窗和重要新闻信息内容页面等；
- (二) 互联网用户公众账号信息服务精选、热搜等；
- (三) 博客、微博客信息服务热门推荐、榜单类、弹窗及基于地理位置的信息服务版块等；
- (四) 互联网信息搜索服务热搜词、热搜图及默认搜索等；

(五) 互联网论坛社区服务首页首屏、榜单类、弹窗等；

(六) 互联网音视频服务首页首屏、发现、精选、榜单类、弹窗等；

(七) 互联网网址导航服务、浏览器服务、输入法服务首页首屏、榜单类、皮肤、联想词、弹窗等；

(八) 数字阅读、网络游戏、网络动漫服务首页首屏、精选、榜单类、弹窗等；

(九) 生活服务、知识服务平台首页首屏、热门推荐、弹窗等；

(十) 电子商务平台首页首屏、推荐区等；

(十一) 移动应用商店、移动智能终端预置应用程序和内置信息内容服务首屏、推荐区等；

(十二) 专门以未成年人为服务对象的网络信息内容专栏、专区和产品等；

(十三) 其他处于产品或者服务醒目位置、易引起网络信息内容服务使用者关注的重点环节。

网络信息内容服务平台不得在以上重点环节呈现本规定第七条规定的信息。

第十二条 网络信息内容服务平台采用个性化算法推荐技术推送信息的，应当设置符合本规定第十条、第十一条规定要求的推荐模型，建立健全人工干预和用户自主选择机制。

第十三条 鼓励网络信息内容服务平台开发适合未成年人使用的模式，提供适合未成年人使用的网络产品和服务，便利未成年人获取有益身心健康的信息。

第十四条 网络信息内容服务平台应当加强对本平台设置的广告位和在本平台展示的广告内容的审核巡查，对发布违法广告的，应当依法予以处理。

第十五条 网络信息内容服务平台应当制定并公开管理规则和平台公约，完善用户协议，明确用户相关权利义务，并依法依规履行相应管理职责。

网络信息内容服务平台应当建立用户账号信用管理制度，根据用户账号的信用情况提供相应服务。

第十六条 网络信息内容服务平台应当在显著位置设置便捷的投诉举报入口，公布投诉举报方式，及时受理处置公众投诉举报并反馈处理结果。

第二十七条 鼓励行业组织建立完善行业自律机制，制定网络信息内容生态治理行业规范和自律公约，建立内容审核标准细则，指导会员单位建立健全服务规范、依法提供网络信息内容服务、接受社会监督。

第二十八条 鼓励行业组织开展网络信息内容生态治理教育培训和宣传引导工作，提升会员单位、从业人员治理能力，增强全社会共同参与网络信息内容生态治理意识。

第二十九条 鼓励行业组织推动行业信用评价体系建设，依据章程建立行业评议等评价奖惩机制，加大对会员单位的激励和惩戒力度，强化会员单位的守信意识。

第六章 监督管理

第三十条 各级网信部门会同有关主管部门，建立健全信息共享、会商通报、联合执法、案件督办、信息公开等工作机制，协同开展网络信息内容生态治理工作。

第三十一条 各级网信部门对网络信息内容服务平台履行信息内容管理主体责任情况开展监督检查，对存在问题的平台开展专项督查。

网络信息内容服务平台对网信部门和有关主管部门依法实施的监督检查，应当予以配合。

第三十二条 各级网信部门建立网络信息内容服务平台违法违规行为台账管理制度，并依法依规进行相应处理。

第三十三条 各级网信部门建立政府、企业、社会、网民等主体共同参与的监督评价机制，定期对本行政区域内网络信息内容服务平台生态治理情况进行评估。

第七章 法律责任

第三十四条 网络信息内容生产者违反本规定第六条规定的，网络信息内容服务平台应当依法依规采取警示整改、限制功能、暂停更新、关闭账号等处置措施，及时消除违法信息内容，保存记录并向有关主管部门报告。

第三十五条 网络信息内容服务平台违反本规定第十条、第三十一条第二款规定的，由网信等有关主管部门依据职责，按照《中华人民共和国网络安全法》《互联网信息服务管理办法》等法律、行政法规的规定予以处理。

第三十六条 网络信息内容服务平台违反本规定第十一条第二款规定的，由设区的市级以上网信部门依据职责进行约谈，给予警告，责令限期改正；拒不改正或者情节严重的，责令暂停信息更新，按

照有关法律、行政法规的规定予以处理。

第三十七条 网络信息内容服务平台违反本规定第九条、第十二条、第十五条、第十六条、第十七条规定的，由设区的市级以上网信部门依据职责进行约谈，给予警告，责令限期改正；拒不改正或者情节严重的，责令暂停信息更新，按照有关法律、行政法规的规定予以处理。

第三十八条 违反本规定第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条规定的，由网信等有关主管部门依据职责，按照有关法律、行政法规的规定予以处理。

第三十九条 网信部门根据法律、行政法规和国家有关规定，会同有关主管部门建立健全网络信息内容服务严重失信联合惩戒机制，对严重违反本规定的网络信息内容服务平台、网络信息内容生产者和网络信息内容使用者依法依规实施限制从事网络信息服务、网上行为限制、行业禁入等惩戒措施。

第四十条 违反本规定，给他人造成损害的，依法承担民事责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由有关主管部门依照有关法律、行政法规的规定予以处罚。

第八章 附则

第四十一条 本规定所称网络信息内容生产者，是指制作、复制、发布网络信息内容的组织或者个人。

本规定所称网络信息内容服务平台，是指提供网络信息内容传播服务的网络信息服务提供者。

本规定所称网络信息内容服务使用者，是指使用网络信息内容服务的组织或者个人。

第四十二条 本规定自2020年3月1日起施行。

2020年の新聞界

阿部 圭介*

「コロナ禍」によって新聞界も揺れ動いた1年になった。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、政府により緊急事態宣言が発出され、外出の自粛も求められた。感染拡大を防ぐために人と人との接触を減らすことが求められ、人と会って話を聞くことが基本とされる報道機関の取材活動は大きな影響を受けることになった。経営面でも、多くの経済活動が停滞し、広告出稿が大幅に減少した。新聞の総ページ数も減少。部数減少にも歯止めが掛からなかった。「インフォデミック」と呼ばれる事態が起きる中、予防策も治療法も確立していない未知の感染症をどのように報じるか、報道姿勢も問われた。新聞に対する信頼度は、高水準であるとの調査結果もある一方で、緊急事態宣言下、新聞記者や社員である元記者が検事長と賭けマージャンを行っていたことが発覚し、大きな批判を浴びた。

部数、売上高など減少続く

2020年10月時点の日本新聞協会加盟116紙の総発行部数は3509万1944部で、前年比7.2%減だった。⁽¹⁾ これまで最大だった2018年の5.3%減を大きく上回る減率となった。1世帯当たりの部数は0.05部減少し、0.61部となった。

同協会調べの2019年度新聞91社の総売上高は、前年より99億円減少し、1兆6526億円だった。⁽²⁾ 減少傾向が続くものの、前年度比（以下同）0.6%減と減少幅は縮小した。内訳を見ると、従来大きな割合を占めていた「販売収入」が3.5%減、「広告収入」は6.5%減だった一方、「その他営業収入」は11.5%増だった。デジタル関連事業収入の割合は、一般紙61社の平均で、前年度比（以下同）0.26ポイント増の1.630%だった。スポーツ4紙の平均は2.047ポイント増の10.856%で、初めて10%を超えた。

新聞広告の状況について、これまで当欄では電通調べ「日本の広告費」を紹介してきた。同調査は例年2月下旬に発表され、今回も2020年の結果は締め切りには間に合わないが、電通広告統計（DAS）も用いてコロナ禍の状況を見ることにする。

まず、記録としての連続性を保つため「2019年 日本の広告費」の結果を紹介したい。⁽³⁾ 総広告費は前年比6.2%増の6兆9381億円だった。ただし、今回から「物販系 EC プラットフォーム広告費」を新設、「展示・映像ほか」を「イベント」を加えた「イベント・展示・映像ほか」に改定したため増加している。従来の集計方法では、前年比1.9%増の6兆6514億円となる。新聞広告費は同5.0%減の4547億円だった。インターネット広告費は、同19.7%増の2兆1048億円となり、テレビ広告費の1兆8612億円（同2.7%減）を上回り、初めて2兆円を超えた。インターネット広告費のうち、マスコミ四媒体由来のデジタル広告費では、新聞社が運営するデジタルメディア関連の広告費「新聞

*あべ けいすけ 一般社団法人日本新聞協会

デジタル」は前年比10.6%増の146億円だった。「新聞デジタル」の構成比は、広告費全体でみると前年と変わらず0.2%だった。新聞広告費と「新聞デジタル」を合計すると、2018年は4916億円、2019年は4693億円と4.5%の減少となる。

次いで、2020年の新聞の状況について、電通広告統計を用いてみたい。⁽⁴⁾

2020年の新聞118紙の総ページ数は、前年比5%減の96万9578ページと、100万ページを下回った(前年は102万0494ページ)。とりわけ、4、5、6月は、例年ページ数が少ない2月を下回っている。2月が前年比0.4%減の7万8430ページだったのに対し、4月は同10.7%減の7万5210ページ、5月は同9.0%減の7万5518ページ、6月は同7.7%減の7万6774ページだった。

2020年の新聞広告掲載量も大きく落ち込み、前年比6.5%減の439万7811段だった。月別では、3、4、5月が前年比1割以上減少し、3月が同10.1%減の40万7934段、4月が同13.3%減の32万7837段、5月が同12.2%減の32万3639段だった。

これらの統計からは、新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言発出に伴う経済活動の停滞が、新聞広告に影響したとはっきりと示された。

新型コロナウイルス報道

新型コロナウイルス感染症拡大下における新聞報道については、日本新聞協会が運営するニュースパーク(日本新聞博物館)が2020年7月18日から9月27日まで開催した緊急企画展「新型コロナと情報とわたしたち」の展示内容をまとめた「簡易資料集」に沿って振り返りたい。⁽⁵⁾

同企画展は、全体を3章に分けた。第1章は「新型コロナウイルス 新聞はどう伝えたか」として時系列に報道を振り返った。第2章は「歴史に学ぶ感染症と情報」として過去の感染症報道を展示した。第3章は「『情報』に惑わされる、励まされる」として、人々が惑わされたが「インフォデミック」の実情や、逆に情報によって人々が励まされる側面を取り上げた。

第1章によると、新型コロナウイルスに関する日本での初報は、2020年1月1日付の読売新聞と、共同通信の配信記事であるとされる。初報は小さな短文記事として扱われたが、三が日が過ぎ、事態の深刻さが伝わると、段付の見出しが立つ記事となった。その後、横浜港に停泊した客船での感染拡大と隔離、市中での感染の広がり、小・中・高等学校の一斉休校、東京オリンピック・パラリンピックの延期など、次第に社会生活や経済にも影響が表れ、大きく報道されるようになった。またコメディアン志村けんさんが新型コロナウイルスにより急死、同資料集では「芸能人の訃報を一般紙がトップで扱うのは異例で、誰もが知っている人気者との突然の別れが人々に与えた衝撃、感染者の命をあっという間に奪う新型コロナウイルスの恐ろしさを物語っている」としている(「簡易資料集」pp.12-13)。

第2章は、博物館が所蔵する歴史的資料を用いて、コレラやスペイン風邪の流行時の報道などを紹介した。当時の迷信・流言を取り上げ、「いずれも一笑に付されそうな内容だが、今回のコロナ禍で『26℃のお湯でウイルスが死滅する』といった誤った情報が流布したことを考えると、あまり状況は変わっていないとも考えられる」と現代への教訓を述べている(同 p.19)。また、スペイン風邪では、「飛沫感染の防止の呼び掛け(「患者に近寄るな」)、医療の疲弊(「感冒の為に看護婦の出払い」)、著名人の死(「島村抱月氏逝く」)、政府の感染症対策への不満(「感冒の床から」(与謝野晶子))、便乗値上げ(「マスクの値上がり」)、マスクを着用せずに行われた政治集会(「尾崎行雄

の演説会」)。まるで今回の新型コロナウイルス感染症で見聞きしたような報道が、スペイン風邪流行の当時にもあったことがよく分かる」としている（同 p.23）。

第3章は、「トイレットペーパーデマ騒動——『インフォデミック』とは」「確かな情報とは 専門家でも分からないことがある」「分からない不安が招く事態」の3点に沿って問題提起し、研究者らのコメントを紹介した。

「トイレットペーパーデマ騒動——『インフォデミック』とは」では、日本経済新聞と東京大学・鳥海不二夫准教授らの分析によって判明した、トイレットペーパーの買い占め騒動は、デマそのものが拡散したから起きたのではなく、デマを打ち消す情報が広まったにもかかわらず起きたとの構図を紹介した。その上で、「デマが流され、騒動が起きたこと自体は事実ではあった。しかし、その事実を、デマを否定しながらではあるものの、伝えた報道機関にも大きな課題が残った」と問題提起した（同 pp.32-33）。

「確かな情報とは 専門家でも分からないことがある」は、「刻々と変わる事態の中では、専門家の見解さえも刻々と変わっていく。リスクに対して合理的な対応をしていくため、そのことを互いに受け入れていくにはどうすればいいのか」という問題意識に基づき、メディア研究者らのコメントを紹介した（同 p.36）。

「分からない不安が招く事態」は、「流言・デマの原因の一つが、不安や恐怖である」という従来からの研究結果を紹介しつつ、コロナ禍で起きた差別や嫌がらせ、過剰な自粛を求める「自粛警察」などの事象を報道する紙面を展示した。また、感染状況や感染者について詳報する記事に「感染者らへの差別を助長しているのではないかと疑問も寄せられた」ことが、第1章で展示したニューヨーク・タイムズやボストン・グローブの紙面が「多くの市井の人の死を悼み、実名で仕事や人となりとともに掲載したのとは対照的だった」としている（同 p.40）。それとともに、日本新聞協会と日本民間放送連盟（民放連）が、医学研究者や臨床家ら専門家と意見交換をもとに発表した、「新型コロナウイルス感染症の差別・偏見問題に関する共同声明」を紹介した（同 p.41）。

展示では、このような「人間の持つ暗い側面がもたらした出来事に注目」する一方で、新聞の紙面編集や記事、写真、広告などで時にはユーモアも交えながら励まし合うメッセージを伝えてきたことも示した（同 p.47）。

企画展とその簡易資料集では、このコロナ禍で起きた情報やメディアの問題を到底網羅しきれていない。むしろ「簡易資料集」の表紙で問題提起している通り、インフォデミックについて「一過性のものではない」とし、新型コロナウイルス感染症が「収束の日が来てもなお検証し、考え続けなければならない」ことであろう。

賭けマージャン問題と「ボーイズクラブ」

「週刊文春」は、「黒川弘務検事長は接待賭けマージャン常習犯」との記事を掲載、賭けマージャンの相手は産経新聞の記者2人と朝日新聞社社員（元記者）であることを報じた。⁽⁶⁾ 黒川検事長は、安倍晋三政権下で疑念がもたれた法解釈変更によって定年が延長されるとともに、検事総長への就任も取りざたされていた。新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言中、新聞関係者がそのような人物と、賭けマージャンという違法な行為を行っていたことは、大きな批判を招いた。朝日、産経の両社は、おわびのコメントを出すとともに、⁽⁷⁾ 調査結果と処分を行った旨を紙面に掲載し

(8) 本件では、取材源、とりわけ権力を持つ側の取材対象者との距離感といった点だけではなく、女性記者へのセクシャルハラスメントも問題になっていた時期でもあり、「ボーイズクラブ」の問題点に対する批判があった。

元朝日新聞記者の林美子は、一緒にマージャン卓を囲むなどして記者が取材源に深く食い込む取材手法を「抱きつき取材」と呼称、学歴・出身地・趣味・嗜好・習慣などの共通点による非公式なネットワークを「ボーイズクラブ」と呼称した⁽⁹⁾。その上で、抱きつき取材が推奨されるボーイズクラブの構造は、「取材相手からみると『気心の知れた』記者を身近において情報をコントロールでき」と批判した。

その上で林は、「必要なのは組織のあり方、職業倫理、職場文化を根底から見直すこと」と、報道機関側の問題を挙げ、改革を求めた。ただ、そもそも林が指摘するような構造は、権力側が恣意的に情報を漏らすことができるという、情報公開がいまだ不十分であることにも由来しているとも考えられる。併せて、行政や司法による情報公開と、その情報公開を有意義に受け入れられる社会の醸成も必要であろう。

地域に根ざした報道、メディア

地域に根ざした報道では、神戸新聞社の「教員間暴力のスクープと神戸の教育を巡る一連の報道」が2020年の新聞協会賞を受賞した。学校を舞台に、教員同士が暴力などを繰り返していた事件は社会に衝撃を与え、全国的な調査にもつながったという。同じく新聞協会賞を受賞した毎日新聞社の「『にほんでいきる』 外国籍の子どもたちの学ぶ権利を問うキャンペーン報道」も、地域に根ざした調査により日本に住む外国籍の子供が十分な教育を受けられていない実態を明らかにした。このような、地域に根ざして、問題を掘り起こし、全国的にも波及するという報道が続いている。

静岡新聞社は8月13日、「静岡新聞社イノベーションリポート」を公開した⁽¹⁰⁾。イノベーションリポートという名称は、2014年に公開されたニューヨーク・タイムズ社の「Innovation Report」に範を取ったものと思われる。静岡新聞社のリポートでは、「ユーザー」が誰であるのか、という点を問い直している。ユーザーは「購読者」であるのか、「県民」であるのか。県民だとしても、満遍なく全員を想定すればいいのかといった点である。リポートでは、「地域を愛し、共に成長したいと願う、前向きな気持ちの人たち〈地域を形づくる生活者・企業〉」としている。

このような分析は、同社が変革を目指してシリコンバレーに多くの社員を派遣した「シリコンバレー・イノベーション・ブートキャンプ」の成果でもある。

これらの分析をもとに、静岡新聞社は2021年1月11日付紙面で、「静岡新聞 SBS はマスコミをやめる。」宣言を行った。意図するところは、ユーザーをマスとして捉えるのではなく、県民一人一人と向き合うという決意だという。

取り組みは緒に就いたところであり、多くの新聞・メディア関係者から注目を集めている。

(1) 日本新聞協会 (2021) 「新聞協会報」 2021年1月1日付

(2) 日本新聞協会 (2020) 「《新聞社の経営関連調査》 その他収入が11.5%増 総売上高1兆6526億円」
https://www.pressnet.or.jp/news/headline/201013_13777.html。同協会の「新聞社の総売上高の推移」も参照 <https://www.pressnet.or.jp/data/finance/finance01.php>

- (3) 電通 (2020)「2019年 日本の広告費」。https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2019/
- (4) 以下、新聞総ページ数と新聞広告掲載量は、電通 (2021)「電通広告統計 (DAS)」による。
- (5) 以下の記述は、ニュースパーク (日本新聞博物館) (一般社団法人日本新聞協会博物館事業部) 編 (2021)「緊急企画展『新型コロナと情報とわたしたち』簡易資料集」による。なお、筆者は同資料集の編集に関わっている。
- (6) 文藝春秋「週刊文春」2020年5月28月号。
- (7) 朝日新聞社 (2020)「朝日新聞」5月22日付。産経新聞社 (2020)「産経新聞」5月22日付。
- (8) 朝日新聞社 (2020)「朝日新聞」6月20日付。産経新聞社 (2020)「産経新聞」6月17日付。
- (9) 林美子 (2020)「ボーイズクラブ構造の解体を——『抱きつき取材』の弊害とセクハラ事件との共通点」『新聞研究』2020年10月号。
- (10) 以下は、静岡新聞社 (2020)「静岡新聞社イノベーションリポート」による。静岡新聞社 (2020-21)「わたしたちは、ユーザーファーストな企業へと生まれ変わります。静岡新聞社・静岡放送 企業変革への取り組み」<https://www.at-s.com/userfirst/index.html> からダウンロード可能。

2020 年の放送界概観

片 野 利 彦*

本稿では、2020年の放送界をいくつかのテーマに絞って概観する。

◆新型コロナウイルスの影響と対応

新型コロナウイルスの感染拡大は放送界にも大きな影響をもたらした。

感染の拡大を受け、政府は1月に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、2月からは全国の小・中・高校の臨時休校を要請した。また、4月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出した。夏に開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックは史上初めて延期されることとなった。その後、新規感染者数は一時的に減少したものの、秋以降に増加傾向に転じ、年末にかけて大幅な拡大が続いている。

放送局は感染の拡大を踏まえ、番組の公開収録、観覧や関連イベントなどを取りやめた。番組制作にあたっては、リモート収録の活用、会議や打ち合わせの参加人数や時間の制限、マスクの着用や機材の消毒などの対策の実施、スタジオなどでの定期的な換気や仕切りの設置などさまざまな対応をとった。ロケや取材においても、人との間に一定の間隔を空ける、高齢者や妊婦が周囲にいないか注意する、マスクを着用していない人へのインタビューを避けるなどの対応を進めた例もあった。

放送面でも、視聴者やリスナーに向けた取り組みを各局が展開した。自治体の要請を受け、臨時休校中の児童・生徒に向けた教育支援番組が春から夏にかけて断続的に放送された。サブチャンネルや動画配信サイトを活用した事例や、北海道、熊本など、エリア内の放送局が連携し、教科や学年を分担して放送した例もあった。ローカル局の連携の事例としては、“ステイホーム”や感染予防の呼びかけ、正しい手洗いの方法の解説動画などを発信するものが見られた。また、打撃を受けた地域の産品や飲食店の応援、コンサートなどが開けなくなったアーティストの支援、地域にゆかりのある著名人や感染症の専門家、首長などによるメッセージの発信、アナウンサーによる絵本の朗読・読み聞かせなど、多彩なキャンペーンを多くのローカル局が行った。TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、TOKYO FM、J-WAVE の在京ラジオ5社は、医師などの声を伝えることで医療現場を応援する共同プロジェクトを医療関係者と連携して展開した。

番組に関しては、収録・制作を一時的に取りやめたことなどから、ドラマの放送延期や情報番組の休止、再放送の増加などの動きがあった。このような中で、NHK「今だから、新作ドラマ作ってみました」(5月)、フジテレビ「世界は3で出来ている」(6月)、日本テレビ「リモートで殺される」(7月) など、コロナ禍ならではの制作手法や演出を用いたドラマが放送されたほか、ソーシャルディスタンスの社会における恋愛を描いた日本テレビ「#リモラブ～普通の恋は邪道～」(10月)

*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 編集部

などが人気を博した。また、TBS テレビの人気作「半沢直樹」(7月)は、撮影の遅延により9月6日に放送を予定していた第8話が延期となり、急遽生放送の特番を組んで話題となった。

5月には、感染者や医療従事者への差別・偏見を防ぐため、日本民間放送連盟と日本新聞協会が合同のワーキンググループを設置し、山中伸弥・京都大学教授ら専門家と意見交換を行った。両団体は5月21日に共同声明を公表し、「ウイルスの特性を分かりやすく伝え、センセーショナルな報道にならないよう努める」などと表明した。

ビデオリサーチの調査によれば、在宅勤務や休校の広がりから、テレビのリアルタイム視聴の増加傾向が2月以降にみられた。ただし、博報堂 DY メディアパートナーズの調査では、5~6月になるとメディアへの接触時間は減少しており、増加傾向は一時的なものだったとされている。また、総務省は6月、コロナ禍における情報流通の実態に関するネットユーザーへの調査結果を公表し、▽メディア・サービスの中で民間放送の接触が最多、▽信頼できる情報源としてはNHK がトップ——などとした。

◆放送を取り巻くトピック

上記の新型コロナウイルスへの対応を除き、2020年の放送に関するトピックをいくつかとりあげたい。

電通は3月に2019年の日本の広告費を発表した。総広告費6兆9381億円のうち、媒体別ではインターネットが2兆1048億円と初めて2兆円台に達し、テレビメディア(1兆8612億円)を上回った。地上波テレビは、ラグビーワールドカップなどのスポーツ番組が牽引したものの、自然災害や消費税率の変更などによる出稿控えの影響を受けた。

6月末、新潟県民エフエムと Radio NEO の民放ラジオ2局が閉局した。かねて経営状態が厳しく、収入の伸び悩みから事業継続が困難だと判断した。これに先立つ3月16日、ラジオ日本がワイド FM を開局した。これにより、AM 放送を行う47局全てでワイド FM が放送されることになった。AM 放送から FM 放送への転換を選択できるよう、制度の見直しが検討される中、総務省は12月、実証実験を行うにあたっての考え方を公表した。民放事業者の経営判断で転換は行われる、などの基本的な方針が示された。9月1日にはインターネットラジオサービスの radiko にエフエム徳島が参加した。radiko 設立10年となる節目の年に、民放ラジオ全99局の聴取が可能になった。

NHK は4月、パソコンやモバイル端末向けに地上波テレビの常時同時配信と見逃し配信を行うサービス「NHK プラス」を開始した。テレビの受信契約があれば追加負担なく利用でき、9月末には登録が100万件を突破した。NHK は8月には2021—23年度の中期経営計画案を発表し、衛星と AM 波を削減する方針を示した。一方、9月に発表したインターネット活用業務実施基準の素案では、これまで示してきた費用の上限「(受信料収入の) 2.5%」を撤廃し、中期経営計画に当該期間の費用を記載すると改めたため議論を呼んだ。

日本テレビ、読売テレビ、中京テレビの3社は9月、番組配信サービス「日テレ系ライブ配信」を10月3日から始めると発表した。地上波の番組を TVer で実験的に12月まで同時配信する。対象の番組はプライムタイムを中心としたレギュラー32番組だ。パソコンやモバイル端末で視聴でき、見逃し配信も行う。

◆放送倫理・番組向上機構（BPO）の動向

2020年、NHK と民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）は多数の決定を公表した。

・放送倫理検証委員会

1月、関西テレビの情報バラエティ番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。日本と韓国の外交に関するトークの中で、女性出演者が「韓国って、手首切るブスみたいなもん」などと発言した。委員会は、制作者の放送倫理規範への深い理解が不十分だったと指摘した上で、民放連放送基準や同社のガイドラインなどにも違反すると判断した。

2月、TBS テレビのバラエティ番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。リトルリーグの試合映像に、投球が実際より速く見えるよう早回し加工をしていたことが明らかになった。その他にも同様の加工が行われていた。委員会は、制作者に加工への抵抗感が少なかった点を問題視し、映像加工技術の進展に対応するチェックの仕組みを課題に挙げた上で、民放連放送基準などに抵触すると結論した。

3月、NHK 国際放送のドキュメンタリー番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。家族や友人のレンタルサービスを取り上げたが、利用者が運営会社のスタッフだった。委員会は、制作を受託した NHK エンタープライズが取材対象の選定を取材先に任せきりだった点を問題視し、「本件番組を放送したことについて放送倫理違反があった」と判断した。

4月、北海道放送のローカルワイド番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。2019年7月の参院選に向け、シリーズ企画を放送した中で、公示前日に北海道出身で参院比例代表選に立候補した鈴木宗男氏を取り上げた。委員会は、「選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない」とする民放連放送基準12条の意義や内容が理解されていないなどと指摘した上で、特定の候補者のみを取り上げることは選挙の公平・公正を損なうなどと結論した。

6月、琉球朝日放送と北日本放送の単発番組について、「番組と広告」の関係をめぐり、放送倫理違反があったとする意見を公表した。沖縄にセブンイレブンが初出店した模様をドキュメンタリー調にまとめた前者については、「特定商品の PR 色が濃く、視聴者に広告放送であると誤解を招く内容・演出」と判断した。金融商品仲介会社の事業内容などを紹介した後者については、「スポンサーの意向や事業から独立した内容なのか見分けがつきにくく、視聴者が誤解するのも無理はない」と指摘し、放送倫理違反があったと判断した。その上で、「番組と広告の境目」をめぐり、民放連や民放各局の自主的・自律的な検討を求めた。委員会は10月、更に複数の類似の事例について討議を進めた結果、放送事業者側の自主的な対応を求める委員長談話を公表した。

8月、TBS テレビのバラエティ番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。専門家がメキシコの希少動物を発見し捕獲する内容を放送したが、一部の動物を番組ディレクターが事前に準備していた。委員会は「視聴者との間の約束を逸脱した」と指摘し、番組の全体会議が開かれずに制作者間の意思統一が行われなかったことを問題視した上で、放送倫理違反があったと結論した。

9月、テレビ朝日の報道番組に放送倫理違反があったとする意見を公表した。業務用スーパーを舞台とした特集を放送したが、登場した客が、特集を担当した外部ディレクターの知人らであった。委員会は、過度の「撮れ高至上主義」の問題と指摘し、内容が公正さを欠き放送倫理違反があったと結論した。

・放送人権委員会

2月、テレビ東京の報道番組の放送でプライバシーなどが侵害されたなどと宗教団体信者が申し立てていた事案で、問題はなかったとする見解を発表した。番組は、団体の施設前で申立人らが撮影を拒否する模様を放送した。申立人は放送の結果、信者であることが明らかになったと主張したが、委員会は「一般の視聴者で人物を特定できる者はわずか」と指摘し、同局の放送の公共性・公益性を認めた。

花田達朗『ジャーナリズムの実践
——主体・活動と倫理・教育1（1994～2010年）』
（彩流社 2018年）

中 正 樹*

1. はじめに

本書の著者である花田達朗氏（以後、敬称略）は、日本を代表するジャーナリズム研究者の一人である。ジャーナリズム研究を志したものであれば、一度ならずともその論考を目にした機会があるだろう。

花田は早稲田大学政治経済学部政治学科を卒業後、ミュンヘン大学大学院を経て東京大学社会情報研究所助教授に着任、教授を経て2003年より同研究所の所長となった。その後、社会情報研究所から大学院情報学環への改組により2004年から学環長に就任している。2006年から早稲田大学に移動して教育・総合科学学術院教授を務め、2018年3月末に定年退職した。その間、2007年より早稲田大学ジャーナリズム教育研究所所長、2015年より早稲田大学ジャーナリズム研究所所長も務めている。⁽¹⁾

ジャーナリズム研究者としての花田は、「ジャーナリスト養成教育」への取り組みで知られている。元々は公共圏論や空間論、そして制度論といった理論研究を中心に取り組んでいた彼が、いかにしてジャーナリスト養成教育の制度的実現を試みるに至ったのか。本書は、その経緯を知るための貴重な資料となっている。

本書は、花田の40年間のジャーナリズム研究の集大成となる「花田達朗ジャーナリズムコレクション」の第1巻である。同コレクションは、全7巻が予定されている。まず第2巻『ジャーナリズムの実践——主体・活動と倫理・教育2（2011～2017年）』が2018年2月16日に刊行され、それに続いて本書が第1巻として同年12月15日に刊行された。現時点では、第3巻となる『公共圏——市民社会再定義のために』⁽³⁾まで刊行されている。

本書に収録されているのは、花田が「ジャーナリズムの実践」というテーマでカバーされるとみなした1994年から2010年までの16年間に記された26本の論考である。収録された論考は、大きく三つの時期に分けられる。著者の言葉を借りて述べるならば、それは順番に「緩行」、「敢行」、「徐行」の時期となる（花田 2018a: 3）。そして、本書の中心となるのは「敢行」の時期の論考である。この時期、花田はジャーナリスト養成教育の制度的実現に着手する。その活動の前提となった思考の一端が、本書に収録された論考には含まれている。

*なか まさき 日本大学法学部新聞学科 准教授

2. 本書の構成

本書は、先述の三つの時期を表す言葉をタイトルとして冠した3部構成となっている。

第1部「緩行」

第1部の「緩行」のタイトルについて、花田は「それまでほとんど書かなかったジャーナリズムについて1994年から書き始めて、このテーマではゆっくりと歩いていたので」（花田 2018a: 3）そう名付けたと述べている。

その始まりの段階では、花田は日本のジャーナリズムの現状についてはあまり言及していない。第1部冒頭の論考『『新聞の公共性』の運命——マスメディア、ジャーナリズム、公共圏の相互関連において』（1994）は、そのタイトルが示す通り新聞の公共性についての論考である。そこでは、いわば概念としての「新聞」を前提として実際のそれに対する直接的な批判を避けつつ、公共圏の耕作者としてのジャーナリストが果たすべき役割について言及している。その後の論考から顧みれば、かなり抑制的な内容である。

その焦点が日本のジャーナリズムに向けられるにつれ、その現状とそれを対象とするジャーナリズム研究に対する疑義が、花田の論考には散見されるようになる。その問題意識は、第1部の最後の論考となる「新聞を<学>することの困難と希望」（1998）で顕在化する。本論考で、花田はジャーナリズム研究とその研究対象たる新聞の相互無関心を指摘する。その上で、両者の間に緊張関係を回復するためには、「居心地のよい」役割分担から外れて、「居心地の悪い」対話を始めることが必要であると主張した。この対話を成立させる土台の構築への関心が、その後のジャーナリスト養成教育への傾注につながっていったように筆者には思える。

第2部「敢行」

第2部の「敢行」は、本書の中心をなす部分である。このタイトルの由来について、花田は「私がジャーナリスト養成教育というテーマに打って出た時期」（花田 2018a: 3）であることを理由として挙げている。

花田のジャーナリスト養成教育についての問題意識は、第2部冒頭の論考「学としてのジャーナリスト教育——欧米ジャーナリスト・スクール教授陣の訪問を受けて」（1998）に明確に示されている。

あるとき、内閣府所管の財団法人である経済広報センターが欧米のジャーナリスト・スクール教授陣を招待し、その対応を花田が任されることになった。彼らとのミーティングを通して、花田は欧米のジャーナリスト教育について多くの示唆を得る。例えば、画一的な方向で教育が行われているのではなく、ジャーナリストのニーズに合わせて多様な教育モデルが存在していること。メディア企業がジャーナリスト・スクールの存続に貢献することで、己の存在意義を高めることができていること。そして、ジャーナリスト・スクールは企業から独立して存在することで理念的や倫理的な内容に関するジャーナリスト教育を可能にしていることである。

また、同ミーティングで花田は日本のジャーナリスト教育の現状を次のように説明した。（一）日本に制度化されたジャーナリスト教育は存在しないといってよい、（二）個々のメディア企業によって OJT⁽⁵⁾として、社員教育としてのみ行われている、（三）その OJT に関しても教育内容につ

いて企業を越えたスタンダードは存在しない、（四）多くの大学にマス・コミュニケーションやジャーナリズムに関する学部や学科は存在するけれども、ジャーナリスト教育という局面で大学とメディア産業の間に連携はみられない（花田 2018a: 127）。

ミーティングを経て、花田は自問する。制度化されたジャーナリスト教育が存在する欧米と、それが存在しない日本——その違いはどこにあるのだろうか。

制度化されたジャーナリスト教育はなぜ日本にはないのだろうか。なぜ日本にはそれがなくて済んだのだろうか。それがなくても済んだ条件とは何だったのか。それがなかったことによりどのような代償が発生しただろうか。これからもこのままでやっていけるだろうか。やっていけなくなるとすれば、一体どのような条件の変化がそうさせるだろうか。やっていけなくなったとき、どのようなジャーナリスト教育のプログラムが構想されるべきであろうか（花田 2018a: 129）

自らの問いに答えるかのごとく、花田はジャーナリスト教育についての分析と検討を精力的に進めていく。それらが、この「敢行」期の論考群である。また、その傍らで、ジャーナリスト教育を制度的に実現するための企画にも彼は取り組み始めていた。⁽⁶⁾ 上述の自問を前提とするならば、当時の日本のジャーナリズムは、すでに「やっていけなくなった」状態にあるとみなしていたということだろう。その改善のためには、制度的なジャーナリスト教育の導入はもはや一刻の猶予もないと考えられた。その危機感が、ジャーナリスト養成教育に取り組まざるを得ない状況へと自らを追い込んだように考えられる。⁽⁷⁾

第3部「徐行」

第3部の「徐行」には、花田が「敢行」期を「あきらめとともに終えて」（花田 2018a: 7）以降の論考がまとめられている。このタイトルの由来について、彼は「もう走らなくなった、（中略）いや走れなくなったという方が正確かもしれない」（花田 2018a: 3）と述べている。彼の表現を借りるならば「そこには疾走できるトラックがなかった」——ジャーナリスト養成教育を根付かせる場所が存在していなかったことを実感した時期ということになるだろう。

花田は「制度権力がなければ、制度は変えられない。無駄に力を消耗しても仕方がない。変な妥協はしたくない。力を次にどう使うか、そしてその時期がいつ来るか、考えた方がよい」（花田 2018a: 7-8）として、この時期に制度権力から距離を置いて学生への教育に力を入れたと述懐している。いわば、禅における「諦め」の境地に至ったというべきであろうか。

「徐行」期を象徴するのが、その冒頭の論考「ジャーナリズムの新しい環境の始まりと『マスコミ』時代の終わり——ジャーナリスト養成教育への状況認識」（2008）である。本論考において、花田は「敢行」期における自らの活動を省みつつ、東京大学から早稲田大学に移動して以降、同大学で取り組んだジャーナリスト養成教育について説明している。

その試みは、「まさに試行錯誤であり、成功もあれば、失敗もあった」（花田 2018a: 313）。とりわけ、専門大学院として独立したジャーナリズム大学院の設立を目指したものの、それが大学院政治学研究科のジャーナリズムコースの設立に留まらざると得なかったことに対しては、行間から無

念が読み取れる。それでも花田は、「私としてはこのジャーナリズムコースは出発点であり、そこに留まらず、さらなる展開が必要だと考えており、その展開を願っている」（花田 2018a: 315）と述べ、今後の発展に一縷の望みを託している。

本論考の最後で、花田は改めて日本のジャーナリズムが危機的状況にあることについて警鐘を鳴らす。戦後一貫して続いてきた日本のジャーナリズムをめぐる構造はもはや崩壊の瀬戸際にあり、ジャーナリスト養成教育はそれに対処するための準備であったことが述べられる。そして、ジャーナリストたち——本論考が掲載された『朝日総研リポート AIR21』の読者たち——に対して、この状況は見方を変えればジャーナリズムの構造を「手術」するチャンスでもあることを指摘し、この機会を生かしてジャーナリズムは「自身をそれとして徹底化すること」ことを通じて「再近代化」することができる筈だと提言する。本論考は、花田がジャーナリスト養成教育について書いた最後の論考となった。

3. 本書の意義

2000年代、大学におけるジャーナリズム教育が半世紀ぶりに活性化した。その契機となったのは、1990年代後半に大学審議会が「高度職業人の育成」の機能を大学院に求める答申を出したことにあった。それを受けて、文部科学省は大学院設置基準を改正して専門大学院の設置を可能にした。その過程で大学におけるジャーナリズム教育を見直す動きが生じ、ジャーナリストの養成を目的とする専門大学院構想が一部の大学で論じられるようになったのである。

その渦中において、大きな存在感を示したのが花田である。彼は急激なメディア環境の変化によって日本のジャーナリズムのプロフェッションのあり方が問い直される時期が到来したことを指摘し、今こそジャーナリスト養成教育を導入する機会であるとして、その制度的実現のために奔走する。本書に収録されたのはまさにその時期の論考群であって、同時期のジャーナリスト養成教育をめぐる状況を把握するための資料として意義がある。

そして、本書にはもう一つの意義がある。それは、日本のジャーナリズム研究者が抱える苦悩を知らしめる意義である。

日本のメディア企業にとって、ジャーナリズムは「イズム」というよりも「ツール」である。ジャーナリズムは営利活動の一環に過ぎない。しかし、研究者はジャーナリズムを「ツール」ではなく「イズム」とであるとみなそうとし、日本のジャーナリズムにおける「イズム」の不在を問題視する。そしてメディア企業は、営利につながらず、むしろその存在意義を批判する研究に対して関心を持たない。

それでは、研究対象たるジャーナリズムの主体が関心を持たない研究の存在意義とは一体何だろうか。そこに、ジャーナリズム研究者の苦悩がある。花田の挑戦は、その存在意義を問うための試みでもあったと筆者は考える。そして、それは「敗北」に終わった（花田 2018b: 128）。

花田は、ジャーナリズム、そしてそれを研究対象とするジャーナリズム研究に、民主主義社会を支える責任を求めた。そして、自らもその責任を果たそうとした。他者に責任を求める者は、自らも責任を担わねばならない。その清廉な思考は、結果として彼自身を追い込んでいったように思える。

本書に収録されるにあたり各論考に追記された「補記」には、論考の背後に存在した諸事情や、

それにまつわる花田の苦悩がうかがえる内容になっている。筆者はそれらに触れることで、ある意味で救われたような気持ちになった。花田をして、そうなのである。だとするならば、末端のジャーナリズム研究者である筆者が苦悩するのは当然のことなのだ。

「敗北」について記された第2巻は、第1巻に先立って刊行されている。筆者は先に第2巻を読了し、続けて本書を読むことになった。それはジャーナリズム研究者である筆者に苦い読後感を残したが、同時に爽やかな諦観を与えた。花田に無理ならば、誰にとっても無理である。だとするならば、その先達の挑戦を知った上で、自分は何ができるのか。そのことを考えたいと思うのだ。

注

- (1) 花田（2018a）掲載のプロフィールより。
- (2) 第1巻の副題は「主体・活動と倫理・教育1（1994～2010年）」と表記されているが、第2巻の副題は「主体・活動と倫理・教育2（2011～2017）」と「年」の表記に相違がある。出版元の彩流社に確認したところ、先に刊行された第2巻の時点では表記しなかったが、続く第1巻から表記することにしたとことであつた。本稿では統一性をとるため、後に刊行された第1巻の形式を踏襲して第2巻の副題を「主体・活動と倫理・教育12（2011～2017年）」と表記している。
- (3) 続巻として、第4巻『ジャーナリズムの空間——制度研究へのアプローチ』、第5巻『ジャーナリズムの環境条件——メディアとテクノロジー』、第6巻『ジャーナリズムと時評』、第7巻『事典 補遺・索引』が予定されている（彩流社の本書紹介ページより。2021年1月31日取得、<https://www.sairyusha.co.jp/bd/isbn978-4-7791-2529-4.html>）。
- (4) 2011年以降の論考は、第2巻に収録されている。2011年が区切りとなってことについて、東日本大震災の発生した同年が自分にとってエポックになったためであると花田は述べている（花田 2018a: 3）。
- (5) 筆者注。OJT とは、オン・ザ・ジョブトレーニング（On the Job Training）のこと。新入社員に対して、実務を経験させながら仕事を覚えてもらう教育手法を指す。
- (6) 花田は、「敢行」期に、ジャーナリスト養成教育を制度的に実現するために二つの提案書を作成したことを明らかにしている（花田 2018a: 48）。一つは、1999年に書かれた「国際ジャーナリズム研究センター新設の概算要求書」である。これは東京大学社会情報研究所に同名の附属センターを新設することを求めて、文部省（現在の文部科学省）に予算請求した文書である。そしてもう一つは、2006年に書かれた「早稲田大学大学院スクール・オブ・ジャーナリズム設立趣意書」である。これは早稲田大学に同名の専門大学院を新設することを求めて、早稲田大学に提出されたものである。いずれの提案書も、実現に至ることはなかった。
- (7) 本書の解題を担当した大石泰彦は、ジャーナリスト養成教育に乗り出した理由について花田に質問した際、「日本のメディアを観察していると、そこにジャーナリズムならば本来は備えていなければならないものが欠けていて、このままだとそれを観察したり研究したりしても意味がないし、やる気がわからない。（中略）自分はこんな膨大な事務作業や煩わしい人間関係を伴うことをやりたいわけではないのだが、誰もやらないのなら、まあ、自分で作ってみようかと……」といった旨の返答があつたことを紹介している（大石 2018: 415）。

引用・参考文献

花田達朗（2018a）『ジャーナリズムの実践——主体・活動と倫理・教育1（1994～2010年）』彩流社

花田達朗（2018b）『ジャーナリズムの実践——主体・活動と倫理・教育2（2011～2017年）』彩流社

大石泰彦（2018）「敢行と敗北と……」花田達朗『ジャーナリズムの実践——主体・活動と倫理・教育1（1994～2010年）』彩流社

政治コミュニケーション研究におけるデータ利用の可能性： 大統領選と偽情報

三 谷 文 栄*

2020年のメディア、コミュニケーション関連の国際学会は、新型コロナウイルスの流行によりオンラインで開催されることとなった。国際メディア・コミュニケーション学会（IAMCR）は中国北京の開催を予定していたが、武漢がロックダウンされたことでフィンランドのタンペレへ開催都市を変更した。しかし、その後、ヨーロッパでも感染状況が悪化し、最終的にオンラインで行うことが発表された。2021年はケニアのナイロビの開催を予定している。2020年の国際コミュニケーション学会（ICA）はオーストラリア開催を予定していたが、それをオンラインで行った。2021年度はアメリカのコロラド州での開催が計画されている。2020年11月時点で2021年大会をIAMCRはオンライン開催で、ICAはオンライン・オフラインを併用する「ハイブリッド」で行うことを明示していた。しかし、ICAは2021年1月に、全オンライン開催へと方針を変更した。

このように、欧米の学会は新型コロナウイルスの流行により今もなお大きく影響を受けている。学会の参加方法のみならず、日本でも欧米からの資料収集が困難になり、個々の研究に少なからずの影響を及ぼしている。新型コロナウイルスをめぐるメディアやコミュニケーション、ジャーナリズムに関する研究は現在広く進められているが、そうした研究成果がこれらの学会で論文として発表されるのはもう少し先になるだろう。

近年の欧米の学会で注目されているテーマの一つに「データ」を挙げることができる。2016年のケンブリッジ・アナリティカ事件に始まり、メディアを介したコミュニケーションにより個人の嗜好や政治信念などを含めた個人情報抜き取りられ、それがマーケティングや政治キャンペーンに利用されるようになっていく。こうして抜き取られたビックデータが、政治的・経済的にどのように利用されるのかということに加えて、Datafication（データ化）といった用語や、人間の身体がデータによって資本主義に資するように「植民地化」されている（Data Colonialism）といった議論に見られるように、ビックデータを研究にどのように利用できるのか、そしてGAFAなどにビックデータとして情報を収集されることは、どういった意味があるのかなどの研究が進められている（Lomborg, Dencik and Moe, 2020; Krupnikov and Searles, 2019; Couldry and Mejias, 2019）。

こうしたビックデータを用いたメディア研究や、コミュニケーション研究の一つの領域として、アメリカ大統領選の選挙キャンペーンの分析が挙げられる。2020年11月3日のアメリカ大統領選は、ジョー・バイデン候補が勝利して終わった。今回の大統領選をめぐる政治コミュニケーション研究は2021年以降に発表されることになるだろう。これに関して、アメリカ政治学会の政治コミュニケーション部会が中心となって発行している *Political Communication* は、学術雑誌の公共性、公

*みたに ふみえ 日本大学法学部 准教授

益性の観点から、2020年の大統領選に向けて「選挙キャンペーン、選挙報道、政治広告、ソーシャルメディア・プラットフォーム、そしてメディアとコミュニケーションが選挙への関与と投票行動に与える影響について、質の高い研究を発表してきた豊かな伝統を持っている」としたうえで、ほんの一部ではあるものの、2020年12月31日まで関連する14の論文を無料で閲覧できるようにしていた。その論文のリストから明らかになることは、*Political Communication* は積極的に大統領選に関連する論文を取り上げてきたこと、そして大統領選の分析においてソーシャルメディアやフェイクニュースの役割が重視され、その計量的な研究が進められているということである。

ポスト真実の状況におけるソーシャルメディアやフェイクニュースの役割は近年、メディア、コミュニケーション、ジャーナリズム関連の学会では特に注目されてきた。*Political Communication* は37号2巻で「フェイクニュースの向こう側：偽情報のポリティクス (Beyond Fake News: The Politics of Disinformation)」の特集を組んだ。ここにおける偽情報 (Disinformation) は人々を混乱させたり、真実を隠したりするためなどの目的で意図的に発信される誤った情報を指し、フェイクニュースは偽情報の一つだと位置づけた。そして特集号では政治コミュニケーション研究における偽情報に関連する研究のレビューを行っている。

偽情報の研究は2017年以降、関心が急激に高まり積極的に進められている。しかし、偽情報は政治コミュニケーション研究においてプロパガンダ研究として以前から研究されてきた。アメリカではプロパガンダ分析研究所 (Institute for Propaganda Analysis) に始まり、それが閉鎖後は質的な分析が進められた (Freelon and Wells, 2020)。その一例として、冷戦という外交政策の合意が形成されていることを示す批判的な視点を用いた質的な研究が挙げられる (チョムスキー、ハーマン 2002=2007)。

また、偽情報に関連する研究に「誤情報 (misinformation)」の研究がある。誤情報は偽情報とは異なり、そのメッセージが「意図的に」あるいは「悪意を持って」作成、伝達されたことを明示する必要がないという点において、研究がより容易であったとされる。誤情報をめぐる研究はまず認知心理学の領域で進められた。政治コミュニケーションの領域では70年代、80年代に認知心理学に影響を受けた誤情報の研究が行われた。90年代に入っても同じ傾向で進められ、2000年代でもソーシャルメディアの広がりや、科学的知見の権威が低下したことで、より一層研究が広まっていった (Freelon and Wells, 2020)。

このように、偽情報やそれに関する研究は政治コミュニケーションの領域で進められてきた。現在の偽情報の研究は、大別すると偽情報の内容分析と、偽情報に関する受容分析の二つの傾向がある。

2020年に発表された偽情報の内容分析を行った研究で興味深い論文として、トロール工場で作成、発信されたツイッターの偽情報を分析した “Troll Factories: Manufacturing Specialized Disinformation on Twitter” が挙げられる。この論文は、ビックデータを利用してロシアのインターネット・リサーチ・エージェンシー (Internet Research Agency、以下 IRA) のトロール工場がツイッター上で体系的に偽情報を行っていたのかを分析している。2016年の大統領選を通じてマケドニアのフェイクニュース工場が注目されたが、そこではトランプ候補を支持する右派的なフェイスブックのページが左派的なものよりも収益があると指摘されている。この議論からは、2016年の大統領選ではトランプ候補支持の右派的なメッセージがソーシャルメディア上で共有され

ていたことが想定される。しかし、この論文の分析では、IRA はツイッター上で右派のみならず左派の Troll も行っていた。それは例えば、ブラック・ライヴス・マターを支持する（IRA の）アカウントで、ヒラリー・クリントンは「私たち」のことに関心がない、あるいはバーニー・サンダースのほうがかぶさわしいといったメッセージを発信していた。それを通じてクリントン民主党候補への信頼性を低下させていたのである。また、右派、左派の Troll のみならず、IRA のアカウントにはニュースフィードやハッシュタグを利用したもの、恐怖をかき立てるもの（fearmonger）と計5つのタイプが存在し、それぞれが継続的に偽情報やそれに関連するものを発信していたことが示された。

こうしたフェイクニュースに対処すべく、ファクトチェックがアメリカのみならず日本でも行われている。ファクトチェックは効果があるのか、という問いも当然ながら生じている。ファクトチェックの有効性の検証は、偽情報に関する受容分析の一つと言えるだろう。

“Fact-Checking: A Meta-Analysis of What Works and for Whom” は、ファクトチェックに関連する刊行論文のメタ分析を行ったもので、20本の論文に発表された30の研究プロジェクトの著者らにコンタクトを取るなどしてデータセットを入手し、そのデータセットを用いて横断的に分析したものである。そこで提示された見解は、ファクトチェックは政治信念に正の影響を及ぼすが、ファクトチェックのサイトにある画像で単純化されたスケール（例えば、「フェイクニュース」「一部分正しい」などがビジュアルで明示されたもの）はその有効性を弱めるというものである（Walter, Cohen, Holbert and Morag, 2020）。このように、ファクトチェックは一定の有効性が認められているが、個々人の先有傾向によって弱まる可能性も指摘されている。特にファクトチェックの有効性はトランプ支持者に対しては低いとされており、これは個々人の先有傾向に加えてトランプ大統領自身がファクトチェックを行うメディア組織や機関を、「フェイクニュース」と批判することから生じる可能性もあると論じられた。

これらの研究のように、ビックデータを用いた偽情報の研究は広く行われている。しかしそれはビックデータを用いた研究の一部でしかない。偽情報の内容分析や受容分析以外の観点からの分析も必要である。それは例えば、偽情報に関する効果研究的な受容分析のみならず、そもそもオーディエンスがなぜその情報を「偽情報」と位置付けるのか、そうした解釈と世論との関連性、そして「偽情報」の拡散を促進させるために利用されるデータ収集が民主主義社会にいかなる意味をもたらしているのか、といった点の考察である。こうした点は冒頭で提示したデータ化やデータ植民地主義などの議論と関連する。より広範な視点からデータを捉え、政治コミュニケーション研究を進めていくことが求められる。

参考文献

- チョムスキー, N., ハーマン, E. S. (2002=2007) 『マニュファクチャリング・コンセント：マスメディアの政治経済学』中野真紀子訳、トランスビュー。
- Couldry, N. and Mejias, U. A. (2019) *The Costs of Connection: How Data is Colonizing Human Life and Appropriating it for Capitalism*, Stanford, California: Stanford University Press.
- Freelon, D. and Wells, C. (2020) Disinformation as Political Communication, *Political Communication*, 37:2, 145-156.

- Krupnikov, Y. and Searles, K. (2019) New Approaches to Method and Measurement in the Study of Political Communication Effects, *Political Communication*, 36:2, 209-213.
- Linvill, D. L. and Wallen, P. K. (2020) Troll Factories: Manufacturing Specialized Disinformation on Twitter, *Political Communication*, 37:4, 447-467.
- Lomberg, S., Dencik, L. and Moe, H. (2020) Methods for Datafication, Datafication of Methods: Introduction to the Special Issue, *European Journal of Communication*, 35:3, 203-212.
- Walter, N., Cohen, J., Holbert, R. L., and Morag, Y. (2020) Fact-Checking: A Meta-Analysis of What Works and for Whom, *Political Communication*, 37:3, 350-375.

Political Communication “The 2020 US Presidential Election (2020年大統領選 特集ページ)” 最終閲覧日：2020年11月6日

https://think.taylorandfrancis.com/upcp-us-presidential-elections/?utm_source=TFO&utm_medium=cms&utm_campaign=JPF15238

迷走迷宮ベイルート —メディアの自由の陰と光—

伊 藤 英 一*

- 1、ベイルート港の爆発事故とマクロン大統領
- 2、「大レバノン国」建国100年とマクロン大統領のベイルート再訪
- 3、マクロン大統領の不思議な記者会見と「冒瀆^{blasphème}の自由」
- 4、「冒瀆^{blasphème}の自由」とマクロン大統領の詭弁^{vivre ensemble}
- 5、レバノン杉の風が吹き渡る地に共存共栄を

「最悪の年」^{うた}とも謳われた2020年は去り、新年、2021年の夜明けである。

2020年最後の版となる号（12月14日号）の表紙に、タイム誌は、大きく赤の×^{罰点}を2020に付け、THE WORST YEAR EVER と記した。

フランスの公共放送フランス・テレビジョンの主要チャンネルであるフランス2は、その旗艦番組でもある午後8時からのニュース番組「ジュルナル20時」^{J o u r n a l 20h00}の一年を締め括る終盤に、最悪の2020年の一年間を映像で振り返った。⁽¹⁾

2020年12月31日午後8時36分頃から放映されたその冒頭には、レバノン杉^{cèdre}の国の首都ベイルートで起きた爆発事故が取上げられ、続いて数々の悲惨な事件や災害が回帰されたが、終盤は自然の復権の兆候として、人影の消えたパリの歩道を堂々と微笑ましくもよちよち歩きするカモのカップル、澄んだ水や空気を映し出した。

1、ベイルート港の爆発事故とマクロン大統領

ここでフランス2のニュースの最後に取上げられたベイルート港の爆発事故を振り返ってみよう。

2020年8月4日夕刻にベイルート港で起きた500トン？（当初公表2,750トン、残り2,250トンは行方不明⁽²⁾）の硝酸アンモニウムによる爆発事故では、204名が死亡、9名の行方不明、約6,500人以上が負傷し、最大で30万人が家を破壊されて住む場所を失った⁽³⁾。更には、4万人もの子どもたちが学校へ通えないままという⁽⁴⁾。政治・経済状況の混迷、新型コロナウイルスの蔓延に苦しむレバノンの人々に重ねて襲いかかった痛ましい事故だった。⁽⁵⁾

翌日にはフランス・マルセイユから救急消防隊が派遣され、メディアもル・モンド紙が掲げた社説「傷めるレバノンを救え」⁽⁶⁾のように、レバノンとフランスの連帯と協調への輿論が喚起された。

翌々日の8月6日には、フランスのマクロン大統領が事故現場に立ち、甚大な被害を被った街中で、直訴を試みる雑踏に揉みくちにされながらも人々に寄り添う強い姿勢を示した。人道的・友愛的支援を確約し、「怒りは判る」となだめながらも、政治的腐敗の根絶を訴える市民の声に対し

*いとう えいいち 元日本大学法学部新聞学科 教授

ては内政干渉にならない範囲での苦慮が滲み出た対応が続いた。このマクロン大統領のベイルート訪問は、地元の人々に称賛され、期待も大きかったが、⁽⁷⁾フランス国内では皮肉な見方をするものもあった。もっとも、足を引っ張るような意見を声高に述べるメディアがはびこっているのは、古今東西を問わない事象ではある。

また、この時のマクロン大統領の冒険^{aventure}（に近い）行動には、危惧と懸念を示すフランスのメディアもあったが、それらを振り切って現場に飛び込んでいった勇気は脱帽^{Chapeau bas}ものであった。

2、「大レバノン国」建国100年とマクロン大統領のベイルート再訪

この爆発事故直後の訪問から、一ヶ月に満たない9月1日、マクロン大統領は再度ベイルートを訪れた。爆発事故の復旧作業、事故の検証や行政責任の追及、政治的腐敗の改革、等々が遅々として進まない中での再訪となった。

ちなみに、この訪問日は「大レバノン国（^{Grand Liban}グラン・リバン）」の建国100年を記念する日でもあった。1世紀前に遡^{さかのぼ}る1920年9月1日、当時のフランス最高司令官兼高等弁務官であったアンリ・グロー^{Gouraud}将軍が大レバノン国をフランス統治下で建国することを正式に布告したのである。サンレモ会議でフランスの統治領域に入ることが合意されたシリア等の領域内での設立で、国際連盟の委任統治下に入ることが正式に決定される前の段階だった。

マロン派のキリスト教徒の要望を受け入れて、山岳地帯のレバノンに、ベイルートからトリポリ、シドンに至る沿岸地帯を加えた大レバノンが誕生した日である。ただ、スンニ派やシーア派のイスラム教徒にとっては、また汎アラブ主義を主張するシリアをはじめとする人々には不満と懸念を残すきっかけにもなったことは否めないだろう。

この大レバノン国建国が100年前に宣言されたレジダンス・デ・パンは、今日の駐レバノンのフランス大使公邸であり、マクロン大統領による2020年9月1日夕刻の記者会見も、まさしく、ここで開催された。

3、マクロン大統領の不思議な記者会見と「冒瀆^{blasphème}の自由」

記者会見は、マクロン大統領の26分にわたるスピーチと47分間にのぼった質疑応答の計1時間13分をかけて行われた。その日の現地視察や会談に関する内容で、レバノン港爆発事故とレバノンの今後の改革についての受け答えであった。⁽⁸⁾例外は、場違いにも思われる4分足らずの一つの質疑応答だけだった。が、ニュースとして世界を駆け巡り、注目を浴びたのは、この例外部分であった。

質問者はフランス・アンフォ（フランス・テレビジョン）のジュリ・マリ＝ルコン^{Julie Marie Leconte}記者で、「大統領はスピーチで、レバノンと一緒に生きて行く処世術^{art de vivre}⁽⁹⁾だと再三言及されたが、2015年1月のシャルリ・エブド襲撃事件の裁判が明日パリで始まるのを機会にシャルリ・エブド編集部は予言者風刺画を再掲するそうだが、どう思うか？」との質問が出された。質問自体、レバノンの処世術と予言者風刺画の関連が、皮肉なのか、ただ無理矢理に繋げてみただけなのか良く判らないものであった。が、マクロン大統領はこの質問に真正面から応え、「フランスの大統領はジャーナリストや編集者の選択するところに介入しない。フランスは自由の国であり、この金曜日（9月7日）に150周年を迎える第三共和政の初頭から信教の自由と共に、冒瀆^{blasphème}の自由を含む数々の自由を認めて来た」と断言した。もっとも、これらの自由には「裏面^{revers}があり、共通の節度^{décence}、礼儀^{commune}、尊敬^{civilité}」が必要

だとの留保は付けられた。

しかし、ニュースとして世界に流されたのは、マクロンが冒涇の自由を全面的に認めたとの部分だけだった。1時間13分の記者会見の中には、レバノンの国民的歌手とされるフェイルーズが^{F a i r o u z}夢見るレバノンの話など報道される価値のある話題に満ちていたのに残念ではある。

また、冒涇の自由についても、センセーショナルな話題としてではなく、もっと地道なテーマとして…と考えてみても、なぜ中東のペイルートで、様々な宗教を信奉する地元記者の多い記者会見の場が敢えて選ばれたのか、摩訶不思議な部分は払拭できない、疑問も湧いて来る質疑応答ではあった。

複雑な宗教、利害関係の錯綜するモザイク社会と国際関係の「仲介者としての役割を果たすため」とマクロン大統領が自己規定したレバノン訪問だった筈である。しかし、この質疑応答は、フランスの三色旗と EU の連合旗を錦の御旗として掲げながら、地元や周辺のイスラム諸国に対して、喧嘩を売るようなものであった。アラブ諸国やトルコの立場への配慮ないしは思いやりが全く感じられなかった。

もっとも、大レバノン国を建国したアンリ・グロー將軍の「個人主義を滅却して国家目的のために邁進を」との大レバノン国民へのメッセージを再三引用したところから勘ぐれば、フランス流のライシテ（政教分離原則）をレバノンにも導入させたいとの思惑もあり得なくもない。個人主義を滅却してというのは、個々人の利益や主張もさることながら、個々人の宗教宗派、家族、組織、共同体の枠を越えて御国のために邁進せよという、まさにグロー將軍の軍隊的規律に沿っての統治に都合の良い考え方である。

そう考えると、第三共和政の植民地主義への反省が全く感じられないのも納得は行く。

しかし、ライシテ（政教分離原則）の真逆のようなコンフェッショナリズム、即ち政治権力を多様な宗教宗派の各共同体に配分するコンフェッショナリズムの素地を形成することに少なからず関わったのもフランスである。また、このコンフェッショナリズムが当初の共存共栄の精神を失って、既得権益化するに伴い、腐敗して現在に至ってしまったのだ。レバノン混迷の一翼を担ったフランスの歴史的責任はないかのような、植民地／信託統治時代の残滓と優越感を背景にした、いらざるお節介のようにも思われた。

4、「冒涇の自由」とマクロン大統領の詭弁

マクロン大統領は従来からも、冒涇の自由について単刀直入に意見を述べて来た。従って、ペイルート再訪の折りの記者会見では、「この質問内容については既に応えて来た筈で時間も無い」と断っても良かった筈である。実際、少なからぬ現地関連の質問は、拒否されたのだ。一方で、冒涇の自由については、このところ機会を捉えては、時としてフランス革命以来、あるいは第3共和政以来、不変の原則であるかのように述べて来た。シャルリ・エブド誌のように、国家に一抹ながらも補助を受け、国家に警備もしてもらいながらのメディアであるにも拘わらず、これを擁護するかにように、冒涇の自由を繰り返し主張している。

しかし、冒涇の自由がフランスの歴史を光栄あるものにしてしまうとしたら、それは支配階級としてのカトリック、時には国王すらも牛耳ってきた宗教との権力闘争にその歴史的意義が認められるからであろう。

冒読の自由は、あくまでも、弱い者が強い者と対峙し、改革を求める時に認められる原則である。

逆に、今日のように、弱い立場に置かれた少数派の宗教宗派や人々に対する苛めや誹謗中傷の手段として、また商売上の打算に基づく商品としての雑誌を売ることが主目的とした狡猾なメディアを、国家がバックアップするような今日のフランスの状況には胡散臭いものを感じられる。

報道の自由は、国家権力を頼りに保証されるものではなく、個々人のペンの力と責任で担保されなければならないのだ。

今から十数年前の2006年、シャルリ・エブド誌やレクスプレス誌、フランス・ソワール紙、ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌が、風刺画を最初に掲載したデンマークのユランズ・ポステン紙を支持し、転載することを表明したことがある。その際、当時のジャック・シラク大統領は、「表現の自由は他人の信条への責任を伴う」と再三にわたって明言している。

表現の自由には、他の人の信条、特に宗教的信条への責任が伴うこと、寛容の重要性とすべての宗教への尊敬が必要だとシラク大統領は断言したのだ。⁽¹¹⁾

当時、風刺画を転載したシャルリ・エブド誌は16万部が瞬時に売り切れ、2回の増刷を重ねて、計40万部が売れたという。ただ、商売としての出版事業には成功したのかも知れないが、イスラムの人々をいたずらに傷つけるだけで建設的な効果は皆無であり、一部の過激な行動を煽動した結果責任は負わないまま、報復の危険からは国に守ってもらいたいという虫がいい考えには批判もあったのだ。

シラク大統領は、軽薄な風刺画への大衆の人気の媚びること無く、風刺画を挑発行為として批判をし、その挑発行為がもたらす影響と結果への責任を求めている。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

余談だが、このシラク大統領は、スンナ派のイスラム教徒でレバノンの首相を2期目で辞任した後に暗殺された⁽¹⁴⁾ R a f i c A l - H a r i r i の緊密な相棒で、^{t a n d e m} H a r i r i - C h i r a c タンデム・ハリリー＝シラクと二人乗り自転車に例えられていたことは記憶されて良い。シラク大統領は2003年のイラク戦争に強く反対し米英と対峙、大相撲が大好きで寺尾（現・^{しころやま}鍛山親方）の隠れファンでもあった。⁽¹⁵⁾

今のマクロン大統領は、冒読の自由には裏面があるとしてはいるものの、如何にも無制約／無制限であるかのような言い回しで、さもメディアの自由の守り手であるかのような強硬な姿勢を示しており、大衆迎合的な浅薄さが否めない。

隣国のスイスに対しては冒読に歯止めをかける連邦刑法261条の規定に疑問を示し、トルコ・^{E r d o g a n}エルドアン大統領からのコメントに EU のバックアップがあるかのごとく反論、カナダには首相のコメントに修正を要求、等々、頑なに対外的強硬姿勢を崩さないところに、国内向けポピュリストとしての強面マクロンの底の浅さが透けて見える。⁽¹⁶⁾

冒読の自由を擁護するかのごときフランスであるが、RSF（国境なき記者団）の発表した「報道の自由度に関する世界ランキング」によれば、フランスは34位と決して誉められた順位ではない。スイスの8位や他の EU 諸国より自由度で遙かに劣っているのは明らかである。例えば、フィンランドは2位に、デンマークは3位と続き、ドイツは11位にランクされている。⁽¹⁷⁾

弱い者を冒読するようないじめを続けて、いたずらに過激派を助長したり、イスラム社会の反感を買ったり、冒読ばかりを勧奨して、言論の自由や報道の自由に関する総合点から見ると劣位にあるというのは、むしろ恥ずべきことではないだろうか。

もっとも、コロナウイルス (Covid-19)、^{B l a c k L i v e s M a t t e r}ブラック・ライブズ・マター (BLM)、等のニュース

が席卷する中、メディアがベイルート復興への興味を示さないにも拘わらず、2020年12月22日に3度目となるベイルート訪問の約束を、自身がコロナウイルスに感染し、約束を果たせないこと⁽¹⁸⁾に葛藤したマクロン大統領の地道で誠実な面はレバノンの人々に光明をもたらした。

「フランス人にとって、レバノン人は外国人ではない⁽¹⁹⁾」との面が行動で示されていたことは救いであった。

世界のメディアも、爆発事故は大々的に報じながら、その後の復旧作業や改革にはニュース性を認めず、マクロン大統領のレバノン再訪時のように、冒涇の自由のみがセンセーショナルに取上げられるという状況は情けない。

時には、火に油を注がない知性も貴重に思われる。

5、レバノン杉の風が吹き渡る地に共存共栄を vivre ensemble

5,000年の歴史を刻むレバノンの地は、紀元前3,000年頃から活躍し紀元前1,200年頃にはイベリア半島まで地中海を制覇したフェニキア人の育ったところで、その航海や交易を支えたレバノン杉の故郷でもある。しかし、その栄光の地も、紀元前875年にアッシリア帝国の、紀元前332年にはマケドニアのアレキサンダー大王の攻撃を受け、以後もローマ、ビザンツ、オスマンといった帝国の支配下に置かれ、政治的・文化的にも、また宗教および民族構成といった面でも複雑なままのモザイク社会が連綿と続いてきた。小国であっても、スイス連邦や昔日のヴェネツィア共和国のような複雑さと小国のメリットを生かした時代が永続していないのが悲しい。

ベイルート港爆発事故の後、数ヶ月を過ぎて、死に体に近いともされるレバノン⁽²⁰⁾。閣僚による職務怠慢の責任を追求するにも、憲法70条の規定では議会の三分の二以上の絶対過半数が必要との特権の壁が高く、八方塞がり、改革の道は険しそうだ。

また、レバノンの内閣改造も、シーア派イスラム主義のヒズボラをメンバーに加えることを米国が反対し、このヒズボラがマクロン大統領の後見を拒否していること等から頓挫状態が続いている⁽²¹⁾。レバノンはテヘランとワシントンの緊張関係の狭間で苦闘しているのだ。また、その米国の大統領のように、任期切れ間際にも拘わらず制度の間隙を悪用することを恥じない国が、他の国の政治に介入することを許す世界的な風潮も、これまた、悲しい。

しかし、爆発事故の終末的光景を、その翌日の2020年8月5日付けのL'Orient-Le Jour紙第1面トップのように、ベイルートの黙示録⁽²²⁾と受け取っても、呪いとして、ただ忍従し受け身で留まっても栄光への道は拓かれない。

中東のスイスと讃えられた国が、このまま、単なる「ごろつき 国家」に転落する危機に瀕しているのを見るのは余りにも悲しい。

それでもなお、小さくとも美しく、銀行の安全性が高かったところから「中東のスイス」^{Suisse du Moyen-Orient}となぞらえられたレバノンの国、その町並みの華麗さと文化的な雰囲気から「中東のパリ」^{Paris du Moyen-Orient}と呼ばれたベイルートの街、神々しくも麗しく気高い杉の木々に守られた山々、レバノンが蘇る可能性は残されている筈である。

そのためには、それぞれの宗教宗派と複雑な民族が共存共栄し、互いが誹謗中傷したり侮辱したりせず、平和裡に暮らす覚悟と、その共存共栄に個々人やメディアが責任を担う勇気を持つことが肝心なのだ。

マクロン大統領がレバノン再訪時の記者会見で述べたように「レバノンは一緒に生きて行く^{art de vivre} 処世術」であるとすれば、それがただの馴れ合いや惰性に終始する意味ではなく、積極的な意味で平和裡に共存共栄のために人々が協力する生活芸術^{vivre ensemble}という本来の意味にまで高めることが出来れば、必ず栄光の日々が訪れる筈である。

共存共栄と平和が、太陽の昇る（Levant）地の素晴らしさを生かし、レバノン杉の山並みからの風が吹き渡る心地良い国に再生することを祈りたい。

最後に、日本にとっても多くの教訓と未来の可能性を秘めたレバノンをはじめとした中東の地に、より多くの人々が関心を寄せ、その復興に貢献してくれることを期待している。

特に、懲りないフランスが旧植民地諸国、旧信託統治領、海外県等と比較的良好な関係を保ち続けている秘策を学び、日本の今後の国際戦略策定、なかでも近隣諸国との関係改善^{vivre ensemble}と共存共栄、に寄与して行くことを願いたい。

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2021年1月1日 23:00JST 現在のものである。

(1) Nouvel An : rétrospective en images de l'année 2020

Le 20 Heures boucle l'année 2020 avec une rétrospective des images les plus marquantes de l'année.
JT de 20h du jeudi 31 décembre 2020

(2) 当初、公表された硝酸アンモニウムの蓄積量（＝爆発量）は2,750トンであったが、2020年12月29日、^{H a s s a n D i a b}ハッサン・ディアブ元首相が明らかにしたところによれば、米国 FBI の調査報告書は、「爆発した硝酸アンモニウムは500トン」であると報告、残り「2,250トンがどこに消えたのか」は疑問のままである。

当初、レバノンは国際査察を拒否していたが、後にフランスおよび米国の暫定的調査協力を受け入れている。

<https://www.lefigaro.fr/international/pour-le-fbi-l-explosion-a-beyrouth-a-ete-provoquee-par-500-tonnes-de-nitrate-d-ammonium-20201229>

(3) <https://www.lorientlejour.com/article/1238254/deces-dune-nouvelle-victime-plus-de-deux-mois-apres-lexplosion.html>

(4) https://www.lemonde.fr/international/article/2020/09/02/a-beyrouth-macron-obtient-des-partis-libanais-un-calendrier-de-reformes_6050641_3210.html

(5) Charif Majdalani ; Beyrouth 2020- Journal d'un effondrement, Actes Sud & L'Orient des Livres, 160 pp.

(6) Double explosion de Beyrouth : aider le Liban meurtri, ÉDITORIAL, Le Monde du 05 août 2020.

(7) <https://www.dailymotion.com/video/x7vfdro>

https://www.bfmtv.com/politique/emmanuel-macron-acclame-par-le-peuple-libanais-je-comprends-votre-colere_VN-202008060132.html

(8) <https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2020/09/01/visite-du-president-emmanuel-macron-au-liban-moins-dun-mois-apres-lexplosion-au-port-de-beyrouth>

(9) « Le Liban, c'est un art de vivre ensemble. » と記者は述べたが、マクロン大統領のスピーチでは、

Notre hymne va si bien au peuple libanais, notre devise lui convient, et aussi parce que tous les principes qui prévalent de tolérance, d'art de vivre sont ceux que nous portons, et c'est ceux que j'ai retrouvés hier soir dans les yeux de FAIROUZ, (以下省略) »であった。

- (10) cf. 梅若マドレーヌ；レバノンから来た能楽師の妻、2019年、岩波書店、208pp.
- (11) <https://www.rtl.fr/actu/politique/liberte-d-expression-pourquoi-une-phrase-de-chirac-en-2006-ressurgit-7800915295>
- (12) https://www.lefigaro.fr/international/2006/02/08/01003-20060208ARTFIG90280-charlie_hebdo_provoque_chirac_denonce.php
- (13) https://www.lemonde.fr/europe/article/2006/02/09/m-chirac-condamne-toute-provocation-charlie-hebdo-reimprime_739537_3214.html
- (14) cf. 堀口松城；レバノンの歴史 フェニキア人の時代からハリーリ暗殺まで、明石書店、2005年、310pp.
- cf. 安武塔馬；レバノン 混迷のモザイク国家、長崎出版、2011年、pp.23-33.
- (15) https://www.lemonde.fr/international/article/2020/08/31/henry-laurens-pour-les-francais-les-libanais-ne-sont-pas-des-etrangers_6050482_3210.html
- (16) スイス連邦刑法261条は、穏やかに共生（一緒に生活する / vivre ensemble）することを守ると同時に、（他の人々の）宗教的信条を尊重することを規定しており、少数派の宗教宗派を保護している。

“ Art. 261 Atteinte à la liberté de croyance et des cultes

Celui qui, publiquement et de façon vile, aura offensé ou bafoué les convictions d'autrui en matière de croyance, en particulier de croyance en Dieu, ou aura profané les objets de la vénération religieuse, celui qui aura méchamment empêché de célébrer ou troublé ou publiquement bafoué un acte cultuel garanti par la Constitution,

celui qui, méchamment, aura profané un lieu ou un objet destiné à un culte ou à un acte cultuel garantis par la Constitution,“

sera puni d'une peine pécuniaire.“

<https://www.rts.ch/info/suisse/11716726-la-suisse-nabolira-pas-le-delit-de-blaspheme.html>

L'article 261 bis du Code Pénal Suisse

<http://oldsite2019.cicad.ch/fr/anti-semitism-history/larticle-261-bis-du-code-p%C3%A9nal-suisse.html#:~:text=%2D%20celui%20qui%20aura%20refus%C3%A9%20%C3%A0,emprisonnement%20ou%20de%20l'amende.>

- (17) https://rsf.org/en/ranking_table

- (18) 代理に参謀総長フランソワ・ルコワントゥル將軍を派遣した。

<https://www.lorientlejour.com/article/1245833/le-chef-detat-major-des-armees-francaises-est-arrive-a-beyrouth.html>

フランス軍はバイルート港爆発事故の後、レバノンにおける「友愛」作戦（l'opération«Amitié»）を展開、現地の高い評価を得ている。

<https://www.lorientlejour.com/article/1246046/le-general-lecointre-a-yarze-manifestation-dun-soutien-francais-a-larmee.html>

- (19) “Henry Laurens : « Pour les Français, les Libanais ne sont pas des étrangers »”, Propos recueillis par Christophe Ayad.
https://www.lemonde.fr/international/article/2020/08/31/henry-laurens-pour-les-francais-les-libanais-ne-sont-pas-des-etrangers_6050482_3210.html
- (20) https://www.lemonde.fr/international/article/2020/11/30/quatre-mois-apres-l-explosion-de-beyrouth-un-pays-au-point-mort_6061641_3210.html
- (21) https://www.lemonde.fr/international/article/2020/09/30/liban-le-hezbollah-demande-a-macron-de-ne-pas-transformer-l-initiative-francaise-en-tutelle_6054213_3210.html
- (22) L’Orient-Le Jour du 5 août 2020.
- (23) https://www.lemonde.fr/m-le-mag/article/2020/09/04/c-est-une-malediction-mon-pauvre-pays-mon-amour-le-recit-graphique-de-lamia-ziade-sur-l-explosion-de-beyrouth_6050975_4500055.html

「海峡兩岸三地」(中国・台湾・香港) メディアリテラシー その(二) 台湾

山本 賢二*

はじめに

2020年はコロナ禍が海峡兩岸三地を含む世界全体を席捲すると同時に、その新型コロナの発生源を中国にあるとする米国とそれを否定する中国に象徴的に現れた米中の対立を基調とする国際関係の中で、経済規模で近い将来米国を超えると予測されている中国の政治モデルが西側からの批判の対象になった。とりわけ、「中華人民共和國香港特別行政區維護國家安全法」(中華人民共和國香港特別行政區國家安全維持法)が2020年6月30日第十三期全國人民代表大會常務委員會第二十回會議で採択され、香港に施行されたことで、1997年の英国の香港返還時に中国が50年変えないとしていた「一国兩制」(一つの国に二つの制度)の「有名無実」化に向けて歩みを一歩進めたことは、西側の価値観を否定するものと映った。もともと、この「一国兩制」は台湾を想定して考案されたものであったことから、異なる政治体制下にある台湾に住む人々は、中国のこの「一国兩制」政策の実態を注視してきた。国際的には中国のWTO加盟は中国の変容を促すであろうとの思惑をもっていた西側各国は中国共産党の独裁、さらには習近平への権力の集中を目の当たりにして、中国の本質を知るようになっていた。特に、米国のトランプ政権は中国の脅威を喧伝し、西側の中国批判「大合唱」を先導した。それが大統領選挙のための国内向けのパフォーマンスであったとしても、世界の覇権を競う米中関係の現状を世界に知らしめた。こうした鄧小平の言うところの「大気候」(国際的な「大きな環境」)のなかに海峡兩岸三地があった2020年であった。

この2020年、中国においては第十三期全國人民代表大會常務委員會第二十二回會議によって「中華人民共和國個人信息保護法(草案)」(中華人民共和國個人情報保護法草案)が10月21日に全文公表され、11月19日まで「意見聴取」が行われた。以前にも「草案」が提示されるなど議論が続けられ、いよいよ法令化の俎上に乗り、成案作成の段階に入った同法で「個人情報」がその名称のように「保護」されるものなのか、それとも「規制」されるのか、成案がどのようになり、法律として施行されるのかその行方を見守りたい。それは「保障人权」(人権を保障する)という文言を憲法に書き加えたことの延長線上にあるものであり、これまで、集団(国家)の「生存権」と「発展権」を「人権」の第一としてきた中国共産党が「個人」の「情報」をどのように「保護」しようとしているのかを通じて、「人権」を当面どのように考えているのかを知ることができるからである。

また、11月には419頁からなる習近平の『論党的宣传思想工作』(党の宣伝思想活動について)(中央文献出版社)が発行された。これはこれまで習近平の関係言論を集めて出版されてきた書籍の総合版のような内容で、2020年2月の講話『做好新冠肺炎疫情防控宣传教育和舆论引导』(新型コ

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究科 講師

コロナ肺炎疫病情況防止宣伝教育と輿論の導きをしっかり行おう)の公表できる部分まで収録している。いわゆる「习近平新时代中国特色社会主义思想」(習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想)の構成部分として、宣伝関連の実務に従事する人の必読書になっている。

そして、台湾においては中国の「赤色浸透」に対応して、2019年に「国家安全法」が修正され、2020年12月7日には「中国の情報機関から資金援助を受けて、台湾独立派の情報収集を行う集団を組織していたなどとして、台湾台北地方検察署(地検)は7日、社団法人『中華婦女連合会』の何建華理事長らを国家安全法違反の罪で起訴した。中国と通謀する行為への罰則強化を盛り込んだ同法が昨年7月に改正されて以降、初の起訴となった。」(台北中央社)と伝えられた。

もとより、台湾においては中国国民党一党独裁下にあった時代、取り締まり対象は一に「共匪」(中共)の「浸透」、二に「台独」(台湾独立)であった。それは、中華民国が中国の正当政府であるとの当時の政権の主張があったからである。台湾が民主化された現在、台湾独立を目指す民進党と従来からの国民党の二党対立の背景には台湾をどのように位置付けるのかという政治的観点の相違がある。中国共産党にとっては、葉剣英が1981年9月に第三次国共合作を呼び掛けた対象は中国国民党であり、当時は同党を凌駕する政治勢力が台湾には存在しなかった。台湾に住む人々は常に中国大陆との関係の中で自らの安全を守ろうとしてきた。中華民国政府とともに台湾に渡った人々にとっては「你是中國人，還是台灣人？」(あなたは中国人ですか、それとも台湾人ですか?)などという「アイデンティティ」を問う質問は「愚問」となるが、それ以前から台湾に住んでいた人々にとっては「中国」と「台湾」の間で自分の立ち位置を推し量るための自問自答ともなるのである。

台湾に住む人々はもちろん平和な環境の中で日常生活を送ることを望んでいる。そこには、国民党あるいは民進党という政治的選択肢が二つあり、台湾の人々の選択は総統選挙に反映されてきた。香港における「一国両制」が揺れる中での2020年1月の蔡英文の総統選挙圧勝再選はその典型的な表れであり、それは台湾の人々の民意と言えるであろう。

そして、その民意に影響を与えるものと考えられるのがメディアであり、台湾のコミュニケーション・メディア環境をその歴史を踏まえて概観することは、われわれにとって台湾理解のリテラシーになるであろう。ここでは戒厳令下と戒厳令解除後の台湾におけるコミュニケーション・メディア環境を私的体験と四点の資料を交えて概観したい。

1.0 戒厳令下の台湾—中国国民党独裁体制とメディア

国共内戦に敗北した中国国民党を核とする中華民国政府はその正当性を主張する根拠として中国全土から選出された「国大代表」(国民代表大会代表)を率いて1949年12月7日、台北に遷都した。蒋介石が総統に復職し、胡適が駐米大使となり、西南聯合大学にあった自由主義者の殷海光らも台湾に入った。しかし、その政治体制は1947年1月1日に施行された中華民国憲法はあるものの、1948年5月10日に「動員戡亂時期臨時條款」(反乱平定時期臨時条項)(1991.5.1廃止)が公布されたのに続き、1948年12月10日に蒋介石総統が全国に戒厳令を敷くことを宣言、台湾においては1949年5月20日に戒厳令(臺灣省政府、臺灣省警備總司令部布告戒字第壹號)が敷かれることで、戒厳令下にあった。これに続き、政府は国共内戦の劣勢を挽回すべく中国全土に1949年7月7日に戒厳令(全國戒嚴令)を敷いた。

その「動員戡亂時期臨時條款」は「反乱平定時期」にあつては憲法の束縛を受けず、總統の再選も認められるなど11条からなっており、「第4條 動員戡亂時期本憲政體制授權總統得設置動員戡亂機構，決定動員戡亂有關大政方針，並處理戰地政務。」(反乱平定動員時期には本憲政体制は總統に反乱平定動員機關を設置し、反乱平定の關係大方針を決定するとともに、戰地政務を處理することができる権限を与える。)、**「第5條 總統為適應動員戡亂需要，得調整中央政府之行政機構、人事機構及其組織。」**(總統は反乱平定動員の必要に応じて、中央政府の行政機關、人事機關およびその組織を調整できる。)として、總統の権限を拡大している。すなわち、戒嚴令下の台湾は中国国民党独裁と同時に、それにも増して總統独裁の色彩が濃いものとなるのである。

これと前後して、懲治叛亂條例(反乱処罰条例)が1949年6月21日に公布(1991.5.22廃止)されるとともに、1950年6月13日には「戡亂時期檢肅匪諜條例」(反乱平定時期匪賊スパイ檢挙肅清条例)も公布(1991.6.3廃止)された。また、台湾社会を管理するため、1949年5月27日に「臺灣省戒嚴期間防止非法集會、結社、遊行、請願、罷課、罷工、罷市、罷業等規定實施辦法」(台湾省戒嚴期間集會、結社、行進、請願、授業スト、工場スト、市場スト、業務ストなど防止規定實施弁法)、同28日に「臺灣省戒嚴期間新聞雜誌圖書管理辦法」(台湾省戒嚴期間新聞雜誌圖書管理弁法)、7月28日に「臺灣省戒嚴時期無線電器材管制辦法」(台湾省戒嚴期間ラジオ器材管制弁法)、1952年4月9日に「出版法」、同年6月5日に「臺灣省戒嚴時期郵電檢查實施辦法」(台湾省戒嚴期間郵電檢查實施弁法)、1953年7月27日に「臺灣省戒嚴時期新聞紙雜誌圖書管制辦法」(台湾省戒嚴期間新聞紙雜誌圖書管制弁法)、1960年に「臺灣省戒嚴期間無線電臺管制辦法」(台湾省戒嚴期間ラジオ局管制弁法)、「臺灣地區戒嚴時期出版物管制辦法」(台湾地區戒嚴期間出版物管制弁法)などが陸續として公布された。

こうした法規の発令に伴って、その実務機關もつくられた。台湾を接收した中華民國政府は1945年9月に「台湾省警備總司令部」を設置し、治安の維持にあたらせた。その後、同「總司令部」は1958年5月15日に「台湾省防衛總司令部」、「台北衛戍指令部」、「台湾省保安司令部」、「台湾省民防指令部」と合併し、「台湾警備總司令部」となり、内政部調査局とともに対内情報統制の中核となった。

一方、1949年9月に中国国民党總裁にあつた蒋介石が「政治行動委員會」を設置、同委は蒋介石が總統に復職した1950年に「總統府機要室資料組」(總統府機密室資料組)になり、同組はまた1954年10月に「国家安全局」に改編され、国防會議の下に組み込まれた。これが対外情報を統括する組織で、その後、1967年2月1日に国防會議が廃止され、同16日の「動員戡亂時期國家安全會議」(動員反乱平定時期國家安全會議)の設立とともに、同會議の管轄下に入った。そして、李登輝時代に入って、1993年12月30日に「國家安全會議組織法」「國家安全局組織法」が公布され、「国家安全局」は1994年1月1日に法制化され、法律に基づく中立の行政機關になった。さらに、陳水扁時代になると、2005年2月5日に「國家情報工作法」が公布され、情報機關としてより強固な組織となった。

このほか、対外宣伝には1951年5月15日に、中国国民党中央改造委員會が「宣傳業務小組」を設置し、「反攻大陸」の国家政策の宣伝に当たらせた。なお、抗日戦争期における中国国民党中央宣伝部國際宣伝処の対米宣伝については中田崇「中国国民党の対米写真宣伝1937-1941：國際宣伝処の活動を中心に」(『マス・コミュニケーション研究』2008年73巻 p. 61-77)、同「中国国民党中央

宣伝部国際宣伝処の対米宣伝工作－エージェントの活動を中心に」(『軍事史学』軍事史学会編2008年43巻3・4号 pp.394-410) に詳しい。

さらに、コミュニケーションにとって重要な言語については1949年7月に「臺灣省政府教育廳國語推行委員會」(台湾省政府教育庁国語推進委員会) が設置され、中華民国の「国語」(標準中国語) を台湾に普及させる措置が講じられた。

そして、ここでわれわれが忘れてはいけないことは中国国民党による台湾統治は日清戦争で清朝から割譲され50年にわたって植民地として統治してきた台湾経営の母体が日本から中華民国政府に変わったという歴史的背景があるということであり、その中華民国と日本は、われわれは日中戦争というが、彼らは抗日戦争という、長い敵対関係にあったことである。これに加えて、戦後には、1972年9月に中華人民共和国政府を中国を代表する政府として認め、国交正常化を実現するまで、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約(1951年9月8日調印)の発効と日華平和条約の調印(8月5日発効)によって、日本は台湾にある中華民国政府と国交を維持してきた歴史的経緯があることも含めて考えると、台湾における戒厳状態を議論するには、少なくとも日中戦争期の1942年5月5日に発令された「國家總動員法」(32条)(2004年1月7日廃止)にまで遡る必要があるであろう。同法は「第1條 國民政府於戰時，為集中運用全國之人力、物力，加強國防力量，貫徹抗戰目的，制定國家總動員法。」(國民政府は戦時において、全国の人的力、物的力を集中して運用し、国防力を強化し、抗戦目的を貫徹するため、國家總動員法を制定する。)としてその制定目的を明示すると同時に、その「第22條」に「本法實施後，政府於必要時，得對報館及通訊社之設立，報紙、通訊稿及其他印刷物之記載，加以限制、停止或命其為一定之記載。」(本法實施後、政府は必要時には、新聞社および通信社の設立、新聞紙、通信原稿およびその他の印刷物の記載に対して、制限を加えたり、停止させたり、一定の記載を命じることができる。)とあり、「第23條」には「本法實施後，政府於必要時，得對人民之言論、出版、著作、通訊、集會、結社，加以限制。」(本法實施後、政府は必要時には、人民の言論、出版、著作、通信、集会、結社に対し制限を加えることができる。)とあるように、政府にメディアを管理する権限を与え、「人民」の政治的権利を制限する法的根拠を示している。中華民国政府にとってはその敵が日本から中国共産党および反対勢力に変わる中で、その統治地域を効果的に管理するために「國家總動員法」の継続と戒嚴令をはじめとする一連の法令法規を公布し、情報統制を敷いてきたのである。その対象が台湾であった。

以上のような法令法規とその実務機関によって、中華民国政府、実質的には中国国民党による情報統制を基礎とした戒嚴令下の台湾(台澎金馬)のコミュニケーション・メディア環境が形成されたのである。

1.1 戒嚴令下の台湾のジャーナリズム

1945年に日本から台湾を接収した国民政府はメディアに対する認可検閲制度を採らず自由な環境に置いた。そのため、多くの新聞が登場した。しかし、1947年の228事件発生後、政府は11紙を差し押さえ、民報など8紙が停刊を余儀なくされた。その後、台湾は戒嚴令下に置かれ、中華民国政府の1949年12月の台北遷都より、前述したようにメディアに対する統制が厳しくなっていくのである。

ジャーナリズムの具現者として記者に関する法律は国民政府が大陸にあった時、1943年2月15日

に制定施行した「新聞記者法」(新聞記者法でも報道記者法でも可)があった。

同法は「第2条」に「依本法聲請核准領有新聞記者證書者，得在日報社或通訊社執行新聞記者之職務。」(本法に基づいて新聞記者証を申請承認受領した者が、日刊紙あるいは通信社で新聞記者の職務を行うことができる。)として、「新聞記者証」という「関門」を設けるとともに、「第7條」では「新聞記者應加入其職務執行地之新聞記者公會或聯合公會，其地無公會者，應加入其鄰近市縣之新聞記者公會。」(新聞記者はその職務を行う地域の新聞記者公会あるいは連合公会に加入すべきであり、その地域に公会がない者は近隣の市県の新聞記者公会に加入すべきである。)として、「公会」加入を義務化している。この全国、省、市・県に設置された「公会」の「任務」については「第12條」で6項目挙げているが、その「二」に「關於三民主義之闡發與國策之推進事項。」(三民主義の発揚と国策推進事項)、その「三」に「關於宣揚政令與協助政府之宣傳事項。」(政令宣揚と政府に協力する宣伝事項)がある。

また、「第21條」は「新聞記者於法律認許之範圍內，得自由發表其言論。」(新聞記者は法律の許す範囲内で自由にその言論を發表することができる。)とすると同時に、「第22條」では「新聞記者不得有違反國策、不利於國家或民族之言論。」(新聞記者は国策に違反し、国家あるいは民族に不利な言論があってはならない。)としている。そして、この「第22條」などに違反すれば、「新聞記者証の取り消し」の処分が行われることも「第28條」で規定している。

こうした管理色の強いこの「新聞記者法」は台北に遷都してからも、法律として効力を有していたが、時代にそぐわなくなり、2004年1月20日に廃止になった。

もとより、記者のあるべき姿を国民党は国民政府が大陸にあった時、この「新聞記者法」制定以前に、三民主義に基づいて規定するようになった。それが、1941年の中国新聞学会設立とともに会長になった馬星野が母校の米国のミズーリ大学ジャーナリズムカレッジのウィリアム博士の8条に倣い起草した12条からなる次のような「中國新聞記者信條」である。

資料1—「中国新聞記者信條」

中國新聞記者信條

- 一、吾人深信：民族獨立、世界和平，其利益高於一切。決不為個人利益，階級利益，派別利益，地域利益作宣傳，不作任何有妨害建國工作之言論與記載。
- 二、吾人深信：民權政治，務求貫徹。決為增進民智、培養民意、領導民意、發揚民氣而努力、維護新聞自由，善盡新聞責任，於國策作透徹之宣揚，為政府盡積極之言責。
- 三、吾人深信：民生福利，急待改進。決深入民間，勤求民瘼，宣傳生產建設，發動社會服務，並使精神糧食，普及農村、工廠、學校及邊疆一帶。
- 四、吾人深信：新聞記述，正確第一。凡一字不真，一語失實，不問為有意之造謠誇大，或無意之失檢致誤，均無可恕。明晰之觀察，迅速之報導，通俗簡明之敘述，均缺一不可。
- 五、吾人深信：評論時事，公正第一。凡是是非非，善善惡惡，一本於善良純潔之動機，冷靜精密之思考，確鑿充分之證據而判定。忠恕寬厚，以與人為善，勇敢獨立，以堅守立場。
- 六、吾人深信：副刊文藝，圖畫照片，應發揮健全之教育作用，提高讀者之藝術興趣，排除一切誨淫誨盜，驚世駭俗之讀物，與淫靡頹廢冷酷殘暴之作品。

- 七、吾人深信：報紙對於廣告之真偽良莠，讀者是否受欺受害，應負全責。決不因為金錢介入，而出賣讀者之利益，社會之風化與報紙之信譽。
- 八、吾人深信：新聞事業為最神聖之事業，參加此業者，應有高尚之品格。誓不受賄！誓不敲詐！誓不諂媚權勢！誓不落井下石！誓不挾私報仇！誓不揭人陰私！凡良心未安，誓不下筆。
- 九、吾人深信：養成嚴謹而有紀律之生活習慣，將物質享受減至最低限度，除絕一切不良嗜好，剪斷一切利害之關係，乃做到貧賤不移，富貴不淫，威武不屈之先決條件。
- 十、吾人深信：新聞事業為領導公眾之事業，參加此業者對於公眾問題，應有深刻之了解與廣博之知識。當隨時學習，不斷求知，以期日新又新，免為時代落伍。
- 十一、吾人深信：新聞事業，為最艱苦之事業，參加此業者應有健全之身心，故吃苦耐勞之習慣，樂觀向上之態度，強烈勇敢之意志力，熱烈偉大之同情心，必須鍛鍊與養成。
- 十二、吾人深信：新聞事業為吾人終身之職業，誓以畢生精力與時間，牢守崗位。不見異思遷，不畏難而退，黽勉從事，必信必忠，以期改進中國之新聞事業，造福於國家與人類。

(www.rootlaw.com.tw/LawArticle.aspx?LawID=A040150031003700-0000101)

上掲の「中國新聞記者信條」は、「一」に「われわれは信じる。民族独立、世界平和、その利益はあらゆるものに優る。断固として個人の利益、階級の利益、派閥の利益、地域の利益のために宣伝を行わず、建国活動を阻害する如何なる言論や記載も行わない。」、「二」に「われわれは信じる。民権政治は貫徹を希求する。断固として民智を増進し、民意を育て、民意を指導し、民気（人々の気持ち）を発揚するために努力し、報道の自由を擁護し、ジャーナリズムの責任を全うし、国策について透徹した宣揚を行い、政府のために積極的な言論の責務を尽くす。」、「三」に「われわれは信じる。民生福利は改善が待たれる。断固として民間に入り、民の苦しみを求め、生産建設を宣伝し、社会奉仕を働きかけるとともに、精神的食料を農村、工場、学校及び辺境一帯に普及させる。」としている。すなわち、「一」で「民族独立」、「二」で「民権政治」、「三」で「民生福利」を掲げ、三民主義の「民族、民権、民生」を反映させているのである。

こうしたジャーナリズム観には当時の国民革命を率いた国民党の方針や蒋介石の考えが反映されている。これはウィキペディアなどでよく引用される「1930年、中国国民党は『三民主義を最高の指導原則とし、党の政治綱領を宣伝材料とし、党の立場を堅持し、中央の態度を態度とし、党の機密を厳格に遵守し、絶対的に上級党部の指揮を受け入れ、出来る限り一派一系に利用されることを回避し、党徳を維持する。』との『党紙原則』を提起した。当時国民政府軍事委員会委員長であった蒋介石は公開の言論の中で、「党機関紙が党を代表するのと人民を代表するのは統一されたものである。党と国家のために発言することは、人民大衆に代わって話をすることであり、新聞事業は党、国家と人民の間で橋渡しの役割を担うものである。」と表明するとともに「報道は第一に迅速であること、ニュースがニュースになる理由は、内容が新しいことにある。第二に確実でなければならない。もし報道宣伝が事実と違ったり、あるいは完全に虚構であったりしては必然的に読者の信頼を失う。第三に政府側の政治ニュースを報道するばかりでなく、経済建設に向け、労農大衆に向けてのニュースの方向に発展するべきである」と強調した。（『维基百科』『中华民国的政治宣传』）とある。

そして、これもウィキペディアが引用するのであるが、1940年における蒋介石の発言がある。一

つは1940年3月23日の中央政治学校ジャーナリズム専修班甲組卒業式での「今日新聞業之責任」(今日のジャーナリズム業の責任)と題する訓示、もう一つは同じく1940年の7月6日における同校ジャーナリズム専修班卒業式での「怎樣做一個現代新聞記者」(如何にして現代の新聞記者になるか)と題する訓示である。「中正文教基金会」(http://www.ccf.org.tw/ccf001/index.php?option=com_content&view=categories&id=103&Itemid=256)がウェブサイトにはアップしている『總統蔣公思想言論總集』によると、前者は日付が3月21日、表題が「勉勵新聞界戰士」(新聞界の戰士を勉勵)とあり、「對中央政治學校新聞專修科第一期畢業生講一」(中央政治学校ジャーナリズム専修科第一期卒業生に対し語る)、後者は日付が7月26日になっている。このようにウィキペディア(中文版)の執筆者との相違があるが、ここでは原文全文がアップされている『總統蔣公思想言論總集』に基づいて、蒋介石のジャーナリズム観について少し触れる。

蒋介石は前者において、「總理有言，宣傳即教育，故新聞記者應為國家意志所由表現之喉舌，亦即為社會民眾賴以啟迪之導師。」(総理に発言有り、宣伝はすなわち教育である、ゆえに新聞記者は国家の意思のあるところに従い表現する喉舌になるとともに、社会民衆の啓発の頼みとなる導き手となるべきである。)として孫文の発言を引用、新聞記者として巣立とうとしている卒業生に「国家」の「喉舌」、「民衆」の「導き手」になるべきだとし、抗日戦争期にあって「如何宣揚國策，統一國論，提振人心，一致邁進，以達驅除敵寇復興民族之目的，而完成三民主義國家之建設，實唯新聞界之積極奮起是賴。」(如何に国策を宣揚し、国論を統一し、人心を鼓舞し、一致して邁進し、これによって敵を駆逐し、民族復興の目的を達し、三民主義の国家の建設を完成させるのに、実に新聞界の積極的奮起のみを頼りとする。)として、「普及宣傳」(宣伝普及)、「宣揚國策」(国策宣揚)、「推進建設」(建設推進)、「發揚民氣」(民氣發揚)の四点に尽力するよう呼びかけた。

また、後者においては、新聞事業の改革に当たって「傳遞迅速」(迅速な伝達)、「報導確實」(確実な報道)、「定價低廉」(安価な定価)、「發行普遍」(幅広い発行)を目指すよう語る中で、「而我們現在的新聞事業，要闡揚三民主義，宣傳一貫國策，更要以服務為目的，不僅不能以營利為目的，而且要不惜成本，不惜犧牲，充實內容提高效率，要本此精神來經營，然後新聞事業纔能普遍深入社會民眾，纔能真正發生宣傳效果！」(そして我々の現在の新聞事業は、三民主義を發揚し、一貫した国策を宣伝しなければならないが、さらに大切なのは奉仕を目的としなければならない、営利を目的としてはならないのみならず、原価を惜しまず、犠牲を惜しまず、内容を充実させ、効率を向上させなければならない、こうした精神によって経営することで、始めて新聞事業は社会民衆の中に普及、深く入ることができ、始めて真に宣伝効果を生むことができるのである。)として当面の方向性を示したうえで、新聞記者の役割を「現代新聞記者就是社會的導師，他們主宰社會輿論，他們發表一篇評論，不僅可以領導民眾，而且可以影響政府，各位學生到本校受新聞的訓練，不僅要學習專門的技術，尤其要認識新聞記者地位和責任。」(現代の新聞記者は社会の導き手であり、彼らが社会輿論を左右し、彼らが論評を發表すると、民衆を導くことができるばかりでなく、政府に影響を及ぼすことができる。学生諸君は本校でジャーナリズムの訓練を受けたが、専門的技術を学ばなければならないが、とりわけ新聞記者の地位と責任を認識しなければならない。)と指摘すると同時に、中国における新聞記者のあるべき姿について「我們要以國家民族的利益為我們奮鬥的目標，既不可隨波逐流，喪失革命精神，更不可憑個人的恩仇好惡，感情用事，尤其是我們作了本黨的新聞記者，我們的宗旨在於闡揚主義，宣傳國策，來完成我們抗戰建國的使命，更不能不忍辱負重，昭示真

誠、以取得人家的諒解，得到人家的幫助！」（われわれは国家民族の利益をわれわれの奮闘目標にしなければならず、流れに流されて、革命精神を失ってはならず、なおのこと個人の恩讐好悪によって感情的に物事を運んではならない。とりわけ、本党の新聞記者になったからには、われわれの趣旨は主義を宣揚し、国策を宣伝し、われわれの抗戦建国の使命を達成するところにあるので、なおのこと辱めに耐え重責を担い、真誠を明示し、人々の理解を勝ち取り、人々の支援を得なければならない。）として、「三民主義的新聞記者」（三民主義の新聞記者）になるよう呼びかけた。

こうした蒋介石の訓示が、馬星野が1934年から教鞭をとる中央政治学校（前身：中央党校）で行われたことは上述した馬の「中國新聞記者信條」と軌を一にしていることを示している。

これより先、馬は「三民主義的新聞事業建設」（三民主義の新聞事業建設）（『青年中國』創刊號，1939年9月30日・『新聞學季刊』1940）を発表している。孫文が「次植民地」、毛沢東が「半植民地」と称した当時の中国には国共両党のメディア以外にもさまざまな背景をもった新聞などのメディアが存在したコミュニケーション環境の中でのこうした呼びかけは国民党による党国体制構築の一環であった。

しかし、上述の党国体制は国共内戦に敗北した国民党が台湾にその政府を移し、戒嚴令を敷く中で、始めて実現されるとともに、中国大陆で中国共産党が中華人民共和国を打ち立て、一党独裁を確立する中でそれを実現したことは歴史の皮肉ともいえるのかも知れない。

なお、この馬星野は1945年11月に国民党機関紙中央日報の社長となり、1952年に辞職するまで7年間にわたって同紙運営の責任者であった。その後、国民党の宣伝部門を統括する中國國民黨中央委員會第四組主任にもなり、1959年にパナマ大使としてパナマに派遣された後、1964年には中央通信社の社長・頭取、中国新聞学会理事長を歴任、1985年には總統府国策顧問として招聘され、1991年台北で逝去した。同じく国民党とともに台湾に渡り、1949年に中央通信社の社長にもなり、1994年に逝去した曾虚白が国立政治大学新聞学院主任兼新聞研究所所長となりジャーナリズム教育の基盤を整えたのに対し、馬は渡台後は国民党政府の宣伝を中心とした実務に従事した。この両氏に触れることなく台湾のジャーナリズムを語ることはできない。

付言すると、こうした中国国民党の輿論攻勢に対して、中国共産党は1941年5月7日に「中央宣传部关于展开对国民党宣传战的指示」（国民党に対し宣伝戦を展開することに関する中央宣伝部の指示）を下達している。この「指示」は決して過去のものでもなく現在の中国共産党の「宣伝戦」を理解する上で極めて有益であり、参考として下記に転載する。

資料2—「国民党に対し宣伝戦を展開することに関する中央宣伝部の指示」

中央宣传部关于展开对国民党宣传战的指示
(一九四一年五月七日)

(一) “七七”事件爆发后，国民党因为要应付抗战，它的内外政策有过很大的改变。但是由于它要维持以为地主大资产阶级为首的一党统治，它的抗建政策都是两面性的，服从于它的抗建政策的宣传政策，也是两面性的，这政治上和宣传上的两面性，表现在：一方面抗战，他方面随时进行投降

阴谋；一方面联共，另一方面随时进行反共活动；一方面要求精诚团结，他方面强行绝对统一；一方面要求民众参战，他方面强行统制民众；一方面高唱精神动员，另一方面厉行思想统制；一方面强调三民主义，他方面修正三民主义；一方面强调文化教育，他方面厉行复古主义。诸如此类，不胜枚举。

为了贯彻这种两面性政策，国民党更采用各种各样的两面性的和虚伪的宣传战术，这就是在进步的东西（比抗战前）中夹着反动的东西，以冠冕堂皇的辞句，掩盖着反革命的实质；对自己则隐恶扬善，无理说应有理，坏的说成好的；对别人则隐善扬恶，有理说成无理，好的说成坏的；对老百姓及落后分子，则欺骗蒙蔽；对我党及进步人士，则造谣污蔑，并实行“以理论对理论”、“以政治对政治”、“以文化对文化”、“以量胜质”的战术，尤其是利用它的统治地位厉行思想统制、物质统制、检查统制，并滥用“法令”、“军纪”等作武器，来转制军民的口舌与抗议。尤其重庆时期以后，国民党的反动宣传，更为变本加厉。我们必须展开对国民党的宣传战，以正全国人民的视听。

(二) 对国民党展开宣传战的总方针，是多方揭破其反动宣传，更加扩大我党的政治影响，更加提高人民的觉悟程度，更加争取广大的同盟军，以便坚持抗战到底，达到抗战与新民主主义的胜利共和国。[1] 为此，我党进行宣传战的基本政策是：一方面坚持抗日第一与抗战到底，坚持抗日民族统一战线与新民主主义政治，坚持真正三民主义与总理遗嘱，并多方揭露国民党反共投降的阴谋罪行，及其违反三民主义与总理遗嘱的言论行为，以推动国民党进步分子，争取其中间分子，孤立其反动分子。又一方面，争取社会的广大同情者和同盟军，来共同反对国民党的反共、投降，反对其反动的复古主义和一党专制主义，在这方面，我们要强调思想、信仰、言论、研究、创作、出版、教育之自由，要赞助广大中间分子自由主义立场，要同情被压迫、被排斥的地方势力。

(三)，对于国民党的抗战方面和合理方面的宣传，我们应出以拥护和赞助的态度，但估计它在这方面的两面性、不彻底性（反动的宣传）、虚伪性（掩盖着反动的实质）、局限性（地方的、时间的与问题的局限性），不可笼统地、抽象地、一般地去拥护，而应分别对待之：

1. 只拥护它的真实进步和真实合理的东西。
2. 批评它的不彻底性，揭露它的两面性、虚伪性、冲破它的局限性。因为有推进它的进步合理的作用，所以在采用正面的直接的方式有利时，即采用正面的直接的方式，否则采用迂回的侧面的方式。
3. 利用它的进步即合理的一面，以打击它的反动的错误的一面。“以子之矛，次子之盾”这个战术，在对国民党进行宣传战时，需要灵活的使用。
4. 把它的进步的和合理的宣传，变成群众性的鼓动，造成“支票兑现”运动。

(四) 在反对国民党在思想上、政治上一般反动宣传时，我们应以马列主义批评其反动理论，以真正三民主义和总理遗嘱对抗其修正三民主义，以新民主主义文化对抗其复古主义文化，以三大政策（毛泽东同志在《新民主主义论》中所解释的和我党所实行的）击破其反动政策。

(五) 国民党不敢正视现实（由于它自己阶级的没落性），所以在它要表扬自己打击别人时，它就尽量搬出世界上一切没落阶级所惯用的宣传武器，这就是虚伪、夸大、造谣、掩饰。为要击破它的这种宣传，应坚持革命现实主义的和真正科学的立场，我们宣传鼓动中某些夸张的东西是不必要的。

(六) 在反对国民党的反共宣传时，应注意以下原则：

1. 以科学立场，解释共产主义和中共适合中国国情之需要。
2. 以客观事实证明八路军、新四军及各抗日根据地的合法地位（合于三大政策的三民主义，合于总理遗嘱，合于抗战建国纲领）。
3. 以真凭实据粉碎其造谣诬蔑，以公开揭露对付其秘密宣传。
4. 在反对一般的反共宣传中，应当遵行有理、有利、有节的原则，并需要以说理明事的态度，去贯彻义正辞严的立场，以便争取社会的尤其是中间分子的同情。
5. 但对于顽强的、有影响的反共对手（人或言论），则应向之进行系统的斗争，直到他全军覆没，哑口无言为止。

(七) 要同国民党展开全面的（国民党已开始这样做）、进攻的（国民党方面一般是防御的）宣传战。这就是说，要从理论的、政治的、军事的、文化的、文艺的（今天以前我们在这方面多多少少做了些工作），以至教育的、经济的、历史科学和自然科学的（这些方面至今我们做的很少），各方面都建立和巩固我们的作战阵地。要做到这个地步，就要我们计划的培养和调节各方面的干部（国民党在这方面有极大的困难和弱点），有系统地加深他们专门研究。

(八) 在瓦解反动宣传方面，不但应当从外面来击破它，还应当乘隙打入国民党的各种宣传堡垒里面去瓦解它，尤其要善于利用其内部矛盾而各个击破之。在反对反动宣传和扩大进步宣传方面，应当同时使用合法战与非法战，应当动员外围军和中间力量，并利用外国宣传机关。为要胜利地使用这些战术，就需要我们灵活地、正确地执行宣传战方面的统一战线政策，善于建立、扩大和巩固外围力量与中间力量，善于处理秘密工作与公开工作的联系，务求长期的保护宣传战方面的内线工作、外围力量与中间力量。

(九) 在国民党区域的出版发行工作（党的和同情者的），要以精干政策战胜国民党的量胜政策，以分散政策抵抗其统制政策，以隐蔽政策对抗其摧残政策。因此，需要改变和改善宣传战方面的组织工作，主要是出版发行工作。

(一〇) 知己知彼，百战百胜。我们要能战胜国民党反动宣传，就必须一方面熟悉我党政策、口号及其实际，熟悉我党和我党领袖人物的言论、文献（国民党中有些颇注意研究我们这方面），又一方面熟悉三民主义及国民党历史，熟悉其文献、政府法令，熟悉其内部派别、领袖人物及言论（国民党颇有一部分人善于引经据典）。但要做到这地步，就必须纠正党内（同样宣传工作干部中）相当普遍的轻视或忽视研究国民党的观点。

(一一) 要战胜国民党反动宣传，就必须努力（尤其是宣传工作干部）于马列主义中国化的事业，努

力研究中国历史和中国社会，真正在我们宣传战上做到使“中国人喜闻乐见”的“中国气派与中国作风”，真正使教条主义、公式主义、洋八股休息退位。但我们宣传工作还远没有做到毛泽东同志的这个指示。

根据一九四一年出版的《六大以来》刊印
(中国国情 - 中国网 guoqing.china.com.cn)

前掲の「中央宣传部关于展开对国民党宣传战的指示」の「(八)」は「反動的宣伝を瓦解させる分野では、外部からそれを撃破するべきばかりでなく、隙に乗じて国民党の各種宣伝基地に入り込みそれを瓦解させるべきであり、とりわけその内部の矛盾を利用し、それを各個撃破することに秀でなければならない。反動的宣伝に反対、進歩的宣伝を拡大する分野では、合法戦と非合法戦を同時に使用すべきであり、外郭軍や中間勢力を動員させるべきであるとともに、外国の宣伝機関を利用すべきである。勝利のうちにこれらの戦術を使用するには、われわれは宣伝戦分野の統一戦線政策を柔軟に、正確に執行し、外郭勢力と中間勢力を打ち立て、拡大し、打ち固めることに秀で、秘密活動と公開活動のつながりを処理するのに秀で、長期にわたる宣伝戦保護分野の内部スパイ活動、外郭勢力や中間勢力を育てることが求められている。」と指摘している。この「国民党」を「台湾」に置き換えれば、中国共産党の台湾に対する「宣伝戦」のありようが見えてくるであろう。

2.0 戒厳令下の台湾における私的コミュニケーション・メディア体験

筆者は上述したコミュニケーション・メディア環境にあった戒厳令下の台湾に留学し、1969年から1970年にかけて台湾師範大学国文系で学んだことがある。いまでも覚えているが「學號」(学籍番号)は「580863」であった。留学ビザをもって、松山空港に降り、税関を抜ける所で、手に持ったポータブルテレビとSONYの3バンド短波ラジオが差し押さえられ、その受け取りをもって後日、台北の「警備総部」(「台湾警備総司令部」)に行き、登録手続きをして、登録証明をもらい、受領した。ここから始まる筆者の戒厳令下の台湾におけるコミュニケーション・メディア環境に関する私的体験を思い起こしたい。

ラジオ放送

3バンド短波ラジオは「共匪」の放送を聴くために持っていたわけではないが、チューナーをひねると、「福建前线广播电台」(福建前線放送局)の放送が入ってくる。しばらくして、「大陸の放送を聞いていた人が翌日連行された」などの話を聞いた。本当かどうかは知らないが、「検挙匪諜、人人有責」(共産党のスパイ摘発は、一人一人に責任がある)などという張り紙が公共バスの車内に貼られていた時代であった。もとより、その短波ラジオは台湾の中波のラジオ放送を聞くとともに短波では「日本廣播電台NHK」というコールサインであったNHKの国際放送を含む各国の中国語放送を聴くために持参したものであった。東京にいた時から中国語の海外放送を聴いていた筆者にとってはその延長線上にあったのである。

当時、中国ではプロレタリア階級文化大革命期にあつて、ラジオ放送は「伟大的领袖毛主席教导我们说…」(偉大な指導者毛主席はわれわれに教えている…)などという「枕詞」の下で、『毛主席

语录』(毛主席語録)が教えられ、「伟大的导师, 伟大的领袖, 伟大的统帅, 伟大的舵手, 毛主席万岁」(偉大な教師・偉大な指導者・偉大な統帥者・偉大な舵取り 毛主席万歳)というスローガンが飛び交い、絶叫口調であったのに対し、台湾のそれは語りかけるような落ち着いた中国語であった。「自由中國之聲, 台灣台北發音」(自由中国の声です。台湾台北からお伝えします)がコールサインであった。ちなみに、中国向けは「中央廣播電台」(中央放送局です)がコールサインであり、いずれも「中國廣播公司」(Broadcasting Corporation of China)の配下にあった。

その「中國廣播公司」の番組を筆者は台北在住中愛聴した。趙剛、白茜如、趙雅君などの中国から台湾に入った第一世代、その放送を聞いて育った李季準などが活躍していた。当時、同局に「我們的家庭」という番組があり、その中の「家庭事例短劇」をよく聴いた。なぜならばそこには普通の中国人家庭における言葉のやり取りがふんだんにあったからであり、言葉と中国人の人間関係の勉強になった。もちろん、それは中国国民党の儒家倫理に基づくストーリーであり、終りには必ず「教訓」が語られるものであった。それは文革に対抗するものとして蒋介石を会長にして1967年から始まった「中華文化復興運動」の流れの中にあっただのであろうが、ラジカセのない時代、オープンリールの録音機に録音し、何度も聞いた。

筆者は上に挙げたアナウンサーのうち、趙剛さんを除き、他の三人にはお会いしたことがある。とくに、筆者がファンであった李季準さんには何度かお会いし、彼が台湾人でありながら、アナウンサー採用試験にトップで合格する標準「国語」をラジオ放送を通じて習得したことなど貴重な体験談をうかがった。そして、驚いたのはご自宅に招待された時、御夫人とは台湾語(閩南語)で会話をされていたことであった。彼がいうには、公的な場では「国語」を使い、私的な場では「台語」を使うということであった。こうした関係があって、「新公園」の中にあつた「中國廣播公司」にも招かれて自由に出入りができたが、恐らく「上」からのお達しがあつたのであろう、ある時点から急に入ることができなくなった。考えてみれば、戒厳令下にあつて、放送局はいざとなれば極めて重要な場所になるので、留学生にせよ外国人である日本人が出入りすることは「安全」上許されることではなかったのだろう。

この「新公園」は1996年2月28日に「二二八和平記念碑」の除幕とともに「二二八和平公園」という名前に改称された。そして、その中にあつた「中國廣播公司」もその後「二二八記念館」となった。日本時代につくられた「新公園」はもともと「台北公園」と呼ばれていたが、「圓山公園」(1897年)完成後の1908年にその南半分が増設されたことから、その名前になったといわれている。そして、中華民国政府が台湾を接收した後1947年2月28日に起きた228事件の際、抗議に立ち上がった人々が公園内にあつた日本時代の「台湾放送協会」の台北庁舎を占拠し、内外に決起を呼びかけ、台湾全土に国民党の支配に抵抗する運動が広がった歴史的事実があり、それを後世に伝えるため公園名改称がなされたのである。筆者が出入りしていた「中國廣播公司」はもともと日本時代の台湾放送協会の庁舎でもあつたのである。

この「中國廣播公司」の前身は1928年に南京で設立された「中央廣播電臺」であり、のちに「國民黨中央執行委員會中央廣播事業管理處」に帰属、1947年には「中國廣播股份有限公司」がつくられた。日本の敗戦によって、中華民国政府は1945年に台湾放送協会を接收、「臺灣廣播協會」(臺灣廣播電臺)に改組、台北、台中、台南、嘉義、高雄および花蓮にあつた放送局を配下に収めた。一方、1949年6月に同政府とともに台湾に入った「中國廣播公司」は本部を「新公園」内に置いた。

同年11月、「中廣」は「中央廣播事業管理處」を吸収、対外的に「中廣」の名称で放送を開始した。そして、1961年7月1日に「臺灣廣播電臺」は「中國廣播公司」に吸収合併された。この「中國廣播公司」の放送を筆者はよく聴いていたのであり、定時のニュースの前の時報の後に「中原標準時間…點整」(中原標準時間…時です)と伝えられることが耳に残っている。なお、この「中原標準時間…」は2007年1月12日をもって使用しなくなったと聞いている。

当時、「正聲」、「復興」など「中廣」以外にいくつか放送局があったが、筆者が不思議に思ったのは「警察廣播電臺」があったことである。台湾省政府警務処の管轄で1954年に設立され、放送が開始された。その後、同局は1999年7月に内政部警政署の管轄下に入った。また、軍の運営する放送局もあったが、当時の放送内容については、筆者は「中廣」を習慣的に聞いていたので、ここでは紹介できない。

新聞

新聞についていえば、国民党の機関紙中央日報を読んでいた。特に「中央副刊」に毎日掲載されるコラムを音読していた。このほか、聯合報、中国時報、中華日報なども読むことがあった。また、夕刊紙では自立晩報をよく読んだ。

中央日報は中国国民党とともに歩んできた。1928年2月、上海で創刊され、2006年、紙媒体としての発行を停止するまで、国民党の立場を代弁してきた。わたしが台北に住んでいた時期を含む新聞が解禁される1980年までは、中央日報、聯合報、中国時報が三大新聞と呼ばれていた時代であった。日本に帰国後は、中央日報の海外版を長期にわたって購読した。いつかは覚えていないが、王丹の「論言論自由」が転載されたことがあったが、原文とは程遠い内容であったので、わざわざそうした間違いを指摘し、その理由を聞こうと同社に書簡を送ったことがあった。返事はやはり受け取ることができず、中央日報に対する信頼が一挙に崩壊したことで、この海外版の購読を止めたことが記憶に残っている。であるので、その後、同紙が民営化され、2006年に紙媒体としての発行も終了したことなど知らなかった。筆者がコラムを音読していた戒嚴令下のあの時代が、中央日報の台湾における全盛期であったのかも知れない。なお、1947年10月10日に創刊された夕刊紙の自立晩報は2001年10月2日をもって停刊した。戒嚴令下にある中で、三大新聞とは異なる視点で台湾を伝え続けた同紙は台湾ジャーナリズム史に名を留めるであろう。

戒嚴令解除後の新聞について少し触れると、1980年4月に自由日報が創刊され、同紙は1987年に自由時報と改称し、今日に至っている。また、2003年5月には、香港の蘋果日報が台湾に進出、実業家の黎智英が中国返還前の香港で1995年6月20日創刊した同紙の台湾版が発行されるようになった。ネットで新聞も読める時代に入った現在、この二紙と聯合報および中国時報が四大新聞と呼ばれている。

雑誌

雑誌についていうと、胡適が「発行人」であった自由中国(1949年11月20日—1960年9月4日)が1960年に実質的な編集者であった雷震がスパイ隠匿の容疑で逮捕されるという雷震事件を契機に停刊させられた後、文星(1957-1965, 1986-1988)、大学雑誌(1968-1987)と続く流れの中にあったが、当時の筆者は大学雑誌を時々読むほか、李敖と論争し法廷闘争を行った胡秋原が発行人になっ

ていた中華雑誌（1963-1993）を読んでいた。東方雑誌もあったが、学術性が高く、筆者にはそれを読むだけの文史哲の知識が無かった。

その後、党外活動の象徴として美麗島雑誌（1979.8-1979.11）が出現し、いわゆる「美麗島事件」が惹起された。こうした政論雑誌は五四期の青年雑誌のようにその時代の知識人の言論の場となり、中国、台湾を動かしてきたと言えるだろう。

映画

当時、映画館においては、映画が上映される前、起立して中華民国国歌「三民主義吾黨所宗…」が台湾の建設の映像と共に流されるのを聴き、その後、空襲時には何処から避難するかなどの指示が示され、上映開始となる。まさに戒厳令下を感じさせる厳粛な「儀式」から始まる。しかし、上映中、「瓜子」（西瓜・南瓜の種）を食べる人もいて、上映が終わり館内が明るくなると、その人の座席の前にその殻が山のようになっていたりした。また、入場前に、映画館の前で売られている「紅焼」（醤油で味付けした）の「鳳爪」（鶏の手）などを持ち込み、食べた人の前には骨が散乱していたりして、台湾の人々が娯楽として映画を楽しんでいた。現在はどうなっているのか、コロナが終息したら、台湾を訪れ、「検証」したいと思っている。

さて、当時の台湾の映画事情は、香港映画が全盛であった。そして、それをけん引したのが1958年に設立された「邵氏电影公司」（Shaw Brothers (Hong Kong) Limited）であった。数多くある同社製作の映画の中でも民間に伝承されている物語を1963年に映画化した「梁山伯与祝英台」は、筆者が訪台する以前に台湾で上映されたものであったが、在台中、多くの人、特に女性からこの映画の素晴らしさを聞いた。その中の一人によれば、「梁山伯」を演じた凌波が訪台した時、松山空港から市内への沿道には彼女を歓迎する人で溢れたが、当時、外国の賓客が訪台すると、官製の動員がかけられ、沿道に人が溢れることがよくあったが、凌波の場合は、彼女のファンのまったく自発的な歓迎であったという話であった。「女扮男装」（女性が男性を演じる）ことで女性を魅了したのであろうか。後にビデオでこの映画を見たが、「黄梅調」のリズミカルなやり取りもこの映画を魅力あるものにしたのであろう。この時代のメディアとしての映画の影響力を垣間見たようであった。

一方、男性に歓迎されたのが「武功」映画であり、筆者は同社製作の「十三太保」を見たことがある。当時、特撮を駆使した「武功」映画が主流であったが、その後、「咏春拳」を基礎とした「截拳道」を創始した李小龍（ブルースリー）、戯劇学校などで酔拳などの武術を学んだ成龍（ジャッキーチェン）などの「本物」の「武術」を身につけたスターが登場、これに加えて、中国で1975年に武術の「全能冠军」（総合チャンピオン）になった李連傑（ジェットリー）も1982年「少林寺」の主演として映画界入りするなどする中で、「武功」映画の「特撮」は淘汰されるようになった。とはいえ、なぜか当時の空中を舞う武闘のシーンが目に焼き付いている。

なお、当時台湾で上映される映画は外国のを除きすべて国語による「配音」（吹き替え）が行われていた。そのため、香港のスターが訪台し、広東語で話しているのを聞くと、少しの違和感を感じたことを覚えている。

また、筆者が「虎虎虎」（トラトラトラ）を見に行った際、映画館内において、日本の航空機が真珠湾を攻撃し、米国の艦船が撃沈された時、拍手がされたのとそれに対抗するかのように日本の

航空機が撃墜された時にも拍手がされたことを目の当たりにして、台湾の複雑な対日観の反映を体感した。「眷村」(国民党軍の軍属の住む村)では夏の夜によく露天で抗日戦争の映画を放映していた時代の反映だったのでもあろう。露天上映については、筆者の小学生の頃、学校の校庭で「我は海の子」を見たことなどを思い出したりもした。

テレビ

ポータブルテレビは持参したが、映像を見てしまい、言葉の勉強にはならないと思い、ほぼ見ることはなかったが、当時、台湾のテレビは台視、中視、華視の三極体制ができつつあった。台湾のテレビは、1962年から教育部が運営する「教育電視廣播實驗電台」によって実験放送が行われていたが、一般に向けては同年4月28日にできた「臺灣電視公司」(台視)が初めての放送を開始した。「教育電視廣播實驗電台」は1968年12月に「教育電視台」に改組された後、1970年2月16日に「中華電視台」となった。また、1971年1月には「中華電視台」ができ、三局鼎立のテレビ態勢が整った。

どのテレビ局の番組であったか定かではないが、いまでも耳に残っているのが朝の「布袋戲」(人形劇)の騒々しい「台湾語(閩南語)」のやり取りの「音」である。「音」としたのは意味が分からないからであり、意味が解っていたら面白かったのではと思っている。いわゆる「外省人」であろうが、「本省人」であろうが子供に大人気であったようで、家々からその「音」が流れてくるのである。子供の時にそれを見ていたから「台湾語」が分かるようになったという「外省人」さえいるくらいである。筆者の時代で言えばNHKの「ひょっこりひょうたん島」に相当するかも知れない。

戒厳令が解除された後、民営のテレビ局「全民電視公司」(民視)が1997年6月に放送を開始し、台湾の4局目のテレビとなった。さらに、1982年ごろから創設の準備が始まった「公共電視台」(公視)が紆余曲折を経て、1997年5月における立法院での「公共電視法」の採択を受けて、1998年7月に「財團法人公共電視文化事業基金會」の設立と同時に、放送を開始した。また、2006年7月には華視と公視が「台灣公共廣播電視集團」を結成、2007年1月には「客家電視台」と華人向けの「宏觀電視」を吸収した。

これと同時に、台湾でかつて「第四台(第四局)」と言われていたケーブルテレビ(CATV)も発展した。1993年から開設が認められ、雨後の筍のように多くのケーブルテレビが開業したが、2001年までに66の業者が正式に関係機関の管理下に入った。

「国語」(標準中国語)

台湾に入った当初は、国語日報を教材としてよく読んだ。なぜならば漢字の横に注音字母(符号)がふられており辞書を引かなくても音読みできるからである。この国語日報は中華民国政府が日本から台湾を接収した後、国語推進委員会のメンバーを派遣し、国語教育に当たらせてことから始まる。その中心にあったのが何容、魏建功らであった。中国大陆に中華人民共和国が成立する前に魏建功は帰国、北京にあった国語小報用の活字(日本製)とともに何容は台北残留、台湾省国語推進委員会主任委員として、国語の普及に努めた。その後、1949年1月に設立された国語日報社の「董事長」(理事長)に1971年12月に就任、1990年7月までその職にあり、台湾における国語教育の中心の役割を担ってきた。

日本の統治から脱却した戒厳令下の台湾は、ある意味「大中華」教育環境にあり、その中でも「国語」は中国人としてのアイデンティティを植え付ける意味でも象徴的な役割を果たしていた。1945年8月に中華民国政府が台湾を接管してから、同政府の統治下に入り、24年経過した1969年に筆者は台北に入ったが、大学の「同学」は一般的に日本語を知らない。その両親は本省人であれば基本的に日本語ができるが、外省人は日本語を知らない。筆者が部屋を借りたところの「房東」（家主）は日本人よりも正確な日本語を話す人であった。わたしが「国語」を使うとあまり良い顔をしなかった。また、近くの「眷村」（軍属居住地）に行くと、外省人の世界で、日本語は全く通じず、さまざまな地域のなまりのある「国語」の世界であった。

筆者が在籍した台湾師範大学は基本的に教員養成大学であり、その中でも国文系は将来、初等中等教育機関の「国語国文」の教員になることで、「国音」（国語の発音）は必修科目であった。同大学の教授でもあった何容先生の「国音」の授業は大変厳しかった。澎湖島から来た学生に出身地を聞くと、彼は「penhu」と答えた、そこから「pen」ではなく「peng」だとして、何教授は繰り返し矯正したが、彼は分からないようずっと「pen」と発音していた。何教授が最後に発した言葉が「發音不準確不能當老師」（発音が正確でなければ先生になれない）であったと記憶している。

詞典と事典

漢字は「形音義」の情報をもっている。発音は「音」、「形」と「義」は字体と意味で、この三者がそろって始めて字として成立する。その字が語彙を構成する。説文解字も、康熙字典も字を解釈する字典であり、近代において複合詞が多くなるにつれて、詞（辞）典の必要が出てきて、それに呼応したのが1926年から教育部によって着手された国語辞典の編纂である。1945年に8冊本として国語辞典は完成し、商務印書館から出版されたが、同辞典は1947年に修訂され4冊本の国語辞典となった。この注音字母配列の国語辞典4冊本が1969年においても台湾において最も信頼のある辞典であった。その後、この国語辞典は6冊本の重編国語辞典として1981年に改訂され、台湾商務印書館から発行された。この6冊本は現在も最も信頼される国語辞典として評価されている。この辞典の編集長になったのが前述した何容国語日報理事長であった。

当時の台湾において、この国語語彙を解釈した辞典に対し、小百科に相当する事典といえるものに商務印書館の辞源と中華書局の辞海があった。この二冊の小百科事典も中国大陆から持ち込まれたものであった。もとより、商務印書館の辞源は清末の1908年に編纂が始まり、1915年に「正編」、1931年には「続編」が出版された後、1939年に辞源正統合訂本が出された。一方の中華書局の辞海はこの辞源に対抗すべく1915年から編纂に着手、1936年に出版されたものである。筆者は、この伝統ある二つの事典を語彙の語源・定義、歴史的事件の評価などの典拠として利用してきた。この辞源と辞海は台湾において改訂され現在に続いている。なお、中国においては辞源が古文古籍を読むための辞典となり、辞海が近現代を対象とした辞典になり、棲み分けが行われている。

また、中国大陆においてプロレタリア文化大革命が行われていた時代、台湾では中華文化復興運動が展開され、その一環として1962年11月に一冊目が出された「中文大辞典」は1968年8月に合計40冊に上る出版を完了した。同辞典は1973年に修訂されるとともに、10冊からなる「普及本」も出版された。この辞典は1927年から1960年に完成したが、1968年に縮写版が刊行された旧「諸橋大漢和」（諸橋轍次著「大漢和辞典」大修館書店）に範をとっている。付言すると、当時台湾ではこの

「諸橋大漢和」の「翻版」(コピー版)が安価で密かに出回っており、筆者も「買わないか」と勧められたが、購入することはなかった。

なお、同辞典に匹敵するものとして中国においては「汉语大词典」(罗竹凤編 汉语大词典出版社)が1975年から編集が始まり、1986年から1993年にかけて12巻が出されており、目下第二版発行に向けて修訂が行われている。また「汉语大字典」(徐中舒主编、四川辞书出版社・湖北辞书出版社出版)は1986年から1990年までに第一版8巻が発行され、2010年には修訂され、第二版9巻本となっている。以上の辞典類は海峡兩岸三地の資料を読む際の必備の工具書と言えるであろう。

訪台した当時の筆者はもちろんこうした辞典類を駆使できる語学力は無く、倉石武四郎「岩波中国語辞典」と大学書林の「中国語辞典」(鐘ヶ江信光著)を持参した。前者の辞典は「pinyin」配列で、音を聴いて引くことができることが最大の優位点であり、既述したラジオ放送を聴く際に重宝した。また、そのもう一つの特徴が北京口語を重視していることであった。当時の台湾の初等教育の国語の教科書が北京語音を偏重し、「隔壁」を「gebi」ではなく「jiejir」、「蝴蝶」を「hudie」ではなく「hutier」、「尾巴」を「weiba」ではなく「yiba」という発音表記(注音字母)になっていたこともあり、「岩波中国語辞典」は使い勝手がよかったことを覚えている。

古書

当時、筆者がよく行った古書街は露店中心の牯嶺街、商業ビルの地階にあった光華商場であった。日本語の本も多かったが、『報学』というジャーナリズム研究誌も散見した。また、政治大学新聞研究所の『新聞学研究』(1967年5月創刊)もいくつかのバックナンバーを手に入れることができた。その後、訪台するたびに必ず訪れる場所になったが、ある年、光華商場に行くと、そこにはすでに古書店は姿を消し、パソコンのパーツなどを扱う店に変わっていた。また、牯嶺街の露天の古書店もほぼなくなっていた。時代の流れであろう。ついでに言うと、3年前、訪台した際、重慶南路に行ったが、以前に比べ書店が少なくなったと感じたが、昔の面影はあった。ただ、以前との最大の違いは簡体字の中国の出版物も店頭に並べていた書店があったことである。

テレサテン

付言すると、鄧麗君(テレサテン)がデビューし、翁倩玉(ジュディオング)の曲をカバーしたりして、台湾芸能界で活躍し始めた時、彼女の主演映画「謝謝総経理」を見に行ったことを覚えている。その後、彼女の「国語歌曲」は香港や東南アジアの華人から絶大な支持を受け、各地にファンクラブもできた。メディアとしてテレサテンを考えると、「国語」の普及と台湾に継承された身近な「中国文化」を具現化したからであろうと思う。もともと、「蹦蹦跳跳」(活発な)彼女が「ふるさとはどこですか」(小村之恋)で日本デビューした時は驚いたが、さらに「空港」で再デビューした時にはもっと驚かされた。それは彼女の志向とは相いれないものであったからである。ある意味、日本人によって日本の芸能界で活躍することを目途にどんどん作られていったのがテレサテンであり、素直な性格がそれを許容しつつ、一方では苦悩していたのではないかと想像している。

以上、戒厳令下の台湾のコミュニケーション・メディア環境について、「私的コミュニケーション・メディア体験」を含めて概観してきたが、学術的には、台湾における「言論の自由」の変遷に

については、「国史館」によって2004年5月に出版された『戦後臺灣民主運動史料彙編（九）：言論自由（一）』、『戦後臺灣民主運動史料彙編（十）：言論自由（二）』、『戦後臺灣民主運動史料彙編（十一）：言論自由（三）』、『戦後臺灣民主運動史料彙編（十二）：言論自由（四）』（編／著／譯者／薛化元，楊秀菁，林果顯）に詳しい。また、本多周爾著『台湾 メディア・政治・アイデンティティ』（春風社2010.4.）は台湾の民主化過程におけるメディアの発展要因を解析すると同時に、問題点を指摘している。参照されたい。

3.0 戒厳令解除後の台湾—中華民国憲法の回復

戒厳令が解除されたのが、1987年7月14日であり、それと並行して「党禁」、「報禁」も徐々に解除され、今日に至っている。当然、戒厳令の解除は停止されていた中華民国憲法の施行に繋がり、その憲法を修正しつつ台湾の政治体制が機能している。特に1996年の総統選挙は国民の投票で直接選出されることになり、その後、政治的混乱もなく国民党と民進党の二大政党の候補者が総統を争う構図になっている。中国にはない「主権在民」の典型例としての国民（有権者）一人一人の選挙権行使は、台湾の民主主義を象徴するものである。上述した1996年の李登輝が総統に当選した初めての直接選挙を牽制するために台湾近海に中国軍がミサイルを打ち込んだことは、中国共産党がその意味を十分理解していることの反映である。

なお、総統の直接選挙については正式に「中華民国憲法増修條文」（修正日期：民國 94年06月10日）の第二条に「総統、副総統は中華民国自由地域の全人民によってこれを直接選挙し、中華民国八十五年の第九期総統、副総統選挙より実施する。…」（總統、副總統由中華民國自由地區全體人民直接選舉之，自中華民國八十五年第九任總統、副總統選舉實施。…）と明記されている。

こうした戒厳令解除後における民主化の進展を支えたのが回復された中華民国憲法である。もとより、中華民国憲法は政治体制を「第一章 總綱」の「第1條」に「中華民國基於三民主義，為民有民治民享之民主共和國。」（中華民国は三民主義に基づく、民有民治民享の民主共和国である。）としたうえで、「第2條」に「中華民國之主權屬於國民全體。」（中華民国の主権は国民全体に属する。）としている。さらに、「第5條」には「中華民國各民族一律平等。」（中華民国の各民族は一律に平等である。）としている。これにつづく「第二章 人民之權利義務」（人民の権利と義務）において、「第5條」を敷衍し、「第7條」に「中華民國人民，無分男女、宗教、種族、階級、黨派，在法律上一律平等。」（中華民国人民は、男女、宗教、種族、階級、党派に関わりなく、法律上一律に平等である。）として法治国家を標榜すると同時に、「第10條 人民有居住及遷徙之自由。」（人民は居住移動の自由を有する。）、「第11條 人民有言論、講學、著作及出版之自由。」（人民は言論、学術、著作および出版の自由を有する。）、「第12條 人民有秘密通訊之自由。」（人民は秘密通信の自由を有する。）、「第13條 人民有信仰宗教之自由。」（人民は宗教を信仰する自由を有する。）、「第14條 人民有集會及結社之自由。」（人民は集会および結社の自由を有する。）、「第15條 人民之生存權、工作權及財產權，應予保障。」（人民の生存権、職業権および財産権は保障されるべきである。）、「第16條 人民有請願、訴願及訴訟之權。」（人民は請願、訴願および訴訟の権利を有する。）、「第17條 人民有選舉、罷免、創制及複決之權。」（人民は選挙、罷免、制度創造および法律改廃の権利を有する。）など一連の「自由」、「権利」が「人民」にあることを明記している。戒厳令の解除はこ

うした「自由」と「権利」が憲法の下で保障されるようになったことを意味する。

そして、台湾の政治は、総統の下で、五権憲法と言われるように、行政院、立法院、司法院、監察院、考試院によって機能している。もちろん、立法院議員の選出に当たっては20歳以上の有権者によって行われる。その立法院を2014年3月に「海峡兩岸服務貿易協議」(海峡兩岸サービス貿易取り決め)採決に反対する学生が占拠したことから、一部野党民進党の議員がハンガーストライキで支持するとともに、彼らを支援する人々が立法院を包囲するという「ひまわり」運動に発展した。これは当時の与党であった国民党の同「取り決め」強行採決によって中国に台湾が呑み込まれかねないという懸念があったからである。もちろん、不法な行動であって、若干名の学生が逮捕されるとともに、占拠と排除しようとする警察との衝突の中で立法院が被った被害額が285万元に上ったが、学生側はこれを募金で弁償し、立法院も学生側を告発しないという理性的な解決を見た。

こうした中で、馬英九総統時代の同「取り決め」は審議継続となり、今日に至っている。この背景には、政権を担う力のある政治勢力として民進党という野党(当時)が存在していたからでもあり、もし、中国国民党が圧倒的多数を占めていたとすれば、別の解決法が採られたであろう。異なる政治勢力の共存は民主主義の基礎であり、台湾においては三民主義という理念とこうした民主主義の実践が具現化されているのであり、それがコミュニケーション・メディア環境の基盤になっているのである。

3.1 戒厳令解除後の台湾ジャーナリズム

1974年6月29日、中華民國新聞評議會は「中華民國報業道德規範」、「中華民國無線電廣播道德規範」、「中華民國電視道德規範」を採択し、台湾における現在のジャーナリズム倫理を明示した。

その中の「中華民國報業道德規範」は7項目の「規範」を提示する前に、その意義について「自由報業為自由社會之重要支柱，其主要責任在提高國民生活水準，服務民主政治，保障人民權利，增進公共利益與維護世界和平。新聞自由為自由報業之靈魂，亦為自由報業之特權；其含義計有出版自由、採訪自由、通訊自由、報導自由與批自由。此項自由為民主政治所必需，應予保障，惟報紙新聞和意見之傳播速度太快，影響太廣，故應慎重運用此項權利。」(フリープレスは自由社会の重要な支柱であり、その主な責任は国民生活の水準を向上し、民主政治に奉仕し、人民の権利を保障し、公共の利益を増進し、世界平和を擁護するところにある。報道の自由は自由のプレスの魂であり、またフリープレスの特権でもある。その含む意味は出版の自由、取材の自由、通信の自由、報道の自由を含む。こうした自由は民主政治に必要とされるものであり、保障されるべきであるが、ただ新聞紙のニュースと意見の伝播速度が速すぎ、影響が広すぎることで、この権利を慎重に運用すべきである。)と指摘している。これからもわかるように、戒厳令解除後の台湾のジャーナリズムは「フリープレス」の原理を援用していることが明らかになっている。戒厳令解除以前の「三民主義…」、「国策…」などの国民革命遂行にあたっての文言は無くなっている。

資料3—「中華民國プレス道德規範」

中華民國報業道德規範

中華民國新聞評議會

1974年6月29日

自由報業為自由社會之重要支柱，其主要責任在提高國民生活水準，服務民主政治，保障人民權利，增進公共利益與維護世界和平。

新聞自由為自由報業之靈魂，亦為自由報業之特權；其含義計有出版自由、採訪自由、通訊自由、報導自由與批評自由。此項自由為民主政治所必需，應予保障，惟報紙新聞和意見之傳播速度太快，影響太廣，故應慎重運用此項權利。

本會為我國報業善盡社會責任與確保新聞自由起見，特彙舉道德規範七項，以資共同信守遵行：

一、新聞採訪：

- (一) 新聞採訪應以正常手段為之，不得以恐嚇、誘騙或收買方式蒐集新聞，並拒絕任何餽贈。
- (二) 新聞採訪應以公正及莊重態度為之，不得假借採訪，企圖達成個人阿諛、倖進或其他不當之目的。
- (三) 採訪重大犯罪案件，不得妨礙刑事偵訊工作。
- (四) 採訪醫院新聞，須得許可，不得妨礙重病或緊急救難之治療。
- (五) 採訪慶典、婚喪、會談、工廠或社會團體新聞，應守秩序。

二、新聞報導：

- (一) 新聞報導應以確實、客觀、公正為第一要義。在未明真相前，暫緩報導。不誇大渲染，不歪曲、扣壓新聞。新聞中不加入個人意見。
- (二) 新聞報導不得違反善良風俗，危害社會秩序，誹謗個人名譽，傷害私人權益。
- (三) 除非與公共利益有關，不得報導個人私生活。
- (四) 檢舉、揭發或攻訐私人或團體之新聞應先查證屬實，且與公共利益有關始得報導…，並應遵守平衡報導之原則。
- (五) 拒絕接受賄賂或企圖影響新聞報導之任何報酬。
- (六) 新聞報導應守誠信、莊重之原則。不輕浮刻薄。
- (七) 標題必須與內容一致，不得誇大或失真。
- (八) 新聞來源應守秘密，為記者之權利。「請勿發表」或「暫緩發表」之新聞，應守協議。
- (九) 報導國際新聞應遵守平衡與善良之原則，藉以加強文化交流、國際瞭解與維護世界和平。
- (十) 對於友邦元首，應抱持尊重之態度。

三、犯罪新聞：

- (一) 報導犯罪新聞，不得寫出犯罪方法；報導色情新聞，不得描述細節，以免誘導犯罪。
- (二) 犯罪案件在法院未判決有罪前，應假定被告為無罪。
- (三) 少年犯罪，不刊登姓名、住址，亦不刊佈照片。
- (四) 一般強暴婦女案件，不予報導；如嚴重影響社會安全或重大刑案有關時，亦不報導被害人姓名、住址。
- (五) 自殺、企圖自殺或自殺之方法均不得報導，除非與重大刑案有關而必須說明者。
- (六) 綁架新聞應以被害人之生命安全為首要考慮，通常在被害人未脫險前不報導。

四、新聞評論：

- (一) 新聞評論係基於報社或作者個人對公共事務之忠實信念與認識，並應儘量代表社會大多數人民之利益發言。
- (二) 新聞評論應力求公正，並具建設性，儘量避免偏見、武斷。

(三) 對於審訊中之案件，不得評論。

(四) 與公共利益無關之個人私生活不得評論。

五、讀者投書：

(一) 報紙應儘量刊登讀者投書，藉以反映公意，健全輿論。

(二) 報紙應提供篇幅，刊登與自己立場不同或相反之意見，藉使報紙真正成為大眾意見之論壇。

六、新聞照片：

(一) 新聞照片僅代表所攝景物之實況，不得暗示或影射其他意義。

(二) 報導兇殺或災禍新聞，不得刊登恐怖照片。

(三) 新聞或廣告不得刊登裸體或猥褻照片。

(四) 不得偽造或篡改照片。

七、廣告：

(一) 廣告必須真實、負責，以免社會受害。

(二) 廣告不得以偽裝新聞方式刊出，亦不得以偽裝的介紹產品、座談會紀錄、銘謝啟事或讀者來信之方式刊出。

(三) 報紙應拒絕刊登偽藥、密醫、詐欺、勒索、誇大不實、妨害家庭、有傷風化、迷信、違反醫學與醫治絕症及其他危害社會道德之廣告。

(四) 刊登醫藥廣告與醫療廣告，應經主管官署審查合格。

(五) 徵婚廣告應先查證屬實始得刊出，以免讀者受騙。

(六) 新聞編採與評論人員不得延攬或推銷廣告。

八、附則

本規範如有疑義，中華民國新聞評議委員會解釋。

これと同時に、2016年11月9日には「通訊傳播基本法」(國家通訊傳播委員會)、2018年6月13日に「廣播電視法」などが修正施行され、行政管理上の法的根拠を整備しつつある。その「通訊傳播基本法」の「第1條」は制定目的を「為因應科技匯流，促進通訊傳播健全發展，維護國民權利，保障消費者利益，提升多元文化，平衡城鄉差距，特制定本法。」(科学技術の融合に対応し、通信伝播の健全な發展を促進し、国民の權利を守り、消費者の利益を保障し、多元文化を向上させ、都市と農村の格差のバランスを取るために、ここに本法を制定する。)としている。

ここに出てくる「多元文化」とは台湾を読み解く上での一つの重要なキーワードである。戒嚴令解除後、閩南、客家方言も認知され、漢族が移民する前から台湾に住んでいた原住民もしかるべき地位を得るとともに、従来の台湾文化と国民政府が推進した中国文化が融合すると同時に、過去の日本文化の功罪を直視し、国民政府遷都後は欧米文化を受容してきた中で培われてきた台湾の文化環境を示す言葉がこの「多元文化」である。すなわち、同法のこうした表記は、台湾のコミュニケーション・メディア環境が台湾のもつ「多元文化」に呼応する方向に進むべきであることを示しているといえよう。

3.2 中台「宣伝戦」とメディア—何清漣『紅色滲透：中國媒體全球擴張的真相』（八旗文化出版）の出版をめぐる

台湾において2019年3月に何清漣女史の『紅色滲透：中國媒體全球擴張的真相』（八旗文化出版）が出版された。2021年1月現在、日本語訳が出版されていないので、『赤色浸透—中国メディア地球規模の拡張の真相』（以下『赤色浸透』）とでも訳して議論したい。

中国が国外や中国語圏において新しいメディアを設立したり、既存のメディアを買収、あるいは投資したりして、さまざまな方法で自国に有利な輿論環境をつくりつつある現況と関係国のそれへの対応を調査、分析し、警鐘を鳴らしている『赤色浸透』は、中国共産党のメディア管理統制研究に関する同女史の『霧鎖中國：中國大陸控制媒體策略大揭密』（黎明文化事業股份有限公司2006）（何清漣（著）、中川友（翻訳）『中国の嘘—恐るべきメディア・コントロールの実態』2005.2.1扶桑社）に次ぐ著作であり、後者が中国国内の中国共産党のメディア政策を批判的に概観したものに対し、前者はいわゆる「大外宣」（中国对外宣传大布局）（大規模对外宣伝）という中国共産党の対外メディア戦略の実態を明らかにしたものである。

この『赤色浸透』の著者何清漣女史は1956年に湖南省邵陽に生まれ、湖南師範大学を卒業し、復旦大学で経済修士の学位を取得、広州暨南大学で教鞭を執った後、『深圳法制報』の編集記者となり、経済領域から中国の社会矛盾を分析、1998年1月に『現代化的陥穽—中国当代経済社会問題』今日中国出版社（何清漣（著）、坂井臣之助（翻訳）、中川友（翻訳）『中国現代化の落とし穴』2002.11.30草思社）を上梓、中国の現代化の構造的課題点を指摘した。しかし、当然のようにさまざまな圧力を受ける中で、2001年6月、中国を離れ米国に渡り、シカゴ大学、ニューヨーク市立大学、プリンストン大学などで客員研究員となると同時に執筆活動に従事してきた。その中国のメディア研究の成果の一部が上述した『中国の嘘』と『赤色浸透』である。

この二冊はいずれも台湾で出版されたが、『中国の嘘』がメディア研究者からは高い評価を得たものの、内容が直接台湾に関連したものではないことで、社会的には大きな話題とならなかったのに対し、『赤色浸透』はそれが具体的に台湾のメディアに対する中国共産党の「浸透」も題材にしているため、米国から流れて来る中国の「シャープパワー」（Sharp Power・鋭實力）に対する脅威論と相まって、ジャーナリズム研究機関を含む社会的関心と呼んだ。そして、台湾の多くの人々は中国と台湾は「宣伝戦」の渦中にあることを再認識させられた。

台湾大学新聞研究所の張錦華教授は『赤色浸透』に寄せた「導讀1」の中で、文化的、政治的価値の魅力を示す「ソフトパワー」（soft power・軟實力）と様々なルートから浸透し輿論操作などを通じて自国に有利な環境を作り出そうとする「シャープパワー」との違いを明らかにするとともに、「孔子学院」やケンブリッジ大学の「チャイナクォーターリー」（The China Quarterly）の論文削除などを例示し、中国の「シャープパワー」を駆使しての行動を批判し、「中共のシャープパワーは経済貿易市場、活動権さらには生存の安全面に至るまでの中国の影響力、すなわち権威主義国家の総合力を通じて、公開、あるいは非公開で特定の対象に圧力をかけ、影響を与え、相手を屈服、あるいは自己規制させ、その輿論の操作、それに影響を与える効果を生じさせるものである。これは言論の自由に影響を与えるのみならず、さらには民主制度と国家の安全を脅かすものである。」（p.14）と指摘し、そのメカニズムを明らかにした同書を高く評価している。

また、張教授の所属する台湾大学新聞研究所の学生会は2019年5月6日に「紅色警戒：中國大外宣

計畫與媒體資訊戰」(赤色に警戒:中国の大規模對外宣伝計畫とメディア情報戦)というテーマで、何清漣女史と沈伯洋(國立臺北大學犯罪學研究所助理教授、台灣人權促進會副會長)を招き、特別講座を開催した。席上、何女史は「紅色滲透:中國大外宣計畫的十年擴張」(赤色浸透:中国の大規模對外宣伝計畫10年の拡張)、沈氏は「假新聞與民主:中國的媒體資訊戰」(フェイクニュースと民主:中国のメディア情報戦)というテーマで報告が行われ、これに対し質疑討議が行われた。この特別講座開催意図について「2009年、中国政府は大規模對外宣伝計畫を始動させ、大量の資金を世界全体に投入、『発声』している。2019年は、『フェイクニュース』が台湾メディア業界におけるキーワードになり、言論の自由と報道の自由の危機がついに表面に浮上してきた。この10年間、中国はいかにしてその政治と経済力を通じて世界全体のメディア輿論に影響を与えてきたのか、そして、国際的研究によってフェイクニュースの重大被災地区とみられている台湾はまた如何にしていたるところに潜在している情報の襲撃に対応すべきか。台湾の公民社会と公共領域が現実的な侵蝕に直面し、メディア関係者および受信者として、われわれは如何に防御し、再建することができるのか。」という問題意識をもって、何沈両氏の対談を通じて「赤色勢力の台湾メディアへの浸透の現況を検証するとともに、聴講者と共に台湾のジャーナリズムの未来を考える。」としている。(台湾大学新聞研究所ホームページ「【活動】紅色警戒:中國大外宣計畫與媒體資訊戰」)。

つまり、『赤色浸透』の出版は「大外宣」という「宣伝戦」が中国によって全世界的に仕掛けられていることに警鐘を鳴らしたもので、台湾はその渦中にあるので、民主主義制度を守るにはこれに警戒しなければならないと呼びかけているのである。

なお、中国のシャープパワーと台湾の関係については松本充豊の論稿「中国のシャープパワーと台湾」(「交流」2019.1 No.934pp.21-30)が参考となる。

(<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/publications/magazine/2019/1/sharppower.pdf>)

3.3 「反浸透法」の制定

台湾と中国は「宣伝戦」を繰り広げている。その中に台湾のコミュニケーション・メディア環境があるのであり、それは戒厳令の施行時と解除後に関係ないのである。違いがあるとすれば、中国における党国体制がそのまま維持され、さらに強化されつつあるのに対し、台湾における党国体制はすでに解体し、民主化されたことである。その台湾の民主主義体制の下で認められる自由が利用され、中国共産党の「赤色浸透」が行われているのである。それはただ単にメディアについてだけでなく、より重要なのは経済領域におけるそれである。「ひまわり」運動はまさにそれに対する若者の危機感の表出であった。政治と経済を一体として考える中国共産党は経済を通じて政治的目的を実現することを常としている。香港において中国返還後、中国に対し批判的な新聞には、中国企業に広告を載せないようにさせ、経済的な締め付けを行い、従順なメディアに変えてきた。台湾は法治国家であるため、それに対応する法律が必要になる。その営みの一つが国家安全法の修正と「反浸透法」の制定である。

2019年7月に修正された国家安全法はこれまで「中国大陆」が対象であったものを「香港、マカオ、域外敵対勢力」を加え、適用範囲が拡大されるとともに、「發起、資助、主持、操縱、指揮或發展組織」(組織を發起、資金援助、主宰、操縱、指揮あるいは發展させる。)行為などを行った者を最大7年以上の有期懲役に処すなど厳罰化が進められた。

また、2020年1月に制定施行された12条からなる「反浸透法」は第1条で「為防範境外敵對勢力之滲透干預，確保國家安全及社會安定，維護中華民國主權及自由民主憲政秩序，特制定本法。」（域外敵對勢力の浸透介入を防止し、国家の安全及び社会の安定を確保し、中華民國の主權および自由民主憲政秩序を擁護するために本法を制定する。）として制定の目的を明示し、「境外敵對勢力」（域外敵對勢力）の定義を第2条で「境外敵對勢力：指與我國交戰或武力對峙之國家、政治實體或團體。主張採取非和平手段危害我國主權之國家、政治實體或團體，亦同。」（域外敵對勢力とはわが国と交戦あるいは武力対峙している国家、政治実体あるいは団体を指す。非平和的手段を採りわが国の主權に危害を及ぼすことを主張する国家、政治実体あるいは団体もこれと同じ。）としている。また、「滲透來源」（浸透の来源）については、「（一）境外敵對勢力之政府及所屬組織、機構或其派遣之人。」（域外敵對勢力の政府および所属組織、機関あるいはそれが派遣する人。）、「（二）境外敵對勢力之政黨或其他訴求政治目的之組織、團體或其派遣之人。」（域外敵對勢力の政党あるいはその他の政治的目的を訴求する組織、団体あるいはそれが派遣する人。）、「（三）前二目各組織、機構、團體所設立或實質控制之各類組織、機構、團體或其派遣之人。」（前二項の各組織、機関、団体の設立あるいは実質的に支配しているところの各種組織、機関、団体あるいはそれが派遣する人。）としている。そして、これらの指示に従い行動した者には「五年以下の有期懲役刑」をはじめとする処罰規定が明記された。

資料4—「反浸透法」

反滲透法

(2020.1.15公布施行)

第一條

為防範境外敵對勢力之滲透干預，確保國家安全及社會安定，維護中華民國主權及自由民主憲政秩序，特制定本法。

第二條

本法用詞定義如下：

一、境外敵對勢力：指與我國交戰或武力對峙之國家、政治實體或團體。主張採取非和平手段危害我國主權之國家、政治或團體，亦同。

二、滲透來源：

（一）境外敵對勢力之政府及所屬組織、機構或其派遣之人。

（二）境外敵對勢力之政黨或其他訴求政治目的之組織、團體或其派遣之人。

（三）前二目各組織、機構、團體所設立或實質控制之各類組織、機構、團體或其派遣之人。

第三條

任何人不得受滲透來源之指示、委託或資助，捐贈政治獻金，或捐贈經費供從事公民投票案之相關活動。違反前項規定者，處五年以下有期徒刑，得併科新臺幣一千萬元以下罰金。

第四條

任何人不得受滲透來源之指示、委託或資助，為總統副總統選舉罷免法第四十三條或公職人員選舉罷免法第四十五條各款行為。違反前項規定者，處五年以下有期徒刑，得併科新臺幣一千萬元以

下罰金。

第五條

任何人不得受滲透來源之指示、委託或資助，進行遊說法第二條所定之遊說行為。違反前項規定者，處新臺幣五十萬元以上五百萬元以下罰鍰。違反第一項規定，就國防、外交及大陸事務涉及國家安全或國家機密進行遊說者，處三年以下有期徒刑，得併科新臺幣五百萬元以下罰金。第二項所定之罰鍰，由遊說法第二十九條規定之機關處罰之。

第六條

任何人受滲透來源之指示、委託或資助，而犯刑法第一百四十九條至第一百五十三條或集會遊行法第三十一條之罪者，加重其刑至二分之一。

第七條

受滲透來源之指示、委託或資助，而犯總統副總統選舉罷免法第五章、公職人員選舉罷免法第五章或公民投票法第五章之罪者，加重其刑至二分之一。

第八條

法人、團體或其他機構違反第三條至第七條規定者，處罰其行為負責人；對該法人、團體或其他機構，並科以各條所定之罰金或處以罰鍰。

第九條

滲透來源從事第三條至第七條之行為，或指示、委託或資助他人從事違反第三條至第七條之行為，依各該條規定處斷之。任何人受滲透來源指示、委託或資助而再轉指示、委託或資助者，亦同。

第十條

犯本法之罪自首或於偵查或審判中自白者，得減輕或免除其刑；自首並因而防止國家安全或利益受到重大危害情事者，免除其刑。

第十一條

各級政府機關知有違反第三條至第九條之情事者，應主動移送或函送檢察機關或司法警察機關偵辦。

第十二條

本法自公布日施行。

こうした法制化は台湾の言論の自由を損なうものであるという批判の声もある。戒嚴令下の台湾への回帰だとの指摘もある。台湾に住む人々のその答えが総統選挙に現れるとすれば、蔡英文総統の2020年1月の再選がその当面の答えであっただろう。

2020年1月11日23時57分に新華社は「2020年台湾地区领导人选举结果揭晓」（2020年台湾地区指導者選挙結果明らかになる）として、全文次のような「台北電」で蔡英文総統の再選と立法院議員選挙結果を速報した。

新华社台北1月11日电（记者吴济海、查文晔、傅双琪）2020年台湾地区领导人选举投票11日下午4时结束。当晚出炉的计票结果显示，民进党候选人蔡英文、赖清德当选台湾地区正、副领导人，得票817万余张，得票率为57.1%。

另两组候选人中，中国国民党候选人韩国瑜、张善政得票552万余张，得票率为38.6%；亲民党候选人宋楚瑜、余湘得票60万余张，得票率为4.3%。

同时举行的台湾地区民意代表选举结果也于当晚揭晓。在台湾地区立法机构总共113个席次中，民进党获得61席，国民党获得38席，台湾民众党获得5席，“时代力量”获得3席，“台湾基进”获得1席，无党籍及未经政党推荐者获得5席。

(日訳)

新華社台北1月11日電（記者呉済海、査文曄、傅双琪）2020年台湾地区指導者の選挙投票は11日午後4時に終了した。同夜明らかになった票数計算結果は、民进党候補者蔡英文、頼清徳が台湾地区の正、副指導者に当選し、得票は817万余票で、得票率は57.1%であった。

他の二組の候補者の内、中国国民党候補者韓国瑜、張善政は552万余票得票し、得票率は38.6%となり、親民党の宋楚瑜、余湘は60万余票得票し、得票率は4.3%であった。

同時に行われた台湾地区の民意代表選挙結果も同夜明らかになった。台湾地区立法機関合計113の議席の中で、民进党が61議席を獲得、国民党が38議席を獲得、台湾民衆党が5議席を獲得、「時代力量」が3議席を獲得、「台湾基進」が1議席を獲得、無党派および政党の推薦を受けていない者が5議席を獲得した。

上掲の新華社の速報を見れば分かるように、中国は「中華民国総統選挙」と「立法院議員選挙」ではなく、あくまでも「台湾地区」の「指導者」と「民意代表」の「選挙」だとして考えていることを示している。すなわち、この報道には中国と台湾の関係は対等ではなく、中央と地方の関係に過ぎないという台湾を矮小化する党と政府の立場が反映されているのである。「反浸透法」の制定が台湾を「赤色浸透」から守り切れるのか、それは内部的には経済状況の影響を受けると同時に、外部的には国際関係の動向によっても左右されるであろう。

おわりに

「多元文化」をもつ台湾が独立を実現するか否かを決めるのはそこに住む人々の意思にかかっている。こうした「理想」を語るのは現実的ではないであろう。それは独立を認めない中華人民共和国が国連安保理の常任理事国である以上、台湾の当面の活動範囲は限定されるからである。ただ、中国が変わるとすれば台湾に住む人々の意思が優先される時が来るかもしれない。当面、香港における「一国兩制」の現状はその時が近い将来訪れる可能性が大きいことを示している。そして、経済実体としてますます強大化する中国というブラックホールを前に、台湾は自立を維持していけるのか、台湾の為政者はその舵取りが試されて行くであろう。そして、もう一つの要因である国際関係の動向とは一に米中関係にかかっている。強大な中国に対峙する台湾の後ろ盾は言うまでもなく「台湾関係法」をもつ米国である。米中関係の帰趨によって台湾の将来も左右される。ランプ政権は中国との関係を修正し、最終的に中国共産党独裁体制を批判するようになった。それは中国が「一強」であった米国を凌駕するような国力をもつようになるであろうとの危機感を背景にしている。新たに発足したバイデン政権がいかなる政策を採るのかによって台湾をめぐる環境も変わってくる。もとより、中国の「大外宣」、すなわち「赤色浸透」の対象は米国にあった。すなわ

ち、「宣伝戦」の対象として米国があると同時に、台湾もあるのである。あらゆる資源を利用しての「シャープパワー」(Sharp Power・鋭實力)を動員しての「宣伝戦」を戦うことができる態勢が中国共産党一党独裁体制の下では容易に構築されるのに対して、民主主義制度にある国家体制の下では限界があり、フリープレスの原理下にあるメディアはそれに対抗することはほぼ不可能である。

中国共産党は国民党が中国大陆で目指した党国体制を実現し、メディアを完全に統制下に置いている。こうした政治環境が中国共産党の指導するジャーナリズムの中国モデルとなっている。これは台湾の民主主義制度の下にあるフリープレスのジャーナリズムとは相容れないものであることは言うを待たない。国民党にしろ共産党にしろそれぞれ国民革命と新民主主義革命のためにメディアを宣伝の道具として利用してきた歴史を考えると、台湾における戒厳令解除後のフリープレスのジャーナリズムは、一つの実験ともいえる。技術の進歩に伴って、「ネット時代」に生活するようになった人々のジャーナリズム・メディアに対する期待も変容する中で、その「多元文化」から派生する多様性を維持していくことができるか否かは、台湾に住む人々によって決められることになるであろう。しかし、「大一統」を目指す中国の為政者の志向は台湾という一「地方」の「民意」を許容するはずもない。それは、香港の直近の動向を見るまでもなく、明白なことである。

それは日本にとっても対岸の火事ではなく、台湾をめぐる米中関係の帰趨は台湾のみならず日本の将来を決定づけることにもなるであろう。その中で、国交のない台湾を傍観することは、かつて50年にわたって植民統治したにもかかわらず、台湾の人々から高い好感度をもって見られている日本人にはできないであろう。ただ、政治は実利に導かれるものであり、日本政府が1972年に中華人民共和国を中国を代表する政府として認知したことは理由のないことではなかったであろう。その中国を理解しようとするうえで、メディアは中国共産党に管理され、その代弁者であるというリテラシーがあれば、中国のメディアから流される情報に触れた際、共産党が設定するフレームを通してのものであることが容易に理解できる。しかし、フリープレスの原理に基づく台湾のメディアは多種多様でその中から事実を探り出し、一定の結論を見出すことは容易なことではない。

国立国会図書館に「リサーチ・ナビ」(<https://rnavi.ndl.go.jp/rnavi/research-navi.php>)があり、「台湾：サーチエンジン・ポータルサイト」を開設している。「当ウェブサイトは、当館職員が調べものに有用であると判断した図書館資料、ウェブサイト、各種データベース、関係機関情報（以下、「情報源」といいます。）を、特定のテーマ、資料群別に紹介するものです。当ウェブサイトは、紹介する情報源に対して何らかの宣伝や当館による権威付けを行うものではありません。」という「断り書き」があるものの、台湾の情報を得る上で一つの参考となる。例えば、「台湾：放送局」（更新日：2020年6月4日）については、「國家通訊傳播委員會 / National Communications Commission」をはじめ、テレビ局ではTVBS、原住民族電視台 / Taiwan Indigenous、公共電視、全民電視（民視） / FTV、台灣電視 / Taiwan Television (TTV)、中華電視 / Chinese Television System (CTS)、中國電視 / China Television (CTV)、東森電視 / Eastern Broadcasting Company (EBC)、八大電視 / Gala Television (GTV)などの局名を挙げている。また、ラジオ局では、Hitoradio・台北之音・Hit Fm、警察廣播電臺 / Police Broadcasting Service of Taiwan、好事聯播網 / BEST NET、正聲廣播 / Chengsheng Broadcasting、全國廣播 / M-Radio、大眾廣播 / KISS RADIO、寶島聯播網、台北國際社區廣播電台 / International Community Radio Taipei

(ICRT)、中央廣播電台 / Radio Taiwan International、中國廣播公司 / Broadcasting Corporation of China (BCC)、飛碟聯播網 / UFO Network、原住民族廣播電台 / Alian Radio の局名が挙げられている。さらに、新聞などについては、Google 新聞 台灣版をはじめ、The China Post / 英文中國時報、Taipei Times / 台北時報、Taiwan Industry Updates、Taiwan News Online / 台灣英文新聞、自由時報 / The Liberty Times、蘋果新聞網（蘋果日報） / Apple Daily、美洲台灣日報 / Taiwan Daily、中央通訊社 / Central News Agency、中時電子報（中國時報） / China Times、聯合新聞網 / udn.com などの名前が挙げられている。国会図書館職員が経験に基づいて選択したこうしたサイトは多様な台湾メディアの一端に過ぎないが、当面の台湾の動向を知るうえで参考になる。

なお、筆者は Yahoo 奇摩を利用したり、「各地報紙～中文報紙 / 華文新聞報紙 / 報紙新聞 / 媒體刊物 (hi2100.com)」から台湾のメディアにアクセスする。そこには國語日報、中央通訊社、中時電子報、聯合新聞網、東森新聞報、中央日報、中華日報、時報週刊、自由時報、蘋果日報、台灣新生報、中華新聞網、台灣日報、更生日報、立報、Digi Times、人間福報、大成報、銘報、南方快報、公視、台視全球資訊網影音城、華視全球資訊新聞網、中視全球資訊新聞網、台北之音、TVBS 新聞、TVB 每日資訊、民視新聞網、中天電視網、探索頻道 Discovery、中廣全球資訊網、NEWS 98 新聞網收聽などのウェブサイトがある。また、「世界各国網址大全」台湾网站 - 世界各国網址大全 (world68.com) を利用することもある。もちろん、中国の中国台湾網 (taiwan.cn) を見ることも忘れてはいない。

2020年11月18日、中国寄りとされる旺旺中時メディアグループ（旺中集団）傘下にある中天電視網が「國家通訊傳播委員會（NCC）」によって放送免許の再交付が認められなかった。（台北中央社）こうした決定に対して賛否両論がある。その当否についてはしかるべき機関で議論されるであろうが、中台間の「宣伝戦」の外延における出来事であることは確かである。

こうした海峡対岸の中国との「宣伝戦」の渦中にある台湾の「真実」に近づくための「事実」を、フリープレスの原理に基づくコミュニケーション・メディア環境にある「ネット時代」に入った台湾の上掲のメディアから得ようとするとは簡単なようで、簡単ではない。もとより、メディアを通じて流される情報はそれを発信する人、組織、国家によってある意図をもって構成されるものであるというメディアリテラシーの基本に立ち返ることが情報の大海を泳いで行く唯一の方途なのかもしれないが、それ以上に情報の真偽を識別できる素養をわれわれは備えるべきなのであろう。

韓国・言論学の研究動向：2020 年度

小林 聡明*

はじめに

本稿は、韓国における言論学（メディア、ジャーナリズム、コミュニケーション研究領域）の研究動向について紹介し、若干の論評を加えようとするものである。昨年度と同様に、韓国の主要学術誌（『韓国言論学報』韓国言論学会、『韓国言論情報学報』韓国言論情報学会、『言論と社会』社団法人：言論と社会）に掲載された論文すべての概要を紹介する。なお、本稿では、2020年2月から12月に刊行されたものを対象とする。以下、2020年度の韓国における言論学の研究動向について、5つのやや外形的な特徴を示したうえで、今後の研究の広がりに関して、一つの視座を提示してみたい。

韓国の研究動向に見られる特徴として挙げられるのは、第一に、共同執筆されている論文が多く見られることである。こうした特徴は、昨年度までも見られたが、今年度は、共同執筆者に大学院博士課程の院生だけでなく、修士課程の院生のほか、学部生も名前を連ねていた。このことは、学術誌への投稿が博士号取得者に限定されていた時代から、学部生にまで間口が広げられた時代へと変化し、韓国の学術界において、開放性が、さらに増している可能性を想起させる。一方、学術誌への投稿者が減少している可能性も推察される。事実、韓国では、国内の大学院博士課程への進学者が減少している。背景には、韓国の教育・研究機関において博士号取得者向けの就職口が慢性的に不足していることがある。限られた就職口をめぐる激しい競争が起きており、そこでは、アメリカなどに留学して博士号を取得した者が、「国内博士」と言われる韓国での博士号取得者よりも、圧倒的に有利であると言われている。さらに就職口を得るためには、韓国語よりも英語の学術誌への論文掲載が、きわめて有利にはたらくため、英文誌に投稿する傾向が、近年、強く見られる。このことは、厳しい業績評価にさらされている韓国のテニユア研究者にも当てはまる。こうしたことが、韓国語の学術誌への投稿者が減少していると推測される理由として指摘できる。第二に、昨年度までの研究動向にも見られたように、計量的なアプローチによる研究が多く見られ、韓国の言論学分野において、ビッグデータの活用や SNS の分析が攻勢を極めていることである。とはいえ、注目すべきは、本稿で取り上げた学術誌三誌に、顕著な違いが見られることである。たしかに『韓国言論学報』（韓国言論学会）には、計量的な研究が多数、掲載されている。一方で、『韓国言論情報学報』（韓国言論情報学会）や『言論と社会』（社団法人：言論と社会）は、むしろ質的分析に基づく研究論文が、多数掲載されている。こうした違いが存在していることについて、韓国言論学会と韓国言論情報学会が、それぞれどのような性格をもった学会であるのかといった側面などから考察していく必要があるが、ここでは、この必要性を指摘するだけに留めておきたい。第三に、ジェンダーに関連したテーマの論文が、昨年度と比べて減少していることである。韓国社会、とりわけ学術界でジェンダーへの関心が低下したとは言えないため、今年度が、偶然、掲載論文数が少

*こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 准教授

なかったのかは、来年度以降の動きを注視していく必要があるだろう。昨年度と同様な傾向にある点として、第四に、歴史研究が少ないこと、第五に、海外状況をテーマとして分析した論文の少なさを挙げることができる。とはいえ、香港の民主化デモというアクチュアルな事象をテーマとして、韓国の民主化運動と関連付けながら、歴史的な文脈を織り込みつつ、問題意識に裏打ちされた分析を行った李ヘスの論文「記憶の超国家的移動と多方向的接合：香港市民らの闘争が呼ぶ民主化運動の記憶」『韓国言論情報学報』（102巻）が掲載されていたことは記しておきたい。

最後に、今年度の研究動向の特徴として、韓国における言論学の今後の方向性を模索する動きが、これまでの韓国言論学研究の歩みを批判的に捉え返す営為としてあらわれている点を指摘しておきたい。釜山大学教授のチョ・ハンジェは、「韓国言論学の過剰と欠乏」『言論と社会』（第28巻第4号）のなかで、韓国言論学の目標について、「韓国の現象をうまく説明する、理論の開発」であると主張する。だが、韓国言論学では、何かが多く（過剰）、何かはとても少ない（欠乏）状態のため、こうした目標を追求するには困難が生じていると指摘する。チョによれば、韓国言論学の過剰と欠乏は、「結果の過剰と過程の欠乏」「審査の過剰と討論の欠乏」「ジャーナルの過剰と学会発表の欠乏」「垂直的関係の過剰と水平的関係の欠乏」「量的方法の過剰と質的方法の欠乏」「方法の過剰と方法論の欠乏」だという。これらを踏まえ、チョは、方法論的多元主義を提起し、ジャーナリズム研究が「方法論より問題中心」となる必要性を説く。こうした「（制度）構造的側面」の改革だけでなく、研究者間の対話と討論を喚起する多様な方法を考案する重要性など、韓国社会における知的文化の一部である「学術文化」にも改革を迫るチャレンジングな問題提起を行っている。重要なことは、こうした問題提起をめぐる動きが、昨日今日、突然、韓国言論学分野の内部からなされたわけではなく、同分野において、少なくとも20年近く前から地下水脈のように絶えず流れ、存在していることである。例えば、姜明求（ソウル大学言論情報学科教授、現、名誉教授）は、すでに論文“*There is no South Korea in South Korean Cultural Studies: Beyond the Colonial Condition of Knowledge Production*”（Myungkoo Kang, *Journal of Communication Inquiry* 28(3):253-268, July 1, 2004）のなかで、1980年代から2000年代に入るまでの韓国言論学のパラダイムを批判的に検討し、同分野に見られる西洋中心主義的なまなざしや、そこに構造化されているイデオロギーの問題を指摘していた。チョの問題提起も、これまで韓国言論学のなかに残置されてきた研究者の「不満」が、さらに加熱され、顕在化したものとして捉えることができよう。

韓国言論学の歩みに対する批判的な捉え返しが、同分野における歴史研究の側面からも行われている。まず、釜山大学教授の蔡白は、論文「民族紙神話の生成と屈折」『韓国言論情報学報』（102巻）において、植民地朝鮮で発行されていた『東亜日報』と『朝鮮日報』に対する評価の再解釈を迫ることで、韓国言論学の歩み、とりわけ歴史研究分野のパラダイムや蓄積を批判的に捉え返すものとなっている。また、忠南大学教授の車載泳は、「ウィルバー・シュラムの朝鮮戦争心理戦研究とコミュニケーション研究の制度化」『韓国言論情報学報』（第99号）で、冷戦とコミュニケーション研究が、どのように密接に結びつきながら、韓国言論学のパラダイムに影響を与えてきたのかについて考察した⁽¹⁾。それは、韓国言論学が、どのような性格を有しているのかについて、歴史的な文脈から検討することで、そこにまわりついている政治性を踏まえ、今後の韓国言論学研究の方向を照らし出す、一つの重要な手がかりを与えるものとなっていた。

こうした韓国における批判的な捉え返しは、日本でも東京大学教授の吉見俊哉や京都大学教授の

佐藤卓己による一連の研究のほか、本学新聞研究所が行った共同研究プロジェクト『戦後日本における新聞学／コミュニケーション研究の歴史的展開に関する初期的分析－新聞学科の設立とアメリカの知的パラダイムに焦点をあてて』（小林聡明、石川徳幸、米倉律、佐幸信介）などで同様の営為を看取できる。だが、これら日韓に見られる捉え返しは、主としてアメリカとの関係性のなかで試みられてきたといっても過言ではない。ある意味において、問題意識やパラダイムを歴史的な必然性から共有している日韓のアカデミズムにおいて、アメリカや欧州との関係を考慮に入れつつ、東アジアという時空間に地平を広げながら、こうした捉え返しを行うこと。韓国の研究動向を紹介することで、このことの重要性を提起し、本稿を閉じることとしたい。

以下、各誌に掲載された論文の概要についてタイトルとともに紹介する。

1. 『韓国言論学報』

(1) 第64巻第2号 2020年2月

①ニューメディア

「YouTube におけるミュージックビデオのファンダム分析」(崔スンウク、崔ソンイン、李ジェヒョン) は、YouTube で、ミュージックビデオ (M/V) という映像コンテンツが消費され、新たに変形したコンテンツとして作られ、拡散される様相を実証的に、そして、具体的なデータを通じて確認し、これらをファンダム文化の観点から検討した。

②ジャーナリズム、コミュニケーション

「公営放送 TV ニュースの匿名取材源の利用：KBS <ニュース9>と BBC <10時ニュース>の比較分析」(呉ヘジョン、金ギョンモ) は、英 BBC <10時ニュース> (News at 10) の匿名取材源の利用を比較準拠して、KBS <ニュース9>の匿名報道の実態について分析した。

(2) 第64巻第2号 2020年4月

①ジャーナリズム、コミュニケーション

「製品の否定的情報についての公衆のコミュニケーション反応行動研究：企業名声と接触媒体類型 (ポータル・サイト、フェイスブック) を中心に」(李モラン、李ヘス、韓ドンソプ) は、企業の名声によって当該企業の否定的情報に対する公衆のコミュニケーション反応行動が、どのように異なるのかについて検討し、企業の名声と当該企業の否定的情報が伝達される媒体類型が公衆のコミュニケーション反応行動に影響を及ぼす相互作用効果について分析した。「エネルギー転換政策の広報メッセージのフレーミングが、政策支持度に及ぼす影響研究：フレーミングと解釈水準の相互適合性の探索を中心に」(高テソン、金ボヨン、権サンヒ) は、社会的葛藤を触発している原発政策のフレーミング効果に関する実証的な研究を行った。「侮辱罪の国内判例についての経験的研究」(朴チャンヒ) は、韓国社会における実際の侮辱罪訴訟の事例について経験的検討を行い、現実の侮辱罪が、韓国社会の発言の自由および共同体礼節規範に及ぼす影響と侮辱罪を通じて、韓国社会の言説権力が、いかに作用しているのかを探索した。「ジョン・スチュアート・ミルの個別性再考のための対話形式としての討論の自由」(朴ヘギョン、李ホギユ) は、思想と討論の自由を分かちがたいものとするミルが、討論の自由を重要視する点に注目し、その理由と背景について検討

した。「ポータル・ニュース発行時間を通じて見たマスコミのニュース生産慣行：2000年から2017年までのNAVERニュース・データについての探索的分析」(宋ヘヨプ、ヤン・ジェフン、呉セウク)は、記事の流通方式の変化が、どのように記事の生産と流通慣行を変えていったのかを明らかにした。

②放送、コンテンツ、文化

「フーコーの統治性から分析した韓食世界化言説：文化政策、韓食文化館、メディア再現を中心に」(リュ・ドンヒョプ、洪ソンイル)は、韓国料理のグローバル化言説の裏面にある権力、欲望、態度、知識の経済的合理化プロセスを確認し、これを通じて、今日の韓国社会における文化政策の執行と、主体の再編のなかの新自由主義の統治性の影響力を明らかにした。

③PR、広告

「オンライン・グルメ放送(Mukbang)の書き込み研究：食行動関連の認識についてのビッグデータ分析」(安スンテ、イム・ユジン、李ハナ)は、ビッグデータを用いて視聴者の書き込みの反応を分析することで、オンライン・グルメ放送コンテンツが、視聴者の肥満と食行動に及ぼす影響力を検討した。

(3) 第64巻第3号 2020年6月

「デジタル人格権の侵害とインターネット・サービス事業者の責任についての比較法研究」(朴イラン)は、利用者の掲示物による人格権侵害に焦点をあて、インターネット・サービス事業者責任について比較法的な側面から分析した。「PM2.5削減行動の意図に影響を与える要因研究：計画された行動理論(TPB)と規範活性化モデル(NAM)の統合作用」(ク・ユンヒ、安ジス、盧ギヨン)は、PM2.5削減行動の意図について、道徳的規範とともに検討することで、計画された行動理論の説明力を確保しようとする研究であった。

(4) 第64巻第4号 2020年8月

「Insta-toon がデート暴力判決に及ぼす影響と、その過程に関する研究：ニュース記事との比較を中心に」(李スンヒ、安ヒョンス)は、Insta-toon のジャーナリズムを補完する役割という機能性についての探索的研究として、Insta-toon のニュース記事が、受容者の社会イシューに対する認識変化に及ぼす影響を調査した。「言論の理念性向にかかる‘コロナ19’報道フレームの比較研究」(朴ジョヒョン)は、新型感染症に対するマスコミの初期報道の姿勢から、継続的に行われている議題設定過程でのフレーム、または理念性の介入可否について研究した。「青少年の否定情緒が、成人用メディアへの没入に及ぼす影響：青少年スマートフォン以前の媒介効果を中心に」(朴ジヒョン、チョ・ジェヒ)は、成人用メディア利用と没入に影響を与える多様な文脈のなかで、攻撃性、憂鬱および社会的萎縮のような否定的情緒要因が、スマートフォン依存によって媒介されるとき、成人用メディアの没入に、どのような影響を及ぼすのかを検証した。「テレビドラマのなかの母性ファンタジーについての女性主義的考察：KBS ドラマ<椿の咲く頃>を中心に」(チョ・アラ、金ヨンチャン)は、ドラマ<椿の咲く頃>に現れた母の話の根幹を成す母性についての規定と規範

を分析した。「政治的無知についての無知：実際の知識と認知された知識が政治参与に及ぼす効果分析」(金ヒョンウ、李ジョンヒョク)は、政治知識水準と自己評価を核として、ニュース利用、政治対話、政治参与などが、どのように再構成されるのかを示し、政治的無知についての無知(過大評価)をもとに、政治対話と政治参与の構造を再文脈化し、再解釈した。「ポータル・ニュースと書き込みについての政派性の知覚が、ポータル・ニュースの信頼、影響力の知覚および選択的露出に及ぼす影響：保守と進歩利用者の相違を中心に」(玄ギドゥク、ジョン・ナクウォン、徐ミエ)は、政派的ではないメディアであるポータルの政派性の知覚と選択的露出という一見、矛盾した現象について、利用者の偏向した知覚に焦点をあてて説明した。「利用者の情報環境カスタマイズ化が時事知識と SNS 上の意見表現に及ぼす影響：政治性向にかかる選択的露出と偶然的異見露出の役割を中心に」(ユ・ヨン、クム・ヒジヨ、チョ・ジェホ)は、最近、ポータルや SNS 上で購読あるいは友達のつながりなどを通じたカスタマイズ設定が、政治コミュニケーション過程の重要な指標である知識と意見表現に、どのような影響を及ぼしているのかについて分析した。「誰がニュース・カスタマイズ化(customization)を利用し、市民力量に、いかなる影響を与えるのか：Need for Orientation、ニュース・カスタマイズ化、議題多様性の関係を中心に」(Zhien Lor、崔ジヒャン)は、ニュース・カスタマイズ化に焦点をあて、人々が、なぜカスタマイズ化を通じ、ニュースを利用するのか、そしてカスタマイズ化を通じたニュース利用が、市民力量に、どのような影響を及ぼす可能性があるのかを明らかにした。「災害報道フレームが受容者感情と認知に及ぼす影響：具体的感情の媒介効果、メディア様式と脅威信号機能性の調節効果を中心に」(イム・インジェ)は、現在の災害が、多様で、複雑に発生し、展開しているという事実注目し、人々が災害を認識し、備える過程で、コミュニケーション分野が、どのような役割をしなければならないのかについて検討した。「解釈水準と対応水準が気候変動対応行動意図に及ぼす影響：心理的距離の媒介効果と未来／即刻の結果考慮の調節効果を中心に」(咸スングン、金ヘジョン、金ヨンウク)は、解釈水準理論を拡張し、気候変動について、心理的距離に影響を及ぼす多様な変因の分析と、心理的距離の媒介効果の検証によって、対応行動を増加させることのできる多様な変因関係を明らかにした。「AI メディアと擬人化：AI 音声対話型エージェントの擬人化評価尺度開発研究」(イム・ジョンス、崔ジンホ、李ヘミン)は、AI メディアを媒介にした対話型エージェントとのコミュニケーション過程を擬人化の観点から理解するために、エージェントの擬人化水準を評価する尺度を開発した。「‘コリアブ’(Koreaboo)：BTS Universe が憎いパズルの一つのピース」(元容鎮、パン・ヒギョン、李ジュンヒョン、Marisa Luckie)は、北米地域で韓国の大衆文化に過度な関心を置くファンを美化するために作り出された用語である Koreaboo 現象を、BTS ファンダム現象の一部と理解し、この現象を社会的なものに関連した徴候の事件として分析を試みた

(5) 第64巻第5号 2020年10月

「儀礼的、防御的、意図的：韓国の主要新聞エディターの事実確認を中心にしたゲートキーピング慣行研究」(金チャンスク)は、ゲートキーピング過程で進められる事実確認の慣行に着目し、韓国のマスコミにおいて、事実がそのまま確認されない記事、総合的真実とは距離がある記事が生産される原因を明らかにした。「コミュニケーション戦略としてのミラーリング効果：観点需要と外集団についての否定的感情を中心に」(安ジェギョン、閔ヨン)は、心理治療劇で用いられるミ

ラーリング・テクニックと政治心理学における無礼な表現研究をもとにして、ミラーリングを、ミラーリング・テクニックと無礼な語りが交差するコミュニケーション方式として概念化した。「新聞社のCSRは、新聞社の信頼度、言論信頼に、どのように影響を及ぼすのか：編集の責任とCSR活動類型を中心に」(李ヘソン、金スヨン)は、メディアへの固定観念や偏見が、マスコミやジャーナリストに影響を及ぼすように、ジャーナリストに対する肯定的な経験もマスコミやメディアの信頼に影響を及ぼせる点を拡張し、新聞社に対する信頼度がメディアの信頼に影響を及ぼす可能性を分析した。「国内コミュニケーション研究の統計分析方法の元凶と問題点：過去10年間の＜韓国言論学報＞掲載論文の内容分析」(李ビョングァン、金ジェミン、金ジュファン、チャン・ダヨン、権ナヒョン)は、韓国内のコミュニケーション研究において、現在までの統計分析方法の使用現況と傾向を検討し、その結果に基づいて、韓国内における量的研究の統計使用における問題点について議論した。「自我調節資源がメディア・マルチタスキング利用形態に及ぼす影響」(金リュウウォン、鄭セフン)は、メディア・マルチタスキング利用者が、メディアを利用する視点に込められた自我調節機能によるマルチタスキング利用形態の相違を検討し、マルチタスキング利用時間またはマルチタスキング・メディアコンビネーション(テレビ+スマートフォン、TV + PC)を予測した。「マルチメディア環境におけるニュース利用者のニュース選択過程と類型」(金ジュヒョン)は、20代から60代までの、それぞれ異なるメディアを利用するニュース利用者を対象に、深層インタビューを通じて、ニュース利用に関する文脈と選択プロセス、認識などを分析した。「国家経済についてのメディア議題構成：新聞と放送経済ニュース・データ(1998-2017)分析を通じて見た議題の顕著性と位階制」(李ワンス、シン・ミョンファン)は、ニュース組織や記者らが、どのようにイベントやイシュー、ソースを異なるものとして比較し、相対的な選択や強調、記述を行うのかについて説明する議題形成理論を適用し、韓国メディアが強調する経済トピックの位階について体系的に検討した。「新型コロナウイルス発生による経済危機評価についての非個人的影響仮説検証：経済単位と評価視点についての知覚分化を中心に」(李ワンス、崔ミョンイル、ユ・ジェウン)は、全世界に広がった新型コロナウイルス発生による経済危機について、人々が個人経済、社会経済、そして国家経済を、どのように異なって知覚するのかについて分析した。「ディープ・ラーニング基盤の動画処理アルゴリズムを通じた19代テレビ討論映像分析：候補者の登場頻度、表情、応答方向についての分析」(崔ユンジョン、鄭ユジン、ユン・ホヨン、金ミンジョン、金ナヨン、チェン・ル、シン・ジュヨン、李ジュヒ、金ナヨン、ヨ・ウン、カン・ジェウオン)は、大統領選挙のテレビ討論における政治家の登場頻度、表情、応答方向について、映像分析を通じて、明らかにした。

(6) 第64巻第6号 2020年12月

「モバイル寄付アプリケーション・メッセージ類型と寄付方式がモバイル寄付の意図に及ぼす影響」(金ユンギョン、朴ナムギ、シン・ウンス、チャン・ウンチェ)は、モバイル・アプリケーションが、利用者にメッセージを提供するとき、寄付に対する利用者の態度やアプリケーション利用の意図が、どのように肯定的に変化するのかを検証したうえで、モバイル寄付アプリケーション開発者に利用者が、寄付をするように誘導できる方案を提示し、利用者には多様な寄付の方法を示すことで、寄付に対するまなざしを変化させる契機を明らかにした。「視覚障がい者のフェイス

ブック利用：深層インタビュー研究」は、急変するスマートメディア環境において、情報脆弱階層に分類される視覚障がい者がフェイスブックを、なぜ、どのように利用するのか、フェイスブックで、情報や知識、情緒などの社会的資源を、どのように共有し、そうした共有行為の要因は、いかなるものであったのかについて体系的に分析した。「ソーシャルメディア上での言語規範が共有行為に及ぼす影響：南北首脳会談ツイッターに対する多層ハードル・モデル分析」(チュ・ホジュン、金ヨンチャン)は、2018年の第1回南北首脳会談時にツイッターで流通したメッセージを分析し、利用者による他者との共有行為に関する考察を行った。「K-ビューティー産業のカラーリズム」(朴ソジョン)は、韓国メディアおよびビューティー産業であらわれたカラーリズムについて、美白をめぐる言説を形成、媒介、強化してきた「メディア-ビューティー複合体」の観点から分析を試みた。「大韓民国は、これまでの20年間‘北朝鮮’と‘統一’を、どのように見ていたのか：言論報道ビッグデータ分析および国民認識終端研究」(朴ジョンミン、鄭ヨンジュ、チュ・ホジュン、金ヒョンウ)は、2003年以後の「北朝鮮」と「統一」が含まれたNAVER内の約40万件の記事の言語形態および感想と、同時期に行われた対国民意識調査標本を分析することで、政府と政派的なメディアによる記事内での言語的強度、情緒的表現頻度、情緒の方向性の相違を明らかにした。「我々はどのようにロボットを作り出していつているのか：2010-2019年のテレビニュースに登場した人工知能ロボットの伝達方式と特性に関する探索的研究」(孫スンエ)は、新たな技術が、ある社会に導入され、拡散されていくなかで、人間の選択が、技術の形態と発展方向、結果に、すべて影響を及ぼすという技術の社会的形成理論を基盤として、過去10年間のテレビニュースに登場したロボットの特性について実証的な分析を試みた。「企業の正当性と持続可能性コミュニケーション：持続可能性の情報公示の決定要因に関する比較分析」(尹テイル、辺ヘヨン)は、企業の税務情報データとGRI(Global Reporting Initiative)持続可能性公示データベースを利用し、持続可能な経営への正当性圧力が、韓国企業とグローバル企業の情報公開に、いかなる影響を及ぼすのかについて分析した。「韓国の10代青少年 YouTuber：制作者としての能動的利用者概念研究」(安ソジン、金ヨンチャン)は、韓国の10代の青少年 YouTuberが見せる制作およびYouTube活動の動機、制作・アップロード・コミュニケーション過程への知覚や、YouTube活動が自らの生活にもたらした肯定的、否定的効果についての知覚を分析することで、変化するメディア環境のなかで「デジタル・ネイティブ」である青少年の理解を助けようとするものであった。「知覚されたメッセージ効果性は、実際、メッセージの効果を、どれほど反映するのか」(李ビョンヒョン、鄭ソウン)は、説得キャンペーン・メッセージの効果を事前に予測するために、実務者が活用する知覚されたメッセージの効果性(PME)をめぐる方法論について考察した。

2. 『韓国言論情報学報』

(1) 第99号 2020年2月

「1960年代の韓国社会とジャーナリズム理念の性格」(金ナムソク)は、1960年代の韓国社会とジャーナリズムに影響を与えた理念を提示し、その性格を究明した。「ネットワーク時代の地域価値と地域放送プラットフォーム化に関する試論的探索」(金ジェヨン)は、OTTなど新しいサービスの成長によって存立自体が脅威にさらされている地域放送の新たな突破口を指摘した。「個人化されたサービス要因が使用者の持続的な利用意図の影響に及ぼす研究：YouTubeの技術需要モ

デルを中心に」(マリヤオ、権サンヒ)は、ビッグデータとアルゴリズムを活用した個人化されたサービスが、その利用行動に、どのような影響を与えるのかを解明した。「移住活動家を活用した多文化メディア教育プログラム開発のための試論的研究」(元スクギョン)は、先住民を対象にした多文化(メディア)教育を行う移住民出身の多文化講師にインタビューを行い、先住民対象多文化(メディア)教育の現況と、その問題点を明らかにした。「ポスト・トゥルースの認識論を越える：真実の共同体なのか、対話する共同体なのか」(ユ・ヨンミン)は、ポスト・トゥルースという問題的な徴候について解釈学的再認識を試みた。「潜在階層分析を通じたニュース利用者らの‘ニュース・メディア・レパトリリー’分類および効果」(李ガンヒョン、朴ジュンギユ)は、特定メディアを通じたニュース利用形態に焦点をあて、メディア間の境界を超えるニュース利用者の行為を「ニュース・メディア・レパトリリー」の観点から分類し、その結果で導出された4つのレパトリリー類型集団の特性と関連した変数の効果を明らかにした。「心理的・物理的距離と記憶の差異：4・16セウォル号惨事犠牲者追慕映画<君の誕生日>のなかの人物の記憶現実を中心に」(李ワンス、ヤン・ヨンユ)は、4・16セウォル号惨事の追慕映画<君の誕生日>に登場する事故の犠牲者である10代の青少年の死に対する個人と社会記憶の体系について分析した。「高麗末朝鮮初期における王権の問題と太宗の臺諫言論認識」(李潤馥)は、朝鮮王朝・太宗の全時期を対象に、初期(太宗の政治制度整備時期)、中期(肥大した公式権力に対する牽制および王権の安定期)、後期(太宗自身の後継問題と関連した葛藤期)に分け、『太宗実録』に現れた臺諫言論関連の代表的事件を中心に、太宗の臺諫言論活動に対する認識について分析した。「参与的ニュース利用の効果：メッセンジャー、SNSを通じたニュース利用とニュースおよびジャーナリストに対する信頼」(張ユンジェ、金ミラ)は、メッセンジャーとSNSを通じたニュース利用とニュースおよびジャーナリストに対する信頼感の関係と、その過程でニュースの共有および書き込みのような参与的活動の役割を明らかにした。「ウィルバー・シュラムの朝鮮戦争心理戦研究とコミュニケーション研究の制度化」(車載泳)は、シュラムが、心理戦研究プロジェクトを行うにいたった文脈とプロセスを分析し、そのプロジェクトの内容と結果の検討、そしてシュラムによるプロジェクトの遂行が、主流コミュニケーション研究の制度化に及ぼした影響を明らかにした。

(2) 第100号 2020年4月

企画論文・メディア生産研究への招待

「‘今、ここから’生産研究という主体と問題意識をふりかえる：ジャーナリズムと批判的生産研究との結合を中心に」(李ギヒョン、黄キョンア)は、批判的ジャーナリズムと生産研究のコンビネーションにおける核心の事例を詳細に検討し、生産研究に力が注がれてきた問題意識と対案的なアプローチ方式の成果と含意を具体的に論議した。「‘社会告発’から‘探索報道’番組への進化：テレビ時事ジャンル形成と政策の歴史的文脈(白美淑)は、KBS<追跡60分>で開始された社会告発の番組から探索報道番組<ニュースビジョン東西南北>にいたる時事ジャンルが進化していく過程について分析した。

(3) 第101号 2020年6月

①企画論文：メディア生産研究への招待

「メディア生産研究の系譜：研究の伝統と資源の継承および断絶」(朴ジンウ)は、言論学研究における「メディア生産(者)」の研究史的背景と知的資源を検討することで、現在の生産研究との間に、継承と断絶が、どのような関係にあるのかを分析した。「メディア生産(者)研究の方法論的争点：伝統的メディア対象研究を中心に」(イム・ヨンホ)は、これまで韓国での伝統的なメディア関連生産(者)研究の動向を分析し、主として研究設計と分析過程で発生した方法論的争点について検討した。「メディア生態系における変化と生産者研究」(李ヒウン)は、次第に可視化されているメディア生態系の特性と変化を理解しなければならない理論的必要性を提示し、そのメディア生態系のなかで生産者研究が、インフラ研究と出会う可能性を指摘した。「流動する青年らのメディア労働：2・30代のメディア生産者を中心に」(李ソルヒ、洪ナムヒ)は、外注／独立制作者PD、総合編成チャンネルPD、ウェブ企画コンテンツ制作者の代表制作者、YouTubeクリエイター、フリーランスPDなどメディアコンテンツ制作産業で多様な「周辺部」となっている20代、30代の労働者青年9人にインタビューを実施し、メディア産業の労働状況と、その構造的な問題を照らし出した。「プラットフォーム生産者と日常性：日常Vloggerの生活と労働」(金イエラン)は、日常のVloggerの現象において、逢着された新たなメディア生産者を「プラットフォーム生産者」として概念化し、その開始と成長、労働過程、作品の美学的特性、社会的関係の含意、経済的条件と対応戦略、職業的アイデンティティを分析した。

②一般論文

「オンライン・ヘイト表現規制の争点と対案：規制機関担当者、市民団体活動家、研究者および被害経験者深層インタビューを中心に」(金スア、金ミンジョン、李ドンフ、洪ソンイル)は、オンラインにおけるヘイト表現規制の現実と対案について、関係機関の行政担当者および被害経験者、研究者に対するインタビューを通じて、検討を行った。「フェイク・ニュースとファクト・チェックニュース露出集団のメディア利用とニュース認識、そしてリテラシー関係」(金ヒョンジ、鄭ウンリョン、金ウンミ、ヤン・ソウン、李ジェウ、カン・ミンジ)は、多重のチャンネルで同時にあらわれたフェイク・ニュースとファクト・チェックの受容が、どのような認識の差異をみせるのかを検討することで、批判的なニュース利用能力を涵養するための教育戦略とジャーナリズムの発展方向について論じた。「犯罪ニュース生産慣行研究：慣行の形成要因と実践的解法」(朴ヨンフム)は、慣行を改善する過程で、記者の役割が持つ重要性に注目し、前・現法曹出入記者とのインタビューを通じて法曹ニュースの生産慣行の実態と原因を把握し、歪曲された慣行を改善するための実践的解法を模索した。「大学生のAIスピーカー利用に影響を与える要因に対する探索的研究：疑似社会的相互作用理論と期待一致理論を中心に」(白サンギ、張ビョンヒ、金ホン)は、テレビ、インターネットなどの既存のメディアとは異なり、主に個人空間において一人で使用するAIスピーカー利用に影響を与える要因を明らかにするために、大学生によるAIスピーカーの利用について分析した。「デジタル・インパクトと専門職主義が言論労働の職務満足に及ぼす影響研究」(李ゴンヒョク、元スクギョン、鄭ジュンヒ、安チャス)は、主としてデジタル・インパクトとしてあらわれる取材慣行の変化と権威的経営スタイルが、どのように新聞従事者の労働集約度を強化させ、職務満足度を低下させるのかについて、労働組合とともに実施した世論調査を用いて、分析した。「犯罪ニュース・ヘッドライン言語と意味構成：ポータル・サイト‘NAVER’に報道された犯

罪類型別意味ネットワーク分析を通じて」(李ワンス、崔ミョンイル)は、ポータル・サイト‘NAVER’に報道された韓国における4大犯罪を類型別にカテゴライズし、この意味ネットワークの分析を通じて、犯罪ニュース・ヘッドラインの言語構成を体系的に分析した。「言論は済州4・3を、どのように報道するのか：保守紙と進歩紙、地域紙の比較研究」(鄭ヨンボク)は、韓国の歴史上、ひとつの地域で発生した民間人虐殺では最大の犠牲を強いられた済州4・3について、2000年4・3特別法の制定と2003年4・3真相調査報告書の確定、2014年の国家追念日の指定などの一連の出来事について、韓国の保守新聞と進歩新聞、地域新聞が、どのようなフレーム類型を通じて報道したのかを分析し、理念的性向と地域性の相違を明らかにした。「＜アナと雪の女王2＞に現れたジェンダー再現の問題：＜アナと雪の女王＞との叙事構造の比較を中心に」(チュ・ヒョンイル)は、＜アナと雪の女王＞と＜アナと雪の女王2＞の叙事構造を比較することで、前者に比べ、後者がジェンダーの再現問題に関し、どのように変化を示しているのかを明らかにし、＜アナと雪の女王2＞のジェンダー再現が有する意味について議論した。「韓国人の気候変動についての脅威認識地形導出：深層インタビューを通じた専門家と一般人の脅威認識比較」(韓ビィナラ、金ヘジョン、金ヨンウク)は、韓国人の専門家と一般人の気候変動に対する認識について比較し、これらの認識が、気候変動への対応に関する公衆の行動意図および政策支持に、どのように影響を及ぼすのかについて分析した。「ニュース・リテラシーがフェイク・ニュースの影響力知覚と規制態度に及ぼす影響：フェイク・ニュースの範囲認識の調節効果」(許ユン Chol)は、第三者効果の枠組みにおいて、ニュース・リテラシーが、フェイク・ニュースの影響力の知覚と規制の態度に、どのような影響を及ぼすのかを解明した。

(4) 第102巻 2020年8月

「メディア文化研究における映像方法論の活用のための方法論的省察：参与とデジタル環境の問題を中心に」(キ・イェジュ)は、メディア文化研究において映像の学問的利用を検討し、既存の映像方法論を参与的映像方法論を拡張することで、参与的映像方法論が、どのような活用可能性を持ちうるのかについて、その機能とともに考察した。「信用貨幣の空間生産研究：Hyundai カード広告テキスト分析を中心に」(金ジョン)は、広告の空間再現、都心の再現空間、空間再現と再現空間間の相互テキスト性を知覚する空間実践を通じて、どのように信用貨幣の空間が生産されているのかについて、Hyundai カードに注目して分析を試みた。「メディア利用者パラダイムの再構成：‘批判的政策’の技術遂行的含意」(李クァンソク)は、カルチュラル・スタディーズの核心テーマのなかの一つとなっている利用者研究の同時代性について批判的探索をおこなった。「テレビが提供する‘人文芸能’の特徴と明暗：＜アルスルシンチャップ＞に関する重層的なテキスト分析を中心に」(李ギヒョン、蔡ジョン、金ジス、ユ・ハビン、李タンビ、シン・ジョンウォン、呉ヒスク、玄ヒジン、李ナムギョン、李ソルア)は、社会的に大きな話題となり、論争を引き起こしている、いわゆる「人文芸能」の特性と文脈について、バラエティ番組＜アルスルシンチャップ＞に焦点をあてて、多面的に考察した。「クリック誘導性ニュースが一般的なニュースの利用に及ぼす効果」(李ソンミン)は、記事のテーマや主要な情報を伝えず、本文にない内容に言及するクリック誘導性ニュースについて、利用者を刺激する扇情性と利用者を欺く欺瞞性に概念化したうえで、ニュース利用者500人余りを対象にオンライン実験を実施することで、クリック誘導性ニュー

スがニュース利用に及ぼす効果を明らかにした。「記憶の超国家的移動と多方向的接合：香港市民らの闘争が呼ぶ民主化運動の記憶」(李ヘス)は、2019年6月の逃亡犯条例改正案反対から始まった香港のデモにおいて、デモ隊が国家暴力に対抗する方法で過去の民主化運動の記憶(1989年中国天安門事件、2014年香港の雨傘革命、1980年韓国の民主化運動)を呼び戻す現象に注目し、multidirectional memory 理論にもとづいて、香港のデモの展開と様相を追い、非同時的に散在してきた記憶の接合がもたらした効果と社会文化的含意について導出した。「民族紙神話の生成と屈折」(蔡白)は、「東亜日報」と「朝鮮日報」が植民地支配に抵抗し、民族のために闘った民族紙と評価される一方、昨今、市民団体が清算しなければならない新聞として批判されるなど、両紙をめぐって正反対の評価がなされていることについて、民族紙の神話という観点から分析を試みた。

(5) 第103巻 2020年10月

「アメリカ覇権の助力者あるいは他者主義促進者? : ‘コロナ19’ をとりまく国際社会の覇権競争と国内言論の言説政治」(金ソンヘ)は、覇権戦争の言説と結合したコロナ10を事例として、韓国国内の言論が、どのように公論場の管理者となっているのかについて分析した。「女性ゲーマーは、銃をとることができるのか? : FPS ゲームをプレイする女子絵の身体に対する現象学的研究」(金ジユン)は、ゲーム共同体における女性差別的な文化が、女性ゲーマーに対して、どのように作用しているのかについて現象学的な身体の観点から分析した。「女性嫌悪言説の競合と共存：小説<82年生まれキムジヨン>現象を中心に」(金ヒョン、孫ビョンウ)は、最近の「キムジヨン現象」を引き起こした小説『82年生まれキムジヨン』を中心として、差別的な社会構造に抵抗する小説と、彼女らを取り巻く女性嫌悪の言説変化を捉えることで、韓国社会に根深い女性嫌悪現象に亀裂が生じる可能性について検討した。「コンピューティショナル・プロパガンダについての探索的試論：政治的 bot と社会政治的意味を中心に」(ユ・ヨンミン、金ソンヘ)は、コンピューティショナル・プロパガンダの現象に関する探索的試論を試みることで、bot のような非人間要素と結合した新たなプロパガンダ慣行と、その意味についての学界の関心と共同体次元の論議を進展させた。「‘情報公開法’上の個人情報保護と公益の調和：コロナ19パンデミック下のプライバシー侵害を中心に」(李クンオク)は、「公共機関の情報公開法」の例外規定である「個人の自由と私生活侵害の保護」のうち「公益や個人の権利救済」に注目し、コロナ19パンデミック下での感染者の個人情報および位置情報の公開時に発生する法的問題と盲点について検討した。「朝鮮朝太宗時期の主要な社会経済的懸案の処理と臺諫言論の役割：奴婢関係法令の整備および楮貨法の施行を中心に」(李潤馥)は、奴婢関係の法令整備および楮貨法施行を事例として、臺諫が、当時の国政運営過程において、どのような役割を果たしたのかについて分析した。「全国日刊紙の地理的分布と類型間競争様相」(イム・ヨンホ、崔チャンシク)は、全国紙を5つの分類・区分し、それぞれの地理的な分布状況と特性、そして各類型間の関係について、4つの圏域および16の行政区域別の浸透率を通じて解明した。「韓国テレビ家族ドラマを通じて見た1990年代以後、対人コミュニケーション関係の変化：蔡白、カン・スンファ、許ユン Chol」は、同一の原作で1996年と2017年に制作された二つのテレビドラマを対象に、そこに登場する人物のコミュニケーション関係について分析した。

(6) 第104巻 2020年12月

「コロナ19に対する死の顕著性が政府対応への意見両極化に及ぼす影響：選択的露出の媒介効果と政治的性向の調節効果を中心に」(金ヨンウク、金ヘジョン)は、コロナ19に対する死の顕著性が、政府の対応に関する意見の両極化に及ぼす影響に、どのような選択的露出の媒介効果と政治的性向の調節効果を引き起こすのかを明らかにした。「韓国言論の犯罪報道、何が問題なのか：事件記事と犯罪ニュース・モニター集団深層インタビューを通じて」(ヤン・ヨンユ、李ワンス)は、事件記者集団とニュース・モニター専門家集団が、犯罪ニュースについて、どのような認識と評価、そして視角を有しているのかを解明した。「SNSのニュース・コンテンツ利用動機がコンテンツ類型別利用料に及ぼす影響：参与行為の媒介効果検証を通じて」(張ジョン、ジョン・カヨン、ユ・セギョン)は、変化するメディア環境において、人々が、どのような目的を持ってソーシャルメディアで、ニュースを利用しているのか、その利用動機を考察し、代表的なコンテンツの類型別利用量に影響を与える利用者の参与行為が有する媒介効果について検証した。「‘# MeToo’以後、ジェンダー・イシュー報道の成果と限界：崔イスク、張ウンミ、金セウン」は、# MeToo運動以後、ジェンダー問題報道に現れた進展が、どのようなものであり、依然として残されている問題について検討し、今後、言論が、どのような問題を重要視して考慮しなければならないのかについて提言を行った。

3. 『言論と社会』

(1) 第28巻第1号 2020年2月

「貧しさの再現の政治学：映画＜パラサイト＞を中心に」(韓ソンヒ)は、韓国社会において、解決されずに存在し続けている社会的両極化現象を扱った映画＜パラサイト＞を手がかりとして、映画における貧しさの再現方式と、それを土台に繰り上げられる制限の政治について分析した。

(2) 第28巻第2号 2020年5月

「映画と‘ポリティカル・コレクトネス’に関する論争：＜キャプテン・マーブル＞と＜アベンジャーズ：エンド・ゲーム＞、＜リトル・マーメイド＞を中心に」(韓ソンヒ、李ヒョミン)は、2019年に話題となったディズニー映画を取り巻いた「ポリティカル・コレクトネス」論争を検討し、韓国社会における「ポリティカル・コレクトネス」が、どのように想像されているのかについて批判的に考察した。

Critical Forum

「見知らぬ他人の死のイメージを前に：チュ・ヒョンイルの＜＜写真と死＞＞に対する批判的読解」(金ビョンソン)は、「死の写真」というテーマで「死の再現」問題と写真が陽性する「他人の苦痛と死に対する倫理的問題」を考えるチュ・ヒョンイルの『写真と死』を批判的に読み解いた。

(3) 第28巻第3号 2020年8月

「批判の科学性と方法の規範性：批判コミュニケーション論小考」(カン・ジェホ)は、韓国における批判コミュニケーション論の発達と展開過程について、4つの理論的戦略、すなわち文化帝国

主義批判、脱西欧化、脱植民化、土着化で再構成し、評価した。「報道された貧民村と報道されない貧民村：脱植民主義的に貧困の空間を読む」（タク・ジョンハン）は、貧困が密接した空間、そして、そこに居住する貧困な他人が、大衆に、どのように描写されてきたのかについて分析した。

（4） 第28巻第4号 2020年11月

「プラットフォームの先有と抵抗：配達プラットフォーム労働と AI 労働の社会的構成」（朴ソンヒ）は、AI をはじめとしたデジタル技術が、主として経済成長と雇用創出という観点で議論されてきた現実の問題意識を置き、AI アルゴリズムで運用されるプラットフォーム労働についてコミュニケーションの観点から検討した。「権力と抵抗：パレーシアと対抗導き、そして方法としてのコーディング教育」（朴スニイル）は、フーコーが向きあった権力と抵抗のアプリオリにしたがい、それを現在性の平面に位置付け、新たな読みを試みた。

企画論文

「ジャーナリズムの境界解体、持続、あるいは進化的再形成：システム論的分析機能性の探索」（朴ヨンフム、鄭ジュンヒ）は、伝統的ジャーナリズムの危機を境界の解体、すなわち「脱境界化」概念を中心に分析し、ルーマンのシステム論を通じて、ジャーナリズムの転換という経験的現象を説明した。

Critical Forum

「ネットワーク研究はコミュニケーション研究となれるのか：情緒的コンピューティング（affective computing）に関する科学レトリック小考」（成ミンギユ）は、人間のコミュニケーションをコンピューター演算と同一視し、正当化する一連の工学的、神経生理学的アプローチについて批判的に考察した。「韓国言論学の過剰と欠乏」（チョ・ハンジェ）は、韓国における言論学研究において、何が過剰であり、どのようなことが欠乏しているのかについて、学問・教育の基本制度に該当する「（制度）構造的側面」と、その社会の知的文化の一部である「学術文化」に照らして検討した。

（1） 車の論文は、『ジャーナリズム&メディア』（日本大学新聞学研究所、第15号）に全訳が掲載されている。

詳しい内容と解説は、そちらを参照していただきたい。https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/journalism/journalism_15/each/11.pdf

2020 年度新聞学研究所事業報告

○共同研究プロジェクト

「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」

研究代表者 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）
 研究分担者 柴田 秀一（日本大学法学部新聞学科教授）
 塚本晴二郎（日本大学法学部新聞学科教授）
 米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）
 中 正樹（日本大学法学部新聞学科准教授）
 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科准教授）
 山口 仁（日本大学法学部新聞学科准教授）
 三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）
 大井 眞二（日本大学名誉教授）

「テレビ番組の映像資料を利用した「多様性」等に関する研究」

研究代表者 米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）
 柴田 秀一（日本大学法学部新聞学科教授）
 小林 義寛（日本大学法学部新聞学科教授）
 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科准教授）
 三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）

研究の概要

本共同研究は 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災後のテレビ放送の報道内容を分析し、災害時におけるニュース報道及びほかの関連する映像情報を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのデータベース構築を目的として、2013 年度からその研究を始めた。

2011 年 3 月 11 日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6 局）のテレビ映像を JCC の MaxChannel を使用して録画・保存を行っている。これら映像データは東日本大震災という未曾有の危機を保存した価値のみだけではなく、その後のテレビ映像も長期間データとして保存していることに、今後のジャーナリズム研究及びマスコミュニケーション研究の分野にとって大きな価値を持つと考えられる。本研究では、これまで①映像データ保存とニュース及びその他の関連する映像情報の分類をはじめとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行い、こうした研究成果の一部は本研究所シンポジウムにおいて公表して

きた。また、2020年3月7日に本学で「アーカイブ映像の研究利用と教育利用」をテーマにシンポジウムを開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響で開催ができず、ジャーナリズム & メディア 16号でシンポジウム登壇予定者に原稿を寄稿していただいた。

2020年4月、大学の情報システムがWindows7対応からWindows10対応に変更されたことに伴い、録画・保存システムの大幅な変更を行った。従来は、Windows7対応のMaxChannel3台で録画を行っていたが、これをWindows10対応のMaxChannel2台に集約した。また、従来は、MaxChannelに録画したテレビ映像をHDDに保存していたが、新システムでは本学のクラウド上に保存することとした。また、HDDに保存していた番組データを順次、クラウドにアップする予定であったが、コロナ禍の影響で本年度は実施できなかった。

クラウドにアップしたことにより、2020年度4月以降のテレビ映像は、より多くの研究者が使用できるようになった。また、昨年度から、大学院生の研究や研究指導部門で番組アーカイブを活用してきたが、本年度からはクラウド上にテレビ映像をアップしたことで、大学院での授業、学部のゼミナール研究などで番組アーカイブを使用するなど活用幅が広がった。

○研究指導

「メディア分析の手法—ドキュメンタリー分析—」

日本大学新聞学研究所は、2011年3月からテレビ番組のアーカイブ事業に取り組んできた。そして、2018年度から毎年二度にわたり、このアーカイブを用いつつ修士論文・博士論文を執筆するうえで不可欠なメディア分析の手法を講義で取り上げてきた。

2020年度春学期は新型コロナウイルス感染症の流行による、オンライン講義等への移行期間であったこともあり、オンライン上での研究指導の依頼を検討できなかった。秋学期は、ドキュメンタリー分析を専門とする福山大学の丸山友美先生をお招きし、その手法を教授していただいた。ドキュメンタリー分析は、ドキュメンタリーのみならず、ニュースや様々な映像の分析にも適用できるものである。講義で取り上げられた障害者に関するドキュメンタリーは、東京五輪が行われる場合や、日常的なニュースにおける社会問題のメディア表象を分析する際に参考となる視座を提供するものであった。

○研究会

「戦後ジャーナリズム研究における「客観報道」」

報 告 中 正 樹（日本大学法学部新聞学科准教授）

開催日時 2020年10月29日（木）17時00分～

場 所 Zoomによるオンライン開催

「ジャーナリズムと社会問題の構築」

報 告 山口 仁（日本大学法学部新聞学科准教授）

開催日時 2020年12月10日（木）17時00分～

場 所 Zoom によるオンライン開催

「震災テレビアーカイブでみる映像イメージの構築」

報 告 加藤 徹郎（法政大学講師）

開催日時 2021 年 1 月 21 日（木）17 時 00 分～

場 所 Zoom によるオンライン開催

ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 4 月 1 日施行
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 24 年 7 月 19 日改正
 平成 25 年 6 月 20 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員、非常勤教員および新聞学研究所所員、新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し、研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは、未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
 ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨、主張の一貫性と明証性 ③一定の知見、結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは、未公刊の論文で、現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは、未公刊で、明確な結論には至っていないが論文としての要件 1－①、1－②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは、現地調査、計量調査、面接調査等の調査によって得られた資料、記録、知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は、未公刊であり、研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて、研究所が許可したものとする。ただし、研究所の依頼により書かれた論文等は、査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に、日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - ① 原則として、Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで、16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし、研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - ② 写真、図表等は、本文原稿の中に組み込むこと。ただし、メールでの添付ファイルには、写真、図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話（Fax）番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体（斜体）で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本（単著）：著者名（公刊西暦年）『書名』発行所

単行本（共著の一部）：著者名（公刊西暦年）「論文名」編著者名『書名』発行所

雑誌：引用論文著者名（公刊西暦年）「表題」『掲載雑誌名』巻（号）発行所

[引用・参考文献の例]

福田充（2010）『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版

小川浩一（2005）「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版

塚本晴二郎（2007）「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は＝で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair（1998 = 2006）The Sociology of Journalism, London: Arnold.（小川浩一・赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版）

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを（氏名 文献発行年：引用ページ）の形式で記入する。

（福田充 2010）（福田充 2010：36—37）（B.McNair 1998 = 2006：55—56）

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、（氏名1 文献発行年：引用ページ；氏名2 文献発行年：引用ページ）とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「；」で区切って列記する。

（荻谷剛彦 2001：135；2009：43）（B.McNair 1996：14；1998：18—19）

(エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。

(橋本俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)

(オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。

(福田充 2010 : 26, 37)

(カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。

(B.McNair 1998 = 2006 : 37)

(キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

(2) 「方式 2」

(ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式 2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。⁽¹⁾」「……と言える。⁽¹²⁾」

(イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。

② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。

③ 図 (写真を含む)・表には、図 1, 図 2, …, 表 1, 表 2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文 (キャプション) を付ける。

[説明文の事例]

図 1 学力格差と階層

表 1 新聞購読と所得

4 ページ番号 (ノンブル) の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告 (本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定
平成19年4月1日施行
平成29年3月3日施行
平成29年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要があるときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職 員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱 託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧 問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経 理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Journalism & Media

CONTENTS

【FEATURE】

Expanding Possibilities for Utilizing TV archives

— *Thinking from Practical Examples and Precedents of Research and Education* —

MIZUSHIMA, Hisamitsu; KOBAYASHI, Naoki, Roundtable: What is the Archive Trying to Change between
“Broadcasting” and “Broadcasting Research”?

NISHIDA, Yoshiyuki, Practice of Using Television News for University Education

SUZUKI, Takanao, Use of TV Archives in University Education

— Program Streaming Service for Universities at Broadcast Programming Center of Japan —

【BIBLIOGRAPH & DATA】

YAMAMOTO, Kenji, Regulations on Ecological Governance of Network Information Content

【MEDIA REPORTS】

ABE, Keisuke

KATANO, Toshihiko

【BOOK REVIEW】

NAKA, Masaki

【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】

MITANI, Fumie

ITOH, Eiichi

YAMAMOTO, Kenji

KOBAYASHI, Somei

編集後記

日本のメディアの現況を把握する際にいくつか参照する資料がある。まず、全体像を把握する際には電通が毎年公表している「日本の広告費」が参考となる。2020年3月に公表された「2019年 日本の広告費」では、「インターネット広告費」が「テレビメディア広告費」を初めて超えた。インターネットの広告費がテレビの広告費を上回るのは時間の問題であったが、ついにその時が訪れたということになる。次いで、人々のメディア利用の概況を把握する際には総務省が毎年公表している「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」が参考となる。2020年度に公表された調査結果では、全世代ではテレビ（リアルタイム）視聴の平均利用時間が最も長い。しかし、10代から30代まではインターネットの平均利用時間がテレビ視聴を上回っている。10代に至っては、インターネットの平均利用時間がテレビの2倍超となっている。これらの数値をふまえると、メディアの主役はテレビからインターネットへと移行しており、テレビは年長者向けのオールドメディアになりつつある、と言えよう。メッセージの効果・影響であれ、オーディエンスの解釈であれ、あるいは文化に着目するものであれ、これまでテレビを対象とする研究は数多く手掛けられてきた。しかし、悲観的な見通しを示すならば、今後テレビ研究の発展はあまり望めないように思われる。もちろん教育・学習も同様である。視聴（利用）者が減少しているメディアを研究しても、そして、専門的な教育や学習を実施しても意味がないという短絡的な見方には同意できない面もある。だが、そのような認識を否定することもできない。

そうした中、今号の特集である「広がるテレビ・アーカイブ活用の可能性 研究・教育の実践例・先行例から考える」には、暗澹たるテレビ研究や教育・学習を発展させる道筋が示されている。テレビ研究ならびに、テレビ番組を用いた教育・学習に際しては、まずもって「素材」が必要となる。しかし、素材となるアーカイブの利用は限定的である。特集解題にも記されているとおり、本学新聞学研究所ではテレビ番組の研究を目的に株式会社 JCC のシステム（MAX Channel Digital）を利用したアーカイブの構築を進めてきた。このアーカイブを用いた研究や教育・学習は、本学も一定の蓄積を有しているがさらなる活用の余地はある。特集の「対談」でも言及されている他のアーカイブとのネットワーク化という面で、本学のアーカイブが貢献する余地は大きく、研究や教育・学習の発展にも寄与しうる。また、「テレビニュースの大学教育利用の実践—NIE との比較から」で掲げられている「NIE：News in Education」の発展という面でも本学のアーカイブは有用である。テレビニュースを活用した NIE を学部・学科、大学院のカリキュラムの中に組み入れることができれば大きなアピールポイントになり、業界と市民をつなぐ取り組みへと発展することが期待される。今号で示されたテレビ・アーカイブをめぐる様々な取り組み、課題、展望は、本学新聞学研究所のみならず、教育・研究機関、メディア、そして、市民の間で幅広く共有されるべきであろう。今号がその一助となることを願う。（平井智尚）

編集委員

柴田秀一 小林聡明 平井智尚

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第16号

2021年3月15日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所
〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

Journalism & Media

March 2021 No.16

Institute of Journalism and Media Studies
Nihon University